

平成30年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成30年第2回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号（6月8日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○表彰状伝達式	7
○諸般の報告	10
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○請願第1号～陳情第3号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	11
○報告第3号～議案第46号の一括上程、説明	19
○散会の宣告	23

第2号（6月12日）

○議事日程	25
○本日の会議に付した事件	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	25
○議会事務局職員	25
○開議の宣告	27
○諸般の報告	27
○一般質問	27

16番 遠藤 実 君

区域指定制度の見直しについて	28
徴収事務の不祥事について	33

ごみ袋の改善について	3 5
公共施設の利便性向上について	3 7
市立幼稚園のバス送迎について	3 8
通学路の安全性向上について	4 1
10番 古川 洋一 君	
公共交通について	4 7
商工業の新興について	5 0
教育環境について	5 4
6番 寺門 厚 君	
公共下水道未整備地区の整備について	6 6
太陽光発電について	7 2
1番 大和田 和 男 君	
雇用創出について	8 1
結婚・出産支援について	8 6
移住促進に向けた子育て支援・学校教育について	8 8
3番 花島 進 君	
大規模ソーラー発電について	9 8
不動産遺産の相続に関する市の事務的対応について	9 9
那珂市の施設の職員用駐車場について	10 4
市の施設の車いすへの配慮について	10 4
○散会の宣告	10 6

第 3 号 (6月13日)

○議事日程	10 7
○本日の会議に付した事件	10 7
○出席議員	10 7
○欠席議員	10 8
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	10 8
○議会事務局職員	10 8
○開議の宣告	10 9
○諸般の報告	10 9
○一般質問	10 9
17番 福田 耕四郎 君	
公用車にドライブレコーダーを	11 0
耕作放棄地対策について	11 6

7番 小宅清史君

通学路を考える	1 2 2
○議案等の質疑	1 4 1
○議案等の委員会付託	1 4 4
○散会の宣告	1 4 5

第 4 号 (6月27日)

○議事日程	1 4 7
○本日の会議に付した事件	1 4 7
○出席議員	1 4 7
○欠席議員	1 4 7
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 4 8
○議会事務局職員	1 4 8
○開議の宣告	1 4 9
○諸般の報告	1 4 9
○議案第40号～議案第46号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 4 9
○報告第9号の上程、説明、質疑	1 5 1
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
○委員会の閉会中の継続調査申出について	1 5 3
○閉会の宣告	1 5 4
○署名議員	1 5 7

那珂市告示第61号

平成30年第2回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年6月1日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成30年6月8日(金)

2. 場 所 那珂市議会議場

平成30年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期20日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	6月8日	金	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 継続審査委員長報告 質疑・討論 ・採決 6. 議案の上程・説明
第2日	6月9日	土		休 会	
第3日	6月10日	日		休 会	
第4日	6月11日	月		休 会	(議案質疑通告締切、正午まで)
第5日	6月12日	火	午前10時	本会議	1. 一般質問
第6日	6月13日	水	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第7日	6月14日	木		休 会	(議事整理)
第8日	6月15日	金	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	6月16日	土		休 会	
第10日	6月17日	日		休 会	
第11日	6月18日	月	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第12日	6月19日	火	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第13日	6月20日	水		休 会	(議事整理)
第14日	6月21日	木		休 会	(議事整理)
第15日	6月22日	金		休 会	(議事整理)
第16日	6月23日	土		休 会	
第17日	6月24日	日		休 会	
第18日	6月25日	月		休 会	(議事整理)
第19日	6月26日	火	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協 議 会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 2 0 日	6 月 2 7 日	水	午 前 1 0 時	本 会 議	1. 委 員 長 報 告 及 び 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	中 崎 政 長 君	14番	笹 島 猛 君
15番	助 川 則 夫 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

不応招議員（なし）

平成30年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号（6月8日）

平成30年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年6月8日(金曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 請願第 1号 日本原電東海第二発電所の再稼働に反対する決議および再稼働しないことを求める申し入れを行うことを求める請願
- 陳情第 2号 日本原電東海第二発電所の再稼働に関する陳情書
- 陳情第 3号 日本原電東海第二発電所の再稼働に関する陳情書
- 日程第 4 議案等説明
- 報告第 3号 平成29年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6号 平成29年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 7号 平成29年度那珂市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 8号 平成29年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 議案第40号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第41号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第42号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第43号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第44号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第46号 物品売買契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番 大和田 和 男 君

2番 富 山 豪 君

3番	花島進君	4番	君嶋寿男君
5番	筒井かよ子君	6番	寺門厚君
7番	小宅清史君	8番	綿引孝光君
9番	木野広宣君	10番	古川洋一君
11番	萩谷俊行君	12番	勝村晃夫君
13番	中崎政長君	14番	笹島猛君
15番	助川則夫君	16番	遠藤実君
17番	福田耕四郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	企画部長	今泉達夫君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	小橋洋司君
保健福祉部長	加藤裕一君	産業部長	篠原英二君
建設部長	玉川秀利君	上下水道部長	中庭康史君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	飛田裕二君
会計管理者	小澤祐一君	行財政改革推進室長	平松良一君
農業委員会 農事務局長	根本実君	総務課長	渡邊荘一君

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	事務局次長	清水貴君
次長補佐	横山明子君	書記	小田部信人君
書記	小泉隼君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成30年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時00分

○副議長（古川洋一君） 再開いたします。

議長に代って議事を進行いたします。

◎表彰状伝達式

○副議長（古川洋一君） 会議に先立ちまして、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から多年にわたる地方自治功勞に対し、表彰並びに感謝状の贈呈がありましたので、伝達を行います。

第94回全国市議会議長会定期総会におきまして5名の当市議会議員が、また茨城県市議会議長会総会におきまして4名の当市議会議員が、長年の議会活動の功績に対し、表彰並びに感謝状の贈呈を受けました。まことにめでたく、心からお喜びを申し上げる次第であります。

それでは、直ちに伝達を行います。

お名前を読み上げますので、前にお進み願います。

全国市議会議長会表彰者、15年以上在職議員として、議席番号4番、君嶋寿男議員、議席番号14番、笹島 猛議員、議席番号15番、助川則夫議員、10年以上在職議員として、議席番号11番、萩谷俊行議員、議席番号13番、中崎政長議員。

続きまして、茨城県市議会議長会表彰者、15年以上在職議員として、議席番号4番、君嶋寿男議員、議席番号14番、笹島 猛議員、議席番号15番、助川則夫議員、感謝状贈呈者として、議席番号13番、中崎政長議員でございます。

それでは、初めに全国市議会議長会表彰伝達式を行います。

表彰状 那珂市 君嶋寿男殿

あなたは那珂市議会議員として15年那珂市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成30年5月30日

全国市議会議長会 会長 山田一仁

代読。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市 笹島 猛殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市 助川則夫殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市 萩谷俊行殿

あなたは那珂市議会議員として10年那珂市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成30年5月30日

全国市議会議長会 会長 山田一仁

代読です。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市 中崎政長殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

続きまして、茨城県市議会議長会表彰伝達式を行います。

表彰状 那珂市議会議員 君嶋寿男殿

あなたは市議会議員の職にあること15年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成30年4月19日

茨城県市議会議長会 会長 村田進洋

代読です。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市議会議員 笹島 猛殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市議会議員 助川則夫殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

感謝状 前茨城県市議会議長会理事、前那珂市議会議長 中崎政長殿

あなたは本会理事として会務の運営と地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに感謝状を贈呈して深甚な謝意を表します。

平成30年4月19日

茨城県市議会議長会 会長 村田進洋

代読でございます。

おめでとうございます。

それでは、ここで表彰者を代表いたしまして、助川則夫議員より謝辞をお願いいたします。

〔15番 助川則夫君 登壇〕

○15番（助川則夫君） ただいまご指名をいただきましたので、受賞者を代表いたしまして、まことに僭越ではありますが、謝辞を申し上げます。

まず、第2回定例会冒頭、私どものためにお時間をおとりいただきましたこと、大変貴重な時間、まことにありがとうございます。

さて、このたびの受賞に浴しましたことは、議員各位はもとより、執行部の皆さん方、さらには市民の皆さん方のご指導、ご支援のたまものと感じておるところでございます。このたびの受賞を機に議会の存在意義向上のため、また市民福祉向上、さらには市政全般にわたる伸展を目指すべく、微力ではございますが、力を尽くしてまいることをお誓い申し上げ、簡単ではございますが、謝辞に代えさせていただきます。

平成30年6月8日

那珂市議会議員 助川則夫

本日はまことにありがとうございました。

○副議長（古川洋一君） 受賞されました各議員におかれましては、まことにおめでとうございます。

以上で、伝達式を終わります。

自席にお戻り願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおりお手元に配付をしております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成30年3月、4月、5月実施分の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、市長から那珂市土地開発公社の経営状況を説明する書類がお手元に配付してありますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、萩谷俊行議員、12番、勝村晃夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月27日までの20日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月27日までの20日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、寺門 厚委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎請願第1号～陳情第3号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、請願第1号 日本原電東海第二発電所の再稼働に反対する決議および再稼働しないことを求める申し入れを行うことを求める請願、陳情第2号 日本原電東海第二発電所の再稼働に関する陳情書、陳情第3号 日本原電東海第二発電所の再稼働に関する陳情書を一括して議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

原子力安全対策常任委員会、小宅清史委員長、登壇願います。

小宅委員長。

〔原子力安全対策常任委員会委員長 小宅清史君 登壇〕

○原子力安全対策常任委員会委員長（小宅清史君） 原子力安全対策常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件について、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

請願第1号 日本原電東海第二発電所の再稼働に反対する決議及び再稼働しないことを求める申し入れを行うことを求める請願、外2件でございます。

次に、結果でございます。

全て賛成少数で不採択とすべきものとなりました。

理由でございます。請願第1号、陳情第2号、陳情第3号は同様の内容であるため、一括して審査をする形をとり、前回の定例会会期中の審議で、専門的な見解も伺いつつ議論を深めたいとの理由から、継続審議となっていた案件です。そのため、今回の委員会では原子力専門委員に出席していただき、原子力発電所の状況についての説明や専門的知見に基づく意見を伺った後に審議を行いました。

その審議の中で、委員から原発の再稼働に賛成、反対双方の意見を聞き、もっとじっくり議論が必要ではないかと継続審査を求める意見が出されました。そこで、採決をとった結果、賛成少数で継続審査は行わないことになりました。

その後、討論を行い、委員から反対討論として、同様の趣旨の請願、陳情は、近隣の6市村には出ておらず那珂市のみであり、再稼働するかどうか決定されていない段階では時期尚早で、もっと慎重に議論を深めた上で判断すべきであるということから、今回は不採択にすべきであるとの討論がありました。

また、賛成討論として、新協定によりこの先、周辺6自治体の再稼働への判断が重要になることから、議会として再稼働反対の態度を早目に示すべきであることから、採択すべきという討論がありました。

採決を行った結果、賛成少数で今回の陳情及び請願については、不採択とすべきものと決

定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（君嶋寿男君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は一人3回までといたします。

質疑ございませんか。

寺門議員。

○6番（寺門 厚君） それでは、質問させていただきます。

まず、第1番目ですけれども、原子力専門委員とありましたけれども、これはどのような原子力の専門分野の方なのか、これがまず1点。

2つ目に、原子力専門委員の方から東海第二発電所の、40年経過をするわけですけれども、40年経過しての稼働についてどのような発言がありましたか。

3つ目は、先ほど東海第二の再稼働が決定されていない段階、これは時期尚早ということで、もっと慎重に議論を深めた上で判断すべきと回答いただきましたけれども、このもっと慎重に議論を深めるということにつきましては、これは委員会はもちろんですけれども、議会全体で議論を深めていく必要があると思いますけれども、これについては今後どういうふうに考えていきますか。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅委員長。

○原子力安全対策常任委員会委員長（小宅清史君） まず、原子力専門委員の方はどんな方かということですが、市のほうで囑託しております専門委員の方々と、現役時代に原子力関係に携わってきた方の経歴プロフィールも委員会には提出されておりました。さまざま、原子力発電関係の方もいらっしゃいますし、原研、原子力研究所関係の方もいらっしゃいますし、その関連会社の方もいらっしゃいました。

それから、40年稼働についてどういう意見があったかということですが、いわゆる中心のところのタンク、原子炉以外の部分は順次部品を新しくしてきているということで、その原子炉自体は交換しようがないが、それ以外の部分は新しいものにかえてきているというようなお話がありました。

それから、議会での議論を今後深めていくべきではないかということですが、そこに関しましては、私ども委員会の手からは離れますので、議会運営委員会、もしくは議長、副議長のほうでご判断をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） よろしいですか。

外にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

花島議員。

○3番（花島 進君） 私は、請願第1号、陳情第2号、陳情第3号いずれも東海第二原発の運転に反対する趣旨のもので、全て採択すべしという考えで意見を述べます。

その理由を述べます。まず、第1に我が国の原子力発電の問題について考えたい、原発には多様な問題がありますが、ここでは運転する原発の安全問題を中心に考えます。

東海第二原発に限らない、現在のPWR、BWRの2つのくりに共通の問題です。

原発では、核エネルギーによって引き出すプロセスで、大量のエネルギーと大量の放射能が生じます。それを1つの炉の中で扱っています。放射能については、その多くが環境に放出されると大きな被害が生じます。これはチェルノブイリ原発事故、福島原発事故の結果を見れば、その被害の大きさのイメージができるでしょう。被害が極めて大きくなる可能性があるので、極めてまれなことであっても大きな事故の可能性について、しっかりした認識が必要です。

原発事故では、技術が、単に大きなエネルギーを扱っているだけ、あるいは大量の放射能が付随するだけではなく、その2つを同時に扱わなければなりません。そこに難しさがあります。事故を防ぐために、多くの研究や開発があり努力をされています。しかし、安全保持に失敗したときの被害の大きさに見合ったものにはなっていません。

次に、我が国の状況です。

我が国は地震の多い国です。そして、まれではありますが、極めて大きな地震が起きる可能性がある場所にあります。ですから、地震やそれに付随する津波などの現象は、原発にとって考慮しなければならないことは言うまでもありません。

では、私たちは地震についてどれだけのことを理解していたのでしょうか。また理解しているのでしょうか。

我が国で、原発の建設が多く計画され始めたのは1960年代後半から1970年代です。1964年に成立した立地審査指針。立地審査指針とは、原発の建設場所として許すかどうかを審査するときのガイドですが、地震、津波について全く甘い認識でした。

その一部を読むと、こういうふう書いてあります。大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと、また災害を拡大するような事象もないこと、こういうふう書いてあります。

今の、今日の知見からすれば、日本中どこでも大きな地震の可能性があるので、これは国内のどこにも原発をつくれなような指針です。このような指針をつくったとき、こういう事態について全くわかっていなかったんです。

過去にどのような地震があったのかの認識については、日本列島の中の出来事が文書として歴史に残るようになったのは、奈良時代、あるいはその少し前からくらいですが、せいぜ

い1200年か1300年くらい前からでしかありません。非常にまれなことを考えなければならない、原発の建設に必要な情報としては極めて不十分です。

一方、実際に起きた地震の観測、特に強い振動の観測については、さらに歴史が浅いです。強振動の観測網が整備されたのは、1995年の兵庫県南部地震以降でした。

今では、プレートテクトニクス理論でマントル対流から地殻に力がかかり、それが地震のもとになることが理解されるようになっていますが、我が国で原発の建設が盛んに計画されたころ、通説として確立してはいませんでした。また、どれだけの地震動が起これるのか、数値としてもイメージとしても理解されているようには見えません。

そして、1964年の立地審査指針がむなしくつくり、原発の建設が進みました。地震に対して警戒心が薄い文化が原子力関係に根づいてしまったのです。

軌道を修正する機会はいくつかありました。1995年兵庫県南部地震、いわゆる阪神・淡路大震災が起きましたが、そこでは非常に大きな地震動の加速度が検出されました。それは、これまでの地震動に対する漠然とした認識を壊すものでした。

さらに、2007年7月の新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原発が被害に遭いましたが、そこで観測された加速度は設計基準震度、すなわちそれ以上のことは起こらないとする上限の想定震度をはるかに上回るものでした。

当時の原発の安全思想は、起これることを全て想定し、それに対して安全を確認するというものでしたから、実際の地震動が設計基準を超えたことは極めて重大なことで、原発の安全思想の基盤がしっかりしていなかったことを示すものです。

地震について、地下深くのことについて理解が不十分という認識のもとに原発を計画し、十分な余裕を持った想定をすべきでしたが、失敗したのです。柏崎刈羽原発はメルトダウンのような過酷事故には至りませんでした。この段階で間違いを認識し、軌道修正すれば福島事故は起きなかった可能性が高いです。

しかし、根本はいまだに修正されていません。こういう文化のままつくられてきた現在の原発は、運転すべきではありません。

原発の危うさについて、もう一点述べます。

それは、システムが余りに複雑で、異常時の対処が困難だということです。

スリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故、そして福島第一原発の1号機、2号機、3号機など大事故の後から、こうしておけばメルトダウンしなかったなどの声が聞かれます。それは妥当な意見もあるでしょう。しかし、管理運転する者たちが、事故が破綻に至る前に事態を把握することが難しいということを忘れた議論は、実際のシステムの安全を守るためには全く不十分です。

平常運転時やあらかじめ予想されている軽微な障害のときはともかく、システムが複雑だと状態の把握が難しくなります。複雑さが大きくなると正しい判断が行えないことを想定しなければならない水準になります。間違った判断がされることを考え、なお重大な事故を避

けることができるものでなければならないということです。その点、現在の原発は全て失格でしょう。

原発は意図的な攻撃に対しても脆弱です。運転中の原発に燃料満載の大型航空機をぶつけられたとき、一時は格納容器などが直接的な破壊を免れても、周辺の配管、配線、その他多くのものが破壊され、一面火の海になれば、後はどうなるかわかりません。平和でなければ動かしてはならないもの、これが原発です。

さて、一般論を述べましたが、東海第二原発について話します。

東海第二原発の第一の問題は、その周辺に多くの住民が住んでおり、同時に莫大な社会資産、個人資産があることです。

今、原発事故の広域避難計画の作成が周辺自治体で進められています。それに対して、30キロ圏内に96万人もいるため、実効性のある避難計画がつかれないという批判があります。さらに言えば、たとえ避難できたとしても、広範な地域が放射能で汚染され使えなくなれば、たとえいつかは誰ひとり死ぬことがなくても被害は余りにも甚大です。その被害の大きさを考えると、発電会社や地域の市民が若干の利益を求めて原発を運転することが許されるものではないと考えます。

第2は、技術上の危うさです。

東海第二原発は、100万キロワット級沸騰水型原発の最も初期の型で、設計や安全思想でも未熟な点が多い原発です。そして、運転開始からもうじき40年になろうとする老体です。さらに2011年の震災に遭っている原発です。綿密に点検したとしても、どこにどのような弱点が隠れているかわかりません。

日本原電の管理能力にも疑問があります。私自身、日本共産党の県会議員らとともに東海第二原発に話を聞きに行ったことがあります。当方が指摘する事柄についてみずから考えて答えている様子がなく、技術基準に従っていますなどとしか答えません。そもそも原発技術が未熟な今にあって、既存の基準だけに沿っていればいいという考え方には、非常にある種の能力の低さというか、力のなさを感じます。

また、2011年の震災時の原発の挙動の推移、その分析にも不審があります。東海第二は、地震と津波によって全ての外部交流電源を失い、非常用発電機も3機のうち1機を失いました。原子炉を一応の停止と見なす冷温停止と呼ぶ状態に持っていくまで3日以上を要しています。これは通常の倍以上の時間ですが、それだけではなく、冷温停止に至る過程は綱渡り運転で、1つの発電機を失うだけで綱渡りになったのか、その詳細が明らかになっているとは思いません。

圧力容器の劣化をモニターする考え方にも納得できません。シュラウドサポートと呼ぶ部位に大きなひびが多数あるにもかかわらず、そのままよしとする姿勢にも納得できません。地震動の想定についても納得できません。

その他、弱点はいくつもありますが、全て挙げるには時間が足りないので省きます。

さて、私や多くの市民が運転再開に危惧し、反対しても、東海第二の問題は国や原子力委員会に任せようとする方々があります。そういう方々にはこれまでのことを思い起こしてほしいものです。

福島原発事故の後、それまでの規制体制へ一定の反省があり、権限を強めた原子力規制委員会がつくられました。そして2013年には新規制基準がつけられ、今に至っています。この規制基準は、福島事故の反省からつけられたとされていますが、福島事故の根源をしっかりと吟味し、その上で万全な規制基準をつくったものではなく、今の技術で今の原発をいくらか安全にして、いくつかの原発を運転できるようにしたと言っているような基準にすぎません。

新規制基準に反映された福島原発事故からの教訓、一つはメルtdownのような過酷事故は起こらないとは言えないということ。もう一つは地震や津波の想定が甘かったということです。これは一見正しそうですが、福島原発事故のようなことがなぜ起きたのか、以前の考え方のどこが間違っていたのか、根本が押さえられていません。後者の地震や津波の想定が間違っていたという教訓は、そもそも、さきに言いましたように、我々は地震や津波についてよくわかっていないとすべきであり、過酷事故は起こらないという考えが間違っていたということについては、原子力界はそのような間違いを犯すほど無能だったという反省に置きかえるべきです。

しかし、根本の反省なしに新規制基準を拙速につくり、今、不十分な基準をもとに原発を審査しています。そのような規制委員会や国に、我々の安全、我が国の安全を任せてはけません。

さて、今私たちが態度表明をすべき理由について述べます。

第1の理由は、原発が運転され、その結果、大きな事故で市民や社会に大きな損害を与える可能性、それへの危惧を早急に回収をし安心に近づけるために、早く日本原電に運転を断念させるのがよいということです。

第2は、日本原電が運転再開の断念を早めれば、経営の損失が少なくなるからです。既に日本原電は、運転再開のために多額の資金と労力を使っています。さらに進めれば、さらに巨額の投資になります。そして、なかなか後に引けなくなり、無理をすることも恐れられます。だめなものはだめと、きっぱり示すのは親切でもあるのです。ですから早目に諦めてもらうのがよいのです。

私は原発のリスクについて述べました。このようなリスクはありますが、かといって、東海第二原発が仮に20年弱運転しても、福島並みの事故が起きる確率は大きくはないでしょう。2011年のような地震や津波、これは1000年に一度くらいだから当面は動かしてもよいだろうと考える人もいます。

しかし、それは間違っています。運転すれば日々もうかる、1カ月運転すれば1億円くらいもうかるかもしれません。そこに落とし穴があります。日々の運転で事故はほとんど起き

ず、もうかるからよいではありません。まれではあるが、とんでもない事故が起こり得る、それが起きるととんでもない被害になるというリスクを抱えたもうけなのです。

これは言いかえれば、巨大なルーレットで月々ギャンブルをやるようなものです。玉がとまる場所は10万くらいあって、ほとんどの場所は若干のもうけになる。2割か3割は運転できないのでゼロかマイナスです。そして、ここが大事なところですが、いくつかとんでもない場所があって、そこに玉がとまればとんでもない負けになる。その負けは国の危機になる大きさです。万が一であろうが、百万が一であろうが、そういうリスクをとるべきではありません。

たかが電気をつくるために、しかも既に足りている電気をつくるために、そういうリスクを冒してはなりません。リスクを冒して運転しても、1つの原発で1年程度でしたらそれはほとんど破滅に至りません。しかし、それはあちこちでそのようなことを考え、多くの原発を長年運転すれば、どこかで破局が生じる可能性は、まれではなく、ほとんど必然になります。多分大丈夫は、普遍性のない考え方です。

議員諸氏には熟慮の上、倫理と道理のある判断をされることを望みます。

以上、請願、陳情を採択すべしとして意見を述べました。

○議長（君嶋寿男君） 傍聴者は拍手などしないようお願いをいたします。

外に討論ございませんか。

寺門議員。

○6番（寺門 厚君） それでは、請願第1号、陳情第2号、陳情第3号について、賛成の立場で討論をします。

3.11福島第一原発事故から丸7年が経過しまして、いまだに原因がわかっておりません。また被災者で帰還できない方が大多数いらっしゃいます。福島第一原発の周辺自治体はゴーストタウン化し、フレコンバックと呼ばれる除染廃棄物の黒いポリエチレンの塊で埋め尽くされており、この異様な光景、大変悲惨な状況ではないかというふうに感じております。この除染廃棄物の中間貯蔵施設さえもですね、現在建設の目途が立っておりません。このような惨状を引き起こす原発事故を二度と起こしては絶対にいけないのだというふうに思うのは、私だけではないというふうに思います。

日本原子力発電株式会社は、東海第二原子力発電所、以下東海第二原発と言いますけれども、最長20年の運転期間延長の申請をしております。3月29日には30キロ圏、特にここは首長懇談会6市村で新たな安全協定を締結し、6市村にも再稼働判断の権限が拡大されました。

東海第二原発は、福島第一原発事故を起こした同じ沸騰水型軽水炉を使用しております。3.11でしかも被災をしました。さらにこの11月で、運転開始から丸40年を迎える老朽化現象であります。東海第二原発で事故が起きれば、福島第一原発事故とは比べ物にはならない被害が予想されます。

第1に、東海第二原発の30キロ圏内に96万人、50キロ圏内には144万人が暮らしている状況であります。ここで過酷事故が起きれば、広い地域が壊滅をします。その際に一斉に避難するのは不可能であり、たとえ避難できたとしても、故郷に戻ることは二度とできないわけであります。

第2、東海第二原発敷地と日本原子力研究開発機構の東海再処理工場が近接しており、大量の放射性廃棄物がここには置かれております。しかも、ほぼ満杯状態という危険な状況にあります。ここで重要なのは、その使用済み核燃料の処分先が決まっていないということが非常に問題であります。

第3に、房総半島沖に長さ160キロ、それから幅300キロ以上の巨大な活断層が存在するということが判明しており、地震学者によりますと、地震でできた崖は東側の活断層で2,000メートル、西側では3,000メートルあり、いずれも大地震を何度も繰り返してきた可能性が高いと指摘されております。基準津波を17.1メートルとして防潮堤をつくる計画で対応できるのか、専門家から疑問が出されております。

第4に、東海第二原発の老朽化した格納容器、これらは取りかえることは不可能であること、また可燃性の電源ケーブルの半分が取りかえられず、燃えにくいシートで覆うということで済まされてしまいます。これでは専門家からも、事故でシートが損傷し、ケーブルが中から燃えることに対応はできないということが指摘をされております。

以上の危険性があるにもかかわらず、原電が十分な対策を立てているとは言いがたいものがあります。2月から開始されました状況説明会では、住民が納得できる説明はなされませんでした。我々自治体議員は、住民の命と暮らしを守る責任があります。このような実情を見れば、到底住民を守るなどとはできるわけがありません。

特に、本市、那珂市においては、昨年実施されました那珂市市民アンケート、これの調査4項目めですね、「東海第二発電所の再稼働についてあなたはどのように思いますか」という問いに対しまして、「反対」、「どちらかといえば反対」合わせまして、65%の市民が再稼働反対であるという結果を示しております。私はこの結果は尊重すべきだというふうに考えております。

以上の理由から、私は東海第二原発の再稼働を認めることはできないという判断に至っております。

よって、請願第1号、陳情第2号、陳情第3号は採択すべきものであると判断します。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 外に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） なければ、討論を終結いたします。

これより請願第1号、陳情第2号及び陳情第3号を一括して採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

念のため申し上げます。これから行いますこの請願第1号、陳情第2号及び陳情第3号の採択は、委員長報告に対するものではなく、請願第1号、陳情第2号及び陳情第3号を採択にするのか、不採択にするのかを問うものでございます。

お諮りいたします。この請願第1号、陳情第2号及び陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君嶋寿男君） お座りください。

賛成少数であります。

よって、請願第1号、陳情第2号、陳情第3号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

◎報告第3号～議案第46号の一括上程、説明

○議長（君嶋寿男君） 日程第4、報告第3号から議案第46号まで、以上13件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成30年第2回市議会定例を招集しましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

ただいまは全国市議会議長会より、議員在職15年以上による表彰で、君嶋寿男議員、笹島 猛議員、助川則夫議員、さらに議員在職10年以上による表彰で萩谷俊行議員、中崎政長議員の表彰伝達がございました。

また、茨城県市議会議長会より議員在職15年以上による表彰で、君嶋寿男議員、笹島 猛議員、助川則夫議員、さらに中崎政長議員に感謝状の表彰伝達がございました。

表彰の栄に浴せられました5名の議員各位に対しまして、心より敬意を表しますとともに、今後とも自治発展のため、市民の福利向上のため、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。

さて、先月から一の関親水公園にある曲がり屋の茅葺屋根の葺きかえ工事が始まっており

ます。葺きかえは19年ぶり、今では全く見られなくなった珍しい光景でございますので、観光の一環として市内外から多くの方に来ていただけますよう、マスコミ等にも広く情報提供を行っております。

また、静峰ふるさと公園では4月17日から5月2日まで八重桜まつりが開催されました。今年は春としては暖かい日が続いたため、八重桜の開花が例年より早く、まつり前半には満開を迎えてしまいました。

しかし、公園のリニューアル工事を行い、子供向けの遊具等が完成したことから、多くの家族連れが訪れ、まつりの期間中、来園者数は約3万8,000人となりました。静峰ふるさと公園は春ばかりではなく、オールシーズンを通して、市民の方はじめ多くの方にご利用いただけるよう、本年度も引き続きリニューアル工事を行い、整備を進めてまいります。

さらに、那珂市の認知度が向上するよう、昨年引き続き「FMぱるるん」において、ラジオコマーシャルで那珂市のイメージアップや行事等などのお知らせを発信しております。今後も「人と地域が輝く安心・安全なすみよいまち那珂」を前面に押し出し、シティプロモーションを展開していく所存でございますので、引き続き議員の皆様にはご支援、ご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

それでは、第2回定例会の開会に提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました議案のうち、報告が6件、議案として専決処分に係るものが3件、条例の一部改正が2件、平成29年度各種会計補正予算が1件、物品売買契約の締結が1件の合計13件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第3号 平成29年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

額田コミュニティ広場整備事業、旧しどりの湯整備事業、道路維持補修事業、道路改良舗装事業、両宮排水路整備事業、下菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業、中学校施設補修事業、額田城跡整備事業、かわまちづくり支援制度活用事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、2ページをお開きください。

報告第4号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

那珂久慈流域下水道事業に係る繰越明許費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第5号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

農業集落排水整備事業に係る繰越明許費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、4ページをお開きいただきたいと思います。

報告第6号 平成29年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について。

庁舎管理事業、公立幼稚園建設事業に係る継続費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、5ページをお開きください。

報告第7号 平成29年度那珂市一般会計事故繰越し繰越計算書について。

財産管理事務費に係る事故繰越しについて、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、6ページをお開きいただきたいと思います。

報告第8号 平成29年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について。

木崎浄水場電気計装設備工事に係る継続費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いては、7ページになります。

議案第40号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行するものでございます。

主な改正内容は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税額の減額措置の創設、評価替えに伴う税負担の激変を緩和するため、土地に係る固定資産税の負担調整措置を3年延長するものでございます。

続いて、45ページをお開きいただきたいと思います。

議案第41号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行するものでございます。

主な改正内容は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設、評価替えに伴う税負担の激変を緩和するため、土地に係る負担調整措置を3年延長するものでございます。

続いて、57ページをお開きいただきたいと思います。

議案第42号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたこと及びマイナンバーによる情報連携により情報が取得できれば証明書の提出を省略できるとされたことに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。施行期日は平成30年4月1日でございます。

改正内容については、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額引き上げ及び国民健康保

除税の減額において控除額を拡大するもので、加えてマイナンバーによる情報連携で雇用保険受給資格者証の内容把握ができる場合は、証明書の提出が省略できるものでございます。

続いて、64ページをお開きいただきたいと思います。

議案第43号 那珂市税条例等の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正し、平成30年10月1日から施行するものでございます。

主な改正内容としては、加熱式たばこについて課税区分の新設、紙巻きたばこの本数への換算方法の見直し、たばこ税の税率改正を行うものでございます。

続いて、85ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例。

茨城県において、入院に係る医療福祉費の受給対象者の範囲を高校3年生まで拡大することに伴い、本条例について所要の改正をし、平成30年10月1日から施行するものでございます。

改正内容については、小児の定義を15歳から18歳に拡大し、かつ高校生の間にある者については、入院に係る医療福祉費のみ対象となるよう限定する規定を追加するものでございます。また、あわせて文言の修正をするものでございます。

続いて、平成30年度一般会計補正予算についてご説明いたします。補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第45号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1,272万円を追加し、207億3,272万円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、コミュニティ助成事業において、1まちづくり委員会への助成金を計上するものでございます。

民生費については、地域介護・福祉空間整備事業において、1グループホームの施設改修に係る補助金を計上するものでございます。また、医療福祉事務費において、小児マル福制度改正に係る該当者への通知等の郵送料を、生活保護総務事務費において、生活保護基準改定に対応するためのシステム改修に係る委託料をそれぞれ増額するものでございます。

教育費については、スクールライフサポーター配置事業において、スクールライフサポーターの配置に係る経費を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入を増額するものでございます。

続いて、92ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号 物品売買契約の締結について。

東消防署配備（平成20年10月）の救急自動車を更新するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでござい

ます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時58分

平成30年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号（6月12日）

平成30年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年6月12日(火曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	中 崎 政 長 君	14番	笹 島 猛 君
15番	助 川 則 夫 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 田 俊 昭 君	市 民 生 活 部 長	小 橋 洋 司 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	玉 川 秀 利 君	上 下 水 道 部 長	中 庭 康 史 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	飛 田 裕 二 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	渡 邊 莊 一 君

議会事務局職員

事務局長 寺山修一君 書記 小田部信人君
書 記 小泉隼君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の
一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、明日13日は通告6番か
ら7番までの議員が行います。

傍聴者の皆様をお願いいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。

以上、ご理解のほどをよろしくをお願いいたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（君嶋寿男君） 通告1番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 区域指定制度の見直しについて。2. 徴収事務の不祥事について。3. ゴミ袋の改善について。4. 公共施設の利便性向上について。5. 市立幼稚園のバス送迎について。6. 通学路の安全性向上について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） おはようございます。

議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今は、史上初の米朝首脳会談がまさに始まろうとしている歴史的な時間帯なのかなというふうにも思いますが、そういった時間帯に一般質問をさせていただくということで大変光栄でございます。頑張っとうろうと思いますが、通常以上にちょっと今回質問事項が多いものですから、いつも以上に時間を気にしながら懸命に努めていきたいというふうに思っております。

まず、最初の項目は、区域指定制度の運用の見直しです。

導入にあたりまして、この制度はまだ検討の余地があるのでは、強引に導入するべきではないと、市執行部に訴えましたが、それでも昨年4月から導入された区域指定制度、3カ月前の定例会でそれが想定どおりに運用されているか検証しましたが、その効果は不明とのことでした。

しかし、その一般質問の後、市民から問い合わせをいただきました。遠藤さん、この区域指定制度はどうなっているのか。このエリアだったら、誰でも家を建てられるのじゃなかったのと、そうですよと。市からはそういう説明を聞いていました。いや、それがそうじゃないんだよと。

今回も議長の許可をいただきまして、皆様に資料を配付させていただいております。

こちらです。お手元の資料1枚目をごらんいただきたいと思います。

この位置図のうち、ピンクの箇所が市街化区域、それ以外が市街化調整区域ですが、そのうち、緑の箇所が今回、区域指定制度で指定された対象集落になっています。そもそもこの区域指定制度は、市街化調整区域における既存集落の維持保全を図るため、出身要件等を問うことなく誰でも住宅を中心とした開発許可が可能となるものです。

ここで伺いますが、指定された区域ではどこでも市外からの転入者が家を建てられるものではなかったのですか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

区域指定のエリア内でありまして、農地法における優良農地である第一種農地に定義された土地に該当した場合は、区域指定制度を活用しての住宅建設はできないことになってお

ります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） どうもおかしいんですね。区域指定制度につきましては、私たち議会もさんざん議論をしてきましたけれども、この指定された区域では誰でも建てられるということだったはずであります。

私も当時の住民説明会にほとんど伺いましたけれども、これに関しては、住民にもよく知らされていないんですね、そういうことは。そういうことを導入してから言い出すのはおかしいのではないかと、なぜ第一種農地は家を建築できないんですか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

都市計画法において、第一種農地などの優良農地については、原則、区域内に含めないとされておりまして。このことから、区域指定内の第一種農地については文言で除外しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） その第一種農地が優良農地というのは知っています。しかし、この指定されたエリアにも入っているんですね。それでいて、ほかから来た方が家を建てられないというのはおかしいのではないですか。ちなみに、この第一種農地というのは、この緑のエリアのうち、どれぐらい面積があるんですか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） お答え申し上げます。

全体で区域指定は590ヘクタールを指定しております。この指定したエリアの中で第一種農地は約11%、1割強ということでございます。これを農業委員会のほうから聞いております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） この指定された14エリアに関して、私も一つ一つ見ました。ただ1割という話ですが、地域によっては3割程度、第一種農地に入ってしまうところもあるんですよ。外からの方が建てられないのであれば、最初からそういう箇所は指定してしまうこと自体がおかしいんです。もう最初からここは指定しなければ、じゃ、よかったんじゃないですか。

先ほどの答弁にあるとおり、都市計画法で第一種農地については、区域指定の区域内に含めないとされているのであれば、当然そのエリアには第一種農地はじゃないんだねというふうに理解されても仕方ないですね。指定しておいて後からだめですというのは、行政とし

て信義則に反すると言われても仕方がない。なんでこういう箇所を指定してしまったんですか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） 区域指定のエリアを決めるにあたっては、基準に従いまして、宅地化率や集落性、道路などの長狭物で街区を定めました。一方、第一種農地につきましては、10ヘクタール以上の一団性のある農地と定義されております。区域外からのつながりのある農地は、道路などで原則は分断されません。

このことから第一種農地は、指定したエリアの宅地の間に複雑に入り込んでいるところもございまして。区域指定から除外した場合、虫食い状態になるとともに、将来性において農地のつながりがなくなることで、第一種農地から第二種農地などに変ったとしても、区域制度が活用できなくなる。

このために、農業委員会と調整を図りまして、第一種農地が含まれた区域につきましては文言で除外するというようにしています。

よろしく申し上げます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） その文言で除外するといいますが、もう緑で塗られているところ、これはもう誰が見ても、もう建てられると普通見ますよね。今のご説明は、私も行政書士ですから、その農地転用許可、開発許可申請やるのでわからなくはないですけども、一般市民の方からしたら、そんな説明全くわからないですね、全くわからないです。こういうふうにもう公で示されている、これホームページからとったものですから、こういうふうに示されているエリアであれば、これはもう建てられると言っている以上、建てられなければ、これはおかしいんじゃないかと思うんです。

そこで、やっぱり運用の見直しをすべきだというふうに思うんです。まず、第一種農地がだめだというのであれば、じゃ、今からでもこの第一種農地をエリアから外すということができれば一番すっきりします。それどうですか、できないんですか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） エリアを指定するにあたりましては、できるだけ広い範囲でエリアを指定しております。特に、第一種農地は流動性のある農地ということなので、それが変化したときにでも、この区域指定そのものが有効に使えるようにということでエリアを定めているところでございます。

したがって、流動性のある第一種農地につきまして、最初から除外するということは将来にわたっても除外するということになってしまいますので、エリアを指定するにあたっては、それは配慮したということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） いや、非常にわかりづらい。だって、そんなこと言ったって、ここ家求めたいですよと、買いたいですよと言って、このエリアを見てきて、農業委員会へ行ったらばだめですと言われてるんですよ。これはおかしいでしょうというようなことでございますから、ここはやっぱりやり方を考えなきゃいけないと思いますよ。

今公示されているものを外すというのはなかなか難しくても、じゃ例えば、ただそもそもこれは既存集落の維持保全を図るために、ほかの方をどんどん受け入れましょうというふうな趣旨で調整区域の中で特別に指定をしているものでありますから、その区域制度の趣旨にのっとり、運用上で市外の方でも建てられるように、じゃそのエリアの中の一種農地は、じゃ二種農地と読みかえることができるというふうにしてはどうですか。

○議長（君嶋寿男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 実君） お答えいたします。

区域指定制度の趣旨、理解できるところではございますけれども、第一種農地の判断基準となる農地の集団性につきましては、農林水産省から示されておりまして、その基準等を客観的かつ総合的に判断しますと、区域指定内の農地であっても第一種農地と判断せざるを得ないのが現状でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） それもだめ、これもだめ。都市計画法、農地法、それぞれ大きい法律だというのはわかります。ただ、これ制度の設計の仕方として、やっぱり、でもおかしいのではないかと。やっぱりここを求めたいと言って問い合わせに行ったらばだめですと、第一種農地だからだめです。じゃ、そこは外しちゃいいんじゃないですかと言っても、それはやっぱりできませんと。運用上もできません。じゃ一体何のためにこれを指定しているんだというふうに、非常にわかりづらい内容になっています。制度自体、もう少し見直しはきちんとしたほうがよろしいんじゃないかと思いますが、いま一度お願いします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（玉川秀利君） ご説明申し上げましたとおり、優良農地につきましては、農地法だけではなく都市計画法においても保全すべきと考えているところでございます。

今回の区域指定では、先ほどと同じ答弁になってしまうんですが、流動性のある第一種農地を除外するのではなく、周辺状況の変化が生じ、第一種農地から第二種農地等に、定義が変わった際には、区域指定制度が活用できるように配慮しているところでございます。この辺をご理解いただきまして、制度や内容がわかりづらい部分につきましては、窓口等において丁寧に説明させていただきたいと思っております。

また、制度の見直しにつきましては、今後の宅地化率であったり、人口動態の動向を踏まえた上で、必要に応じ対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） この制度を進めてきたトップの市長、どうですか、おかしいんじゃないですか、これ。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 議員もご承知のように、少子化の傾向は顕著になりまして、去年は戦後最少となる94万人の出生者に対して、死亡者は戦後最多の134万人となりました。人口減少の傾向は確実に進んでいるということになります。また、市街化区域外の環状部にあつては、人口減少が進み、限界集落が危惧される地域が見られます。

こうした状況を回避するために導入した区域指定を市の重要施策として取り組んでいるところでございます。

建設部長の答弁と同じく、優良農地が守られるべきであるというふうに考えております。

区域指定については、可能な限り広い範囲でエリアを指定しています。その中には転用が難しい農地が含まれていることも理解しています。現段階では建物が建てられないかもしれませんが、将来、建物が建つ可能性があるのであれば、区域に入れるべきであるというふうに考えております。

現時点でエリアの見直しについては考えておりませんが、環境や状況に変化が生じた場合は検証を行い、必要に応じて対処したいというふうに考えています。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これは確かに重要施策なんです。ですから、既存集落の維持保全のためという趣旨は、私もわかっているわけです。ただし、私も何件もそういうことを実は聞いているわけです。ここも、そこも、ここもやろうと思ったら一種でだめだと言われているわけです。

例えば、区域指定制度、状況に応じて見直しをするわけですから、まずは、どこのエリアでもオーケーだというところで指定をして、それから広げていくというようなことはありだと思いませんか。ただし、実際にエリアを指定して、あっちも、こっちも、そこも一種だからだめ、だめ、だめというようなことでは、じゃ、実際どういうことなんだというふうな不信感が出てきてもいたし方がない、そういうことだと思いませんか。例えば、一種農地が精査をした上で半分にもなっちゃうと。区域指定したエリアの半分も一種農地だとなれば、これはなかなか難しい部分があるかもしれませんが、例えば、1割ぐらいしかなかったのであれば、ほぼ1割ぐらいはやっぱり最初から削ったところからスタートすればよかったです。このエリアはどこでもオーケーだという安全な制度設計で、運用でスタートしておけばよかったですよ。そういうふうにお感じになりませんか、市長。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 状況説明会ですか、この制度の説明会のときに、その旨はちゃんと口頭で言っているはずなんです。ですから、多分、遠藤議員、聞き漏らしになっちゃったんじゃない

ゃないかと思えますけれども、ほかの方にはそのことについては承知をいただいているものというふうに思っております。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 市長は何回、住民説明会に行かれましたか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 住民説明会は行っておりませんが、担当から話は聞いております。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 私は1回だけ行けなかったですが、そのほか全部行っています。

それで、資料にもその都市計画法上、除外すべきところ、箇所ということで、優良農地と書いてあるんですよね。だから、これ書いてあるということは、もう優良農地は除外しているんだなというふうに、皆さんはもう見ているわけです、逆に言うと。ここに指定されているところは、優良農地はないんだなというふうな観点で皆さん、見ている、感じているわけです。それなのに、始まってみてこれはだめだというのはやっぱりどう見てもおかしいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） これについては繰り返しになりますけれども、制度の説明会において、だめだということをお話し申し上げていますので、それでご理解をいただけたというふうに思っています。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 理解をいただけていない方がいるから、こういう一般質問しているんですよ。なかなかこれは、ただこれは実際、公示されてしまっているエリアということもありますから、これはなかなか難しい。だから、しっかりと制度設計をするときにきちんと議論をし、議論をして努力していただいたということも聞いております。大変な努力だったと思えますけれども、それはそれでも結果として、市民の皆さん、市外の方がせっかくこの区域指定制度を使って那珂市に移り住んでこようと来られる方が、ここもだめ、あそこもだめ、あそこだめ、エリアは指定されているのに何だというようなことになっているわけですから、これ自体しっかりと見直しをした上で、運用上もしくは制度の設計上、しっかりと考えていただきたいというふうに思います。

繰り返しの答弁になるでしょうから、賢明なる運用の見直しを早急にされるように訴えまして、この項は終了をさせていただきます。

続きまして、2番目の徴収事務の不祥事について質問をいたします。

また、那珂市の事務で不祥事が発生をしてしまいました。今度は市県民税を滞納していた会社に対して金融資産の差し押さえを行ったのですが、あろうことか、全く違う会社に対して差し押さえをしてしまったというのです。

今年の3月30日に発覚した事件でした。お手元資料2です、こちらめくっていただきまして、資料の2のほうに新聞記事を載せておきました。ご確認ください。

この原因を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

初めに、このたびは関係者の方々に多大なるご迷惑をおかけしましたこと、改めまして深くおわびを申し上げる次第でございます。

今回の誤った差し押さえの原因でございますが、差し押さえをすべき事業所の所在地が相違していたにもかかわらず、事業所名が同一でありましたことから、当事者であると思ひ込み、差し押さえをしてしまったということでございます。思ひ込みにより十分な確認作業ができなかったということが、今回の事案の原因と考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、どのような改善策を講じていくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

改善策でございますが、今回の事案を受けまして、個人につきましては、氏名、住所、生年月日、また事業所につきましては、事業所名、所在地、履歴などを漏れなく確認するようチェックシートを作成をいたしました。

このシートを活用することによりまして、チェック項目を担当者ばかりでなく、複数の職員目で確認することにより、確実な事務作業を進めていけるものというふうに考えております。

担当職員への指導を徹底しまして、再発防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 再発防止に努めたいということでございます。私も全くそのように願いたいというふうに思います。そもそもこの手作業による不祥事ですね。もう4回目でございます。水道料金を間違っ取ってしまったこと、また下水道料金、そして徴収事務に関して個人情報流出してしまったことがありました。そして、これで4回目でございます。

どうなんですかね。当然内容も違います。担当部署も、担当者も違うと思いますので、ただ複数回、短期間の間に発生してしまっているということです。ですから、これは個人の問題じゃなくて、明らかに構造上の問題なのではないかと考えますが、組織としてどのような改善策を講じていくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市全体といたしましても、今回の不祥事にあたりまして、過日の部長会議の中で、市長から、リスクマネジメントの徹底、再発防止のための訓示がありました。それを受け、各部長から担当課に対しまして、再度、事務処理の仕方、チェックの仕方の再点検をあわせて指示をしたところでございます。

また、総務課におきましても、全職員宛て、市長名でリスクマネジメントの徹底、事務処理に関する注意喚起の通知を出した次第でございます。

今回のような誤りを繰り返さないためには、リスクマネジメントに対する職員一人一人の意識づけ、意識の高揚が何よりも大切であるというふうに考えております。

部署によりまして、それぞれ業務や事務処理の仕方の違うところがございますが、今後、より確実に事務を遂行していけるよう、再度、事務処理の仕方の総点検、チェックの方法の見直しなど対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひそうしていただきたいなど、本当に思うわけでございます。

責任者でございますから、市長からも一言いただければと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今回の件につきましては、市としてはあってはならないことと考えております。市民の皆様及び関係者の方々に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを市の責任者として深くおわびを申し上げます。

この件につきましては、事象発覚後には記者会見をいたしまして、関係者の皆様、市民の皆様にも深くおわびを申し上げたところでございます。

今後、このようなことが二度と起こらないよう、私を含めて市の職員が、今回の件を肝に銘じまして再発防止に努めていきたいというふうに考えております。また、信用回復に向けて組織として業務を遂行していきたいというふうに考えております。また、隠蔽をしないということで、事象が発覚した後、直ちに記者会見、もしくは議会に対して説明をするという態度は一貫しておりますので、どうかこれからもご指導いただきたいと思っております。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひそのような真摯な態度で臨んでいただきたいなというふうに思っています。

続きまして、3番目のゴミ袋の改善について質問をいたします。

ゴミ袋に関しましては、大変に市民にとって身近な問題でございます。

一市民からカラスからの被害を防ぐためには、那珂市のゴミ袋は間違っているんじゃないかと、あべこべですよという話を伺いました。何ですかと伺いますと、カラスは黄色い袋だと中身が見えない。でも、那珂市の燃えるゴミは緑色で、燃えないゴミは黄色の袋に入れて

いると。それを反対にすればカラスの害が減るんだということなんです。確かにこれいろいろと調べてみますと、黄色い袋にしているところというのは、結構全国的にもあるようなんです。

お手元の資料3を見ていただきますと、黄色のゴミ袋によるカラス対策ということで、いろいろな実証実験、検討を導入をしている自治体の例がございました。いろいろあるんです。確かに、この全部が全部オーケーというわけじゃなさそうですが、黄色にして効果があるといったところが幾つかございます。また、それもただ黄色というよりも特殊加工したものとか、そういう顔料を入れたりとか、そういうこともあるようです。

あと、次のページ、資料4を見ていただくと、これ私の事務所のほうで調べた県内の市町村別のゴミ袋の実態調査ということでございまして、これを見ると、燃えるゴミ、燃えないゴミの色がそれぞれこれぐらいいろいろ、本当にいろいろありまして、千差万別です。意外と。こうなってみると、44市町村中、黄色い燃えるゴミ袋を使っているというのは水戸市と石岡市と桜川市の3市のみでございました。

ただ、この袋で効果があるんだったら、ぜひ那珂市も燃えるゴミを黄色い袋にかえるといんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

カラスは、視覚から黄色が見えないという研究がありまして、黄色のゴミ袋を導入している自治体も、先ほどの実態調査のとおりでございます。しかし、紫外線をカットする特殊な顔料が入っていなければ、黄色であっても効果が期待できないとのことでございます。

特殊顔料のゴミ袋は、販売価格も割高になると見込まれることから那珂市では採用していませんが、低コストで作成できる時期がくれば採用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 前向きなご答弁ととらせていただきますが、これやっぱり数の問題もあるかな、ロットの問題とかね。那珂市は大宮地方環境整備組合で常陸大宮と一緒に処理しているということもありますから、そういったところと一緒にロットを大きくするとまた違うかもしれないというふうにも思っております。ぜひ検討してください。

また、ゴミ袋にフルネームで氏名を書くということにも根強い抵抗がございまして。これは、ゴミを出すことに対して責任を持っていただくという意味があるわけですが、一方、プライバシー保護の観点からよろしくないなという声も確かにあります。

さらに、近隣自治体ではこのようにしていないために、新しく移り住んでこられた方々からは、氏名を書く必要があるのかという声もあると。

しかし、ゴミの排出責任を明確にするということは、環境の観点からも必要だと私も考えております。ただ市民のプライバシーは守りたいと。

そこでご提案ですが、ゴミ袋にフルネームを記載させるのではなく、住所の番地を書いていただくようにすればいいのではないのでしょうか。これなら、その必要性和ニーズを両立できるのではないかと考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

那珂市では、個人のゴミ搬出量の抑制、未分別ゴミ対応の作業、費用の縮減、収集をする作業員をけがから守るなど事故防止に効果があると考えまして、氏名記載を実施してございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、ひとり暮らしの女性は、氏名記載に抵抗があると聞くことがございます。

議員ご提案の住所記載でございますが、氏名記載と比べ抵抗感が和らぐ方法とは思いますが、近隣市町村の状況などを調査し、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 近隣市町村の状況は、このとおりで記名させていないので、ほとんど記名させていないので、ほとんど記名なし。これ自体も確かにいかななものかなとも思うものですから、住所の番地を記載する、そういったことでプライバシーは守るというふうにできればいいなと思います。ぜひご検討いただきたいと思ひまして、この項を終了させていただきます。

続きまして、4番目、公共施設の利便性向上についてでございます。

W i - F i をお聞きになったことも結構あると思いますが、W i - F i とはケーブルがなくても、インターネットに接続することができる無線LANの一つです。

総務省では、市役所や図書館など自治体の公共施設にW i - F i を導入することによって、市民サービスの向上が図られるとしています。大型ショッピングモールやレストラン、ほかの自治体の公共施設でもこのようなサービスは導入されており、インターネット接続の利便性を提供している箇所は世の中に確実にふえています。

実は先々月、私の事務所でも来訪者に対するサービスとして、このW i - F i、これを導入をいたしました。こういうやつ、多分どこかで見たことがあるかと思ひますけれども、こういうサービスというのは、今後大いに検討して実施するべきだというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

ここ数年来、スマートフォン、こちらが爆発的に普及いたしました。この結果、いろいろなところで、そのW i - F i のサービスが受けられるようになっておりまして、今、議員からもご紹介ありましたとおり、自治体等の公共施設においても、こういったサービスを提供

することによって住民サービスにもつながると、かように考えているところでございます。

こういった状況を受けて、我々市のほうでも、実は内部検討は始めてございます。具体的に導入にあたっていろいろ検討課題ございます。いろいろセキュリティの問題等も、当然そこは検討しなければなりません、当然費用の問題もございますが。まずその導入にあたって、今考えておりますのは、この市役所の1階ロビー、この辺がまずは適当なのではなかろうかなというふうに考えておりますので、こういった観点、どうやって進めていくかというのも含めて、今後検討を進めてまいりたいと、かように考えてございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ検討を進めて、那珂市に合った使い方をしていただきたいと思います。

実はこれ、市民に対するサービス向上だけではなく、防災や観光の観点からも大いに有効だということでもあります。確かに大規模災害時において、災害対策本部である本庁舎と避難所の拠点を強固なネット環境で結んでおくということは大きな効果を発揮することになります。また、市内の観光地、例えば県立植物園や静峰ふるさと公園、曲がり屋などを訪れる観光客にも利便性を提供できる可能性が広がりそうです。

いずれにしても、この分野において、できることを今後模索して、できることから実現していただきたいと思います。

では、もう一つ、利便性向上の観点から、市役所1階ロビーにコピー機を設置していただけないでしょうか。市民が書類を窓口で取得したときに、コピーをとっておきたいというニーズに応えるため、これ結構今でもあるそうです。やっぱり。ほかの市役所でも置いてあるところというのもやっぱり多くて、これがあると確実に便利だと思います。1枚10円でコピーできるというところが多いようですが、那珂市内のロビーにもスペースがとれると考えますので、ぜひ設置していただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在、市役所に来庁する皆様がコピーを必要とする場合におきましては、職員にコピーを依頼する方法によりまして、有料で行っているというところでございます。

議員ご提案のコピー機の設置につきましては、こちらも内部で調査を進めてきているところでございますけれども、市民の利便性の向上につながるというふうに考えられますことから、今後、設置に向け、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ早期に実現できるように期待いたしまして、この項を終了いたします。

続きまして、5番目の市立幼稚園のバス送迎につきまして質問をいたします。

過去数年間の検討によりまして、本当に残念なことではありますが、市内で運営している

5つの市立、いわゆる公立です。市立幼稚園が今年度で廃園になります。私もかねてから幼児教育の重要性は感じておりましたが、自分の娘がこの2年間、市立幼稚園にお世話になりまして、本当に充実した幼児教育を受けさせていただきました。その重要性、まさしく実感しているところであります。ぜひさらに充実した幼児教育をと切望いたしますが、地域によって少子化が進み、園によっては2学年で十数名しか在籍していないというところもありますので、集団生活における教育の意義や人件費、固定経費などの経済的な側面を考え合せますと、1つの園に集約することもやむを得ないのかなと思います。

その分、新しく開園する幼稚園に期待したいと思いますが、来年度入園する予定の園児はどれぐらいおられますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

本年度、まず市立幼稚園5園の園児数でございますが、2年保育で5歳児が91人、4歳児が68人、合計159人となっております。

来年度の見込みとしましては、百七、八十人程度と想定しております。

内訳並びにその根拠としましては、まず5歳児です。本年度の4歳児が持ち上がるため、同数の68人、4歳児につきましては、ここ数年の実績では市内の該当する年齢人口の2割が入園していることから約100人程度を見込んでおります。また、新規開園に関心を寄せている保護者もおりますので、開園時は170から180人ということで見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ多くの児童に集まっていたいて、にぎやかに幼児教育を進めていただきたいと願っております。

しかし、この話を地域でいたしますと、なんで5つの園を廃園にしてしまうのかと、余りにも乱暴だと、1つで大丈夫なのかという声も聞こえてきます。また、せめて1つになるなら、通うのにも遠くなるのでバスを回してあげるとか、そういうこともできないのかという声も伺います。これは、実際に通わせている保護者からも聞こえてきます。

確かに、今回新しく総経費7億円以上をかけてつくる幼稚園に、わずかの園児しか来ないということになってしまうと本末転倒でございます。実際、今年度の園児数、今ご答弁ございましたが、資料5にも載せておきました。資料5の上のほうが今年度の状況でございますけれども、この中の上から4番目というのが、市内の公立幼稚園の数なんです。5園全体で5歳児が91名、4歳児が68名ということです。これ実際、これここでも20名ほど減っているわけです、既に今でも。今はただ自宅の近くの幼稚園に通わせていますから、今それですら少子化のあおりを受けてこれだけ減っているということなんです。今度はさらにまた自宅から遠くの園に来年度からは通うということになることを考えたら、私立もしくは通勤上の

ことを考えたら、いっそのこと市外と考えられる可能性だってやっぱり大いにあると思うんです。ですから、その結果、さらに今年ですら20名減っていますけれども、さらに二、三十名ほど、今年よりもさらに減ることだって、これ実績として考えられることなんです。

そうなると、やっぱりいかに選択をしていただくかということなんです。費用も私立と同等になったじゃないですか。今までは私立は高いけれどもというふうな、そういう選択肢がありました、そこも今変わっています。そういった意味では、状況もここ数年、過去いろいろな検討委員会で検討していただいた当時と変わってきているんです。なので、希望者にはバスで送迎するというのも考えなければならぬんじゃないかなと考えますけれども、どうでしょうね。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

送迎バスの経緯でございますが、以前の一般質問においても、実施しない方針ということはお答えしているところでございます。

理由といたしましては、送迎の際に担任と保護者が直接対面することにより園児の状態を把握でき、お互いの顔が見える保育を実施することが重要と考えているほか、乗車時間のほうも市街地内ということですが、乗車時間が長くなり園児の負担も大きくなること、また、市の経費負担も大きく、保護者にも応分な負担のほうも発生することなどがございます。

この方針につきましては、教育委員会だけの判断ではなく、幼稚園対策協議会や小中学校等建設準備委員会においても、外部委員から出された意見も踏まえたものでございます。また、昨年実施しました在園児の保護者アンケートにおいても、要望は少数であり、新しい幼稚園に関する保護者説明会やPTA役員との懇談会を実施した際にも、ご意見はありましたが、経緯や理由を説明した中でご理解いただいたものと考えております。

しかしながら、議員が懸念するように、新しい幼稚園、人をまず集めるということがございますので、新しい幼稚園におきましては、特色ある教育の取り組みといたしまして、英語教育や運動指導などに力を入れていく考えでございます。那珂市の幼児教育の拠点となるよう、そして保護者に選んでいただけるよう、教育の内容のほうを充実してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） いろいろとご尽力はされていらっしゃるということはわかります。

そこで、説明をしてご理解いただいのではないかとということですが、本当にご理解をいただいたんでしょうかね。諦めて声も出さないということかもしれません。そうすると、そっと去っていくわけです。ほかのところに行く、選ばれなくなるというようなこともございます。これは現実でございます。ぜひ少数かもしれないですけども、そういった声に耳を傾けていただきたいと思います。

この資料5に関して、やっぱり市内で一番多く選ばれているのは、市内の私立の保育園ということになります。公立の幼稚園はわずか20%にしかすぎない。これ選ばれる幼稚園にするために、利便性向上のためのサービスは必要じゃないでしょうか。柔軟に検討していただきたいと思います。

また、資料5のこの下のほうに、5つの今の幼稚園で現在かかっている経費と来年度1つの幼稚園でかかる予定の経費の比較を載せました。これで見ると、細かくは省きますが、大体トータルで4,000万円以上浮くわけです。これにバス送迎を充ててもいいんじゃないかとも思いますが、今後あるべき姿について、教育長からも見解を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 那珂市の新しい幼稚園につきましては、来年4月の開園に向けて、今現在、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。その中で、先ほど部長のほうから答弁を申し上げましたとおり、新たな教育の取り組みといたしまして、小学校での英語教育の強化を見据えたもの、あるいは幼児期における運動能力育成の重要性に基づくものなど特色ある教育方針、これを打ち出すべく今検討を進めているところでございます。

今回、私どもは、認定こども園ではなく、単体での幼稚園として開園いたします。近年の保育需要の高まりの中で、あえて幼稚園という選択をいたしましたのは、やはり議員おっしゃるとおり、教育の原点は幼児教育にあるという強い認識によるものでございます。

バスの送迎など保護者の利便性の確保ということは、現代的ニーズに対応するというだけでも必要なことではあるとは考えております。開園後に改めて状況を注視し、運営内容につきましては、適時検討してまいりたいと、このように考えております。

現時点では、まず那珂市の幼児教育の拠点としてふさわしい教育内容を提供できるように、そしてそれにより、保護者の皆様の評価をいただけるよう、開園に向けて職員とともに尽力していきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひこの園に選ばれる幼稚園として、中身を充実していただいて進めていただきたい。ただこういったいろいろな声にも柔軟に耳を傾けていただきたいと願ひまして、この項を終了いたします。

最後の項でございます。通学路の安全性向上についてでございます。

この春、新潟県の幼児誘拐殺人事件が発生をいたしました。通学路で友達と別れて1人になったところを誘拐され、殺害された上に線路に放置されるという、非人道的で残虐極まりない所業に多くの市民が衝撃を受け、心底からの怒りを感じたことでしょう。このような行為に及んだ犯人を決して許してはならず、厳罰に処分を下すべきです。また、それと同時に各地域でどのようにしてこのような犯罪を防ぐか、本当に改めて真剣に考え行動しなくてはなりません。

そこで、市内の各小・中学校では通学路の危険度をどうチェックしているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、毎年度各学校及びPTAにおきまして、通学路の安全点検を実施していただき、対策が必要箇所については、調査表にまとめて要望を出していただいております。出していただきました要望につきましては、交通安全プログラムに基づいた那珂市通学路安全対策推進会議を開催し、安全対策や改善必要箇所の確認や対策を協議し、それらの箇所を所管部署へつなぐなどの対応を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） この推進会議、これは私が5年前に提案をして通学路に特化した会議対応をぜひということで実現したもので、非常に喜ばしいことでございます。

しかし、それだけでいいのかなんです。お伺いすると、この各校から上がってきているこのプログラムに上がった危険箇所は1校につき、大体一、二カ所しかすぎず、市内小・中学校で認識されている危険箇所全てが取り上げられているわけではありません。もし、道路などハード面を改善したい場合は、通常、地域の自治会長から要望を土木課に上げるということだと思いますが、そこがどれだけ地域につながっているのか。学校からの要望は地域の自治会長と連携をとって関係各課に上がっているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

交通安全プログラムに上がってくるものは、必ずしも、学校やPTAと地元自治会とで調整されたものばかりではございません。土木課や学校教育課に対して、自治会から個別に改善要望が上がってきた際には、内容や場所に依じて、直接土木課で対応したり、学校教育課で交通安全プログラムとして受理するなど、適宜対応しておりますが、再度、申請の流れにつきましては、周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） とにかく、各学校で作成している危険箇所マップの危険場所が解消されなければなりません。地域の方、保護者にとって、それはどのようになっているかというのが現在は不透明であります。せめて何がどうなっているかを学校が把握できる状況というのをつくっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

安全点検で要望が出された箇所につきましては、交通安全プログラムに基づき対策を講じられるもののほか、対策が難しいものもございしますが、それぞれ回答をしておりますので、

適宜学校のほうで現地確認をして、改善の状況の把握に努めるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、次に「110番の家」について伺います。

地域で子供たちが何かあったときに逃げ込めるための「110番の家」ですが、資料6をらんください。

こちらでございますが、現在、市内のどこに何カ所あるというふうなデータでございまして、市内には431カ所ありますが、少しずつ減っております。これはどのようにすれば、「110番の家」に登録できるのか。さらに、子供たちと「110番の家」の接点はどのようなものがあるか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子供を守る「110番の家」でございますが、本市におきましては、今お話しあったとおり、今年3月時点で431件が登録されております。

新たに登録をする場合でございますが、学校への申し出、あるいは申請書の提出で登録が可能でございます。

また、子供たちと「110番の家」の接点でございますが、学校によって差があるのが現状でございます。顔を合せる機会の例としましては、下校時の避難訓練や、感謝を伝える会やその他学校行事への招待、継続依頼やお礼状を届けるなどの活動を行っているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 先ほどの新潟の例を出すまでもなく、地域の治安を守るためには子供たちを地域で守るネットワーク、どんどん広げなきゃいけないと思います。行政だけ、学校だけでできるはずはありません。

そこで、今のこの431件をもっとふやせるように、市報やお知らせ版などで行政から依頼を出し、ぜひ登録していただくよう、地域に働きかけを行っていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほどお話しありましたとおり、登録いただいている件数は、以前より減少傾向となっております。通学時の安全確保は非常に今重要な問題でございますので、議員のご提案のように、市からも市報等により協力の呼びかけ、今後行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） また、登録数がふえれば、この看板もふやさなければいけない。この写真が、この看板なんですけれども、写真看板もふやさなければなりません、一般家庭や事業者幅広く協力していただきやすいよう、場所にあわせて看板だけではなくて、ステッカーとかポスター、こういう形状も考慮する必要があると思いますので、ご検討いただきたいが、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、設置のしやすいものが望ましいと考えております。今現在の看板以外のステッカー、こういったものも作成してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） お願いします。

また、いざというときに本当に飛び込める状況をつくっておくということも大事です。それには日ごろから顔を合せておくということ。そうすれば、不審者に追われているときとか、転んでけがをしたりしたときなど助けを求めたいときに、すぐピンポンとチャイムを押せると思います。

新学期初めなど区切りのよいときに、通学班で「110番の家」に挨拶に行くというのも非常に有効だと思いますので、子供たちと「110番の家」の接点をきちんととる仕組みをつくっていただきたいが、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子供たちが「110番の家」の方と顔を合せることは、非常に大事なことでと思います。議員ご提案の方法や、あるいは先ほど申し上げましたとおり、既に取り組んでいる学校の例などを提示しながら、実情に合せた方法で顔を合せる機会をつくるよう、各学校のほうに周知してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、次に学校で把握している不審者情報を地域のパトロール隊の方々へ提供してはどうかと思います。各学校では不審者情報をはじめ、いろいろな情報を携帯、今スマホとか、これで瞬時に一斉にメール送信にて各家庭に配信して提供しています。これは本当によい仕組みだと思います。

しかし、不審者情報は、日中に配信されて保護者が受け取っても、お父さん、お母さんは仕事で地元にはいない。不審者がどこそこに出没したから気をつけてくださいと入ってき

でも、何もできないということが考えられます。もちろん、保護者に情報を入れるのは当然ですけれども、実際に子供たちの下校を見守ってくださっている地域のパトロール隊の皆さんがおられるのですから、その方々に瞬時に情報提供をして、パトロール活動に役立てていただくことが必要かつ有効ではないでしょうか。パトロール隊の方の代表の方とかにメーリングに入っていて、情報のネットワークを構築していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

既にメーリングへの登録の呼びかけなどを実施している学校もありますが、そこまでの取り組みまで至っていない学校が多いのも現状でございます。パトロール隊の方の年齢的などころもありまして、メーリングになじみが薄いというところもあるかとは思いますが、リアルタイムで情報を入手する手段としては、大変有効なものとして認識しておりますので、今後も積極的に登録していただけるよう、学校を通して呼びかけのほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひそうしていただきたいと思います。

また、不審者対策についてですが、子供たちは何かあったら大声を上げる、ブザーを鳴らす、今はこうランドセルなんかこういうところについているんです、ブザーがね。ピンとピンを引けばすぐビーと鳴るようなのあります。ブザーをこれ鳴らすという、そういう対処方法を指導されておりますけれども、これがいざというときに本当にできるかどうかなんですよ。いざというときには、怖くて足がすくんでしまい声が出ない、何もできない、こういうことにならないでしょうか。私たち大人でも、犯罪者を前にしてどれだけ冷静に考えて行動ができるかということだと思います。

そこで、少なくとも事前の対策として、声を上げる、そしてブザーを鳴らす、こういう訓練をふだんからしておく必要があると思います。ただ単にこのブザーを持たせておくだけじゃなくて、あれは飾りじゃないんですから。いざというときに使ってもらわなきゃいけない。いざというときのために、子供たちを訓練しておきましょう。まずは、学校でぜひそういう機会をつくって定期的の実施していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、そうした事前の準備が日ごろからの心がけとして大切なものと考えます。

現在、一部の学校におきましては、定期的な作動確認や使い方などの指導をしております。今後は、例えば、避難訓練時など機会を捉えて作動確認とあわせて使い方の訓練を鋭意実施

していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） このようにいろいろと安全対策を申し上げてきましたが、どの子ども完全に守るというのは、本当に難しいと考えております。特に、四、五十分もかけて歩いてくる遠距離通学の子供たち、どうしても1人になる区間がふえてしまいます。こういう危険性を払拭するために、本当にそろそろこの遠距離通学の児童にはスクールバスを回すということも考える必要があるのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在、小学校でスクールバスで通学しているところは、学校が統合により廃校となりました旧戸多小及び旧本米崎小学校の学区となっております。従前より、通学の距離が遠い地区につきましては、スクールバスの必要性についての意見はございますが、現時点で距離による線引きは難しいところもございますので、現段階では考えていないというふうに思います。以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 状況次第ということもありませんが、本当に安全はしっかりと予算をつけて守っていくということを考えていかなきゃならない時代かなと思います。

何といたしましても、地域の宝です、子供たち。ぜひこれ守っていただきたいと、その決意を教育長から頂戴をいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 今回、さまざまな角度からご意見、ご提言をいただきました。教育の場で子供たちを預かる者として、議員の皆様をはじめ、地域の方々のご尽力には心から感謝をいたしているところでございます。

世間では、毎日のように、事故や事件で被害者となる子供たちの報道があり、そのたびに二度と起きないように、起こさないようにと決意で、各学校長には児童・生徒の安全確保の徹底を指示しているところでございます。

子供たちには、まず自分の身は自分で守るすべを身につけさせる。そして、私たち大人にはさまざまな立場で、さまざまな角度から子供たちの行動を見守っていく。こういう子供自身ができること、そして我々大人ができることをそれぞれが意識して生活をしていくことが、少しでも不幸な事件、事故を防ぐ、あるいはなくなるということにつながっていくのではないかなというふうに思っているところでございます。

地域の防犯パトロール等のボランティアの皆様には、今後とも那珂市の子供たちの安全・安心のためにお力添えをお願い申し上げたい、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 学校教育の立場からぜひそのようにお願いをしたいと思います。

また、市長におかれましては、学校関係者だけではなく、防犯関係、警察関係、また地区まちづくりの関係、いろいろな地域の方々とも手を組んでいただいて、ぜひ体制を強化していただきたいというふうに、要請を改めていたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告1番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（君嶋寿男君） 通告2番、古川洋一議員。

質問事項 1. 公共交通について。2. 商工業の振興について。3. 教育環境について。
古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔10番 古川洋一君 登壇〕

○10番（古川洋一君） 議席番号10番、古川洋一でございます。

今回も、那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住みたいと思えるまちにするため、市民の代弁者と一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。
最初は、公共交通についてお伺いいたします。

この質問は、前回の一般質問で取り上げましたが、お時間の関係で答弁が途中で終わってしまいましたので、今回改めて質問をさせていただきます。

水郡線の増便についてという質問、要望なのですが、その前に前回やはり時間の関係で答弁を求められなくなった事項、デマンドタクシーの他市町村乗り入れについてご答弁をいただいております。

以前からお話をしていることですが、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々が、例えば、水戸市やひたちなか市の総合病院へ行きたいというような場合、まずはデマンドタクシーを使い、水郡線の最寄りの駅へ、そこから水郡線で水戸駅、または乗りかえて勝田駅、さ

らにそこからバスで各病院へという方法が一般的なのかなというふうに思います。

それだけでも大変ですし、時間もかかります。また、水戸市やひたちなか市に最も近い津田地区や中台地区にお住まいの方々にとって、最寄りの駅は常陸津田駅になるかと思いますが、常陸津田駅はひたちなか市にございますから、デマンドタクシーが他市町村への乗り入れができないため、一旦逆方向の后台駅に行かざるを得ません。立地的には大変便利な場所でありながら、最も不便な地域だというふうにおっしゃる地元住民の方もいらっしゃいます。

今後、デマンドタクシーの他市町村乗り入れが可能になり、直接水戸駅や勝田駅、できれば各病院等に直接行けるようになれば、特にお年寄りや交通弱者の方々にとっては、本当にありがたいものになり、利用者も格段に増すと思われまます。

そういったことから、私はこれまでデマンドタクシーの他市町村乗り入れを強く要望しており、水戸市、ひたちなか市、東海村をはじめとする茨城県央地域定住自立圏構想の中で確実に実行できるようお願いをしておりましたが、その後の状況についてお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

デマンドタクシーの他市町村乗り入れについてでございますが、今、議員のほうからも紹介してありましており、非常にニーズが高い状況になっております。我々市としましても、この状況を受けて、まずは水戸市への域外運行ということ、これの実現に向けて関係機関と協議を開始したところでございます。

これまでの協議状況でございますが、昨年の秋以来、その対象となる水戸市の交通政策課並びに関東運輸局茨城運輸支局、ほか関係市町村等と勉強会、検討会を進めてきたところでございます。

この結果、明らかになってきた部分についてご紹介申し上げますと、まず水戸市への乗り入れ、これを実現するためには、那珂市、水戸市双方の公共交通会議、こちらでの承認、また運輸支局の認可、さらにはタクシー事業者や周辺交通公共事業者のご理解みたいなことを得ていく必要があるということが見えてきたところでございます。

市外への運行、これについては、その市民ニーズが高いというようなこともございますので、我々もさらに今後も引き続き協議を進め、実現に向けて鋭意努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

今おっしゃったとおり、関係先との協議、調整等は必要不可欠であるというのがよくわかります。ただ今聞いたところ、いろいろな協議は必要ですが、それほどハードルが高くないんじゃないのかなと、努力すればというような気もいたしますので、というのが、私の今答弁を聞いた実感といいますか、認識でございます。

今後も引き続き、実現に向けてご協議をよろしくお願いを申し上げます。

では、水郡線の増便について、改めてお伺いいたします。

前回質問した市長の公約等についての中で、市内に水郡線の駅が9つある利便性をはじめとした住みよさをアピールしているとのことでしたが、駅の数が多いということは、自宅から駅までが近いということにはなりますが、駅がいくつあっても電車が走っていないと利便性がいいとは言えません。上菅谷駅より南は大宮・太子方面、常陸太田方面の両方が走るの、比較的本数も多く便利ではございますが、上菅谷駅から北は分岐する関係で本数も単純計算ではございますが、半分に減ります。

先日、私の近所の方から、太子方面は特に行楽シーズン中は車が渋滞するので、太子まで水郡線で行ったんだけど、帰りの電車がなくて困ったよというようなお話をお聞きいたしました。私も帰って、早速時刻表で確認をいたしましたら、下りよりも上りが少ないんです、なぜか。通常は1時間置きぐらいなんです、時間帯によっては2時間電車がいないというような時間帯もあるようであります。事前に時刻表で調べて計画を立てて行かないと、かなり無駄な時間を過ごすことになりまして、場合によっては帰ってこれないなんていうことにもなりかねません。これは観光面だけではなく、毎日の通勤・通学の面でも大きな意味があり、県北地域の振興には欠かせない問題だと思っております。

駅はあっても電車が走っていない、路線バスは廃止、運転免許は返納、デマンドタクシーは市外には行けない、これでは住みよさどころではなく、住みたくないまちになってしまいます。特に、高齢者にとって、私たちはどうすればいいんですかというような事態が起きております。

ということで、水郡線の特に常陸太子方面の増便についてJRに要望していただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

水郡線の増便についてでございますが、こちらにつきましては、県と沿線市町村で構成します茨城県水郡線利用促進会議、こういった組織がございますが、こちらで毎年JR東日本の本社並びに水戸支社に対して要望活動を実施しているところでございます。

その成果というところで申し上げますと、昨年10月のダイヤ改正において、水戸駅発の下り最終列車、これが23時台に設定されたということもあって、一定の成果は出ているのかなというふうに感じているところでございます。

議員ご提案のございました常陸大宮・太子方面への増便につきましては、こちら構成市町村の中でも、常陸大宮市並びに太子町において要望項目として挙げております。その中で運転本数の増便とか快速列車の新設といったことを掲げております。これについても、毎年JRに対して働きかけしておりますが、残念ながら、今のところ実現には至っていないというのが現状でございます。

そうはいいまでも、議員ご指摘のとおり、水郡線の利便性向上というのは、那珂市の住みやすさ、こちらに直結するものでございますので、市としましても、引き続きこういった利便性向上に関する働きかけ、要望等々、今後も鋭意努力して継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

先ほど県北地域の振興にとっても必要だというようなお話をいたしましたけれども、これは那珂市民の利便性の問題だけではなくて、県北の玄関口にある、那珂市が玄関だとすれば、県北地域、家の中にやはり招き入れるといった役割が那珂市にはあると思いますから、ぜひ今後とも県北地域の自治体とも連携をしていただいて、強く要望していただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の質問事項に移ります。

商工業の振興についてお伺いしてまいります。

最初に、中小企業者の支援について伺います。

先日、たまたま常陸太田市役所に行く機会がござまして、市役所ロビーに置いてある常陸太田の市報の那珂市でいうお知らせ版ですか、を何となく手にとり持ち帰ってまいりました。それには、中小企業者の方へとして、さまざまな事業補助の案内がいくつも掲載されておりました。その後、那珂市商工会の総代会が開催され、たまたま私、議長をお願いされることになってものですから、商工会の事務局で事前打ち合せをさせていただいた際に、話は違うけれども、常陸太田でこんな案内出しているよと、那珂市でももっとPRしたらいいんじゃないですかというふうに申しあげましたら、いや、那珂市ではこれはやっていないんですよというふうにおっしゃるので、じゃ、これはと聞いたら、それもないですと、いうお話で、私は愕然といたしました。

ということで、今回、那珂市が実施している補助事業について、他市町村と比較できる一覧表の作成を執行部をお願いいたしました。議長にお許しをいただいて皆様にお配りいたしました資料の1でございます。

新製品、新技術開発をはじめ、項目が7つほどございますが、一つ一つの項目の中にも、それに関連するいくつかの補助事業が含まれているということでありまして、他市町村の比較はごらんのとおりでございます。

では、那珂市で行っている補助事業についてのご説明と他市町村との比較についてお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

市内中小企業に対する補助金につきましては、議員ご紹介のとおり、一覧表に作成してお

りますが、那珂市におきましては、事業資金の融資を円滑に行い、中小企業の発展に寄与することを目的といたしまして、中小企業融資あっせん制度がございます。内容といたしましては、信用保証料と利子の一部を補助するものでございます。

また、今年度から新たに中小企業者販路拡大支援事業補助金制度を整備いたしました。

この制度は、市内の中小企業者が販路拡大の支援策として、新たな取引先や事業提携先などとの販路開拓や受注機会の確保、拡大をするために、ビジネス商談会等に出展する際、出展料及びその資料策定等に係る経費につきまして、上限を5万円といたしまして補助するものでございます。

なお、この制度につきましては、平成28年度より実施しております、よろず相談事業におきまして、企業支援コーディネーターが企業を訪問し、生の声を聞くなど、企業の実態を把握したことにより実現に至ったものでございます。

また、近隣市町村との比較でございますが、議員ご指摘のとおり、那珂市の中小企業者への支援策はまだまだおくれをとっている状況であるというふうには認識してございます。

したがって、このたび整備しました助成制度と同様に、今後も引き続き企業支援コーディネーター等の訪問により、きめ細やかな対応を行いつつ、企業の抱える課題やさまざまなニーズを把握しながら、効果的な支援につながるよう努めてまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

ご答弁の中に企業支援コーディネーターによる、よろず相談事業を行っているのご説明がございました。つい先日、商工会から届いたお便りの中に、その那珂市よろず相談事業の案内が同封されておりました。皆様にお配りしておりませんが、商工会に加入されている方のところには届いていると思っておりますが、こういう那珂市よろず相談事業ということでございます。ご活用ください、相談無料。この事業は株式会社ひたちなかテクノセンターさんに業務を委託していると、皆様の会社を訪問しますというふうに書かれております。支援内容の事例としては、経営力の向上、開発力の向上、人材育成、販路開拓、資金調達、創業支援というふうに書いてあります。この企業支援コーディネーターによる、よろず相談事業、これはとてもよいことだと思います。ただ今回の質問は、この支援内容の一つである資金調達の部分がおくれていませんかというものでございます。

各種補助制度の紹介、申請支援を行いますというふうになっておりますが、いくらコーディネーターに相談しても、那珂市にはない。相談されも無理は無理ということになっているんじゃないかという心配をしてしまうわけでありまして。

那珂市で行っている販路拡大支援としての補助制度が、このよろず相談事業において、企業の生の声を聞くなどして、企業の実態を把握したことにより実現したというようなことで

ありますから、事業の成果の一つだというふうに言ってもよろしいかとは思いますが。ただ企業の生の声をお聞きしたのは、まだまだほんの一部であると思いますし、ほかにもこの一覧表に丸が入っていない補助制度を必要としている企業が、ほかにもたくさんあるのではないかとすることはご認識いただいたほうがよろしいかと思えます。

では、次に地域の活性化やにぎわいの創出についてお伺いたします。

地域の活性化やにぎわいの創出を商工業の振興という観点から考えた場合、販売拠点となるものが必要だと考えられます。那珂市における効果的な販売拠点となり得る場所としては、市の中心部に位置する那珂インターチェンジの周辺地域を活用しない手はないと思います。

那珂インターチェンジ周辺に商業系の販売拠点ができるとなれば、那珂市民はもちろんのこと、隣接市町村あるいは県北地域の方々からも大きな話題と反響があると思いますし、那珂市と県北地域への玄関口としての位置づけにより、なにより交流人口の増加による地域の活性化やにぎわいづくり、そして雇用の創出にも大きく貢献してくれるのではないかと思います。

第2次那珂市総合計画でも優良企業の進出を促進するとしており、私としても大いに期待をしているところであります。

しかしながら、理想はあっても、現実問題となると用地の確保や排水の問題、市街化調整区域で農地や林地の開発を進めるという問題などさまざまな課題があるとともに、なにより名乗りを上げる事業者を探すのが困難であるという根本的な問題もあると聞いております。

昔ながらの開発先行で整備を進め、来てくれる業者待ちという手法は現在においてはリスクも高く、誰も認めてくれるものではないでしょう。

執行部では、それらの課題をクリアするためのシミュレーションをし、事業者が名乗り出たときに備えて準備をしているようでございますが、那珂インターチェンジ周辺開発については、私のみならず、市民の皆様も大きな期待をしていることと思えますので、課題があっても今一朝一夕に進むものではないかと思えますが、準備を怠らず、地域の活性化のため、にぎわいの創出のため、なにより那珂市の発展のためにも早期実現に努めていただければというふうに思います。

後ほど大和田議員のほうから、雇用創出に関連して同じような質問があるとお聞きしておりますので、私への答弁は結構でございます。

大きな販売拠点としては、那珂インターチェンジ周辺に期待することとして、町なかに目を向けまして、より具体的で現実的な販売拠点についてお伺いしたいと思います。

那珂市商工業振興計画の中にもまちの拠点づくりを掲げておりますが、アンテナショップ「ナカマロちゃんの店」、多くの方が来店されていますか。何を販売していますか。上菅谷駅舎の改修工事に伴い、議会からもにぎわい創出のための提案をしましたが、結局どうなりましたか。上菅谷駅前から349バイパスにつながる、宮の池公園沿いの道路に那珂市に来たらここに行くと、観光地や土産店、飲食店などが一目でわかる巨大案内板を設置してはど

うかという、私からの提案に対し、上菅谷駅前にどこにでもあるようなポスター2枚ほど張れる掲示板ではだめかと代案を示してきた執行部、町なかの活性化、にぎわいづくりを本気で考えているとは全く思えません。

那珂市総合計画や商工業振興計画にある地域の活性化やにぎわいづくりにつながる拠点の整備計画はおありなんですか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

平成26年に策定いたしました那珂市商工業振興計画の中で、公共施設や店舗などを活用しました特産品の販売、コミュニティスペース、情報発信などを活用しました、そういった機能をあわせ持ったまちの拠点づくり、いわゆるまちプラザという構想を目標として掲げてございますが、現時点では、残念ながら具体的な場所、それから構想について決まっていないというのが現状でございます。

ただ少しでも、計画を前に進めるというところで、地元スーパーにご協力をいただき、特産品ブランドの販売につきましては、昨年度から実施をしているところでございます。それぞれの店舗に行かなくても、さまざまなブランド認証品が1カ所で購入できるということで好評を得ているところでございます。

今後も、まちなにぎわいづくり、地域の活性化を図るため、商工業振興計画の検討委員会で検討するとともに、市内店舗への働きかけを積極的に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 市内の中小企業に対する補助制度も余りない、販売拠点もない、行政は商工業者に対して何を支援していくのでしょうか。商工会の総代会で市長の代理で出席された産業部長は、市長からのメッセージとしてご挨拶され、商工業の振興を図るべく、各種施策に取り組んでまいりますと述べられました。市長からのメッセージにしては、その言葉に思いは余り感じられませんでした。

では、そのおっしゃった各種施策とは、具体的にどのような取り組みなんですか。市長でも、部長でも結構ですが、お願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

商工業の振興策につきましては、先ほど申しました商工業振興計画の中で、商業機能の充実による住みやすく、価値ある時間を過ごせるまちの創造を基本方針に掲げまして、事業者の経営力向上、商品・サービスのブランド化などを戦力に基づきまして、企業に対します経営相談や人材育成の支援、特産品ブランド化事業を推進して、店舗の差別化、魅力づくりに取り組んできたところでございます。

また、今年度からは、先ほどもご紹介いただきました、よろず相談事業におきまして、企業支援コーディネーターを1名から2名に増員しまして、中小企業への訪問を拡大しまして、支援の拡充を図っているところでございます。

今後も、現在行っている支援策を継続していくとともに、社会情勢や市内企業の状況、ニーズ等も踏まえながら、商業の振興につながる施策につきましては、商工会ともより連携を緊密にとりながら、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 部長ご自身で答弁されていて苦しくないですか。なんか苦しい答弁だなというふうに私は思いました。

私、ここでちょっと1つ提案をします。

商工観光課の業務改善ということになるかと思うんですが、過日、那珂市観光協会の総会が開催されました。総会資料に会員名簿が添付されておりました。誰もがお気づきのことかと思いますが、会員の多くが議員と市の職員です。新会員のご紹介がございましたが、そのほとんどがこの4月に役所の課長に昇任された方々、そういう慣例があるのかなのか、幹部職員が年会費を払って貢献すること、否定はいたしません。ただ、そんな観光協会に発展があると思われませんか。事務局である商工観光課の職員だけが汗をかくのではなく、PR活動一つにしても、賛助会員さんも含めて会員みんなで、時には一般市民の方も巻き込んで事業をしましょうよ。

それで、少しでも商工観光課の職員の手があくのであれば、商工業の振興に本気で取り組んでいただきたいというふうに思うんです。役所という組織ではなく、やるのは人なんです。ぜひご一考をお願いしたいと思います。

では、最後の質問事項、教育環境についてに移ります。

まずは、学校施設・設備の改善についてなんですが、本年1月に教育厚生常任委員会から市長に対して、教育環境の整備に対する要望書を提出いたしました。その後、3月の定例会において、要望書に含まれている教室へのエアコン設置、トイレの洋式化については3月定例会で寺門議員からも一般質問があり、執行部からのご答弁がございましたので、その件については、今回のご答弁は結構であります。

私からは、同じく委員会からの要望書で、トイレの内部が廊下から丸見えになっている学校がある、ぜひ改善してほしいというお願いした件の回答をいただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

特にトイレの問題につきましては、児童・生徒にとって心理的ストレスや、健康面にも影響しかねないため、必要性は十分認識しております。大規模改造工事と整合性を図りながら進めていく考えは、前回、寺門議員への答弁と同様でございます。

しかしながら、現在の大規模改造工事の年次計画に従って、全ての学校で洋式化を終了させるには10年、20年といった、非常に長い時間がかかってしまうことから、トイレの改修工事は先行して進めることを考えております。

先ほどトイレの現状ということで古川議員のほうからご指摘ございました点でございますが、教育委員会としましては、菅谷小学校と二中が該当する状況にあることを認識しております。

この2校は校舎の耐用年数から今後10年から20年の改築工事が必要になってくると見込んでおりますが、それまでの間にどのような対応ができるか、現場のほうを再度確認し、対処法のほうで検討したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 現時点で該当するのは菅谷小学校と第二中学校だということでございまして、その当該学校の大規模改修計画が10年から20年先ということですが、それまで待たせるなんてことは当然ならないとは思いますが、トイレの洋式化とあわせて、早期に着手していただきたいというふうに思います。

きょうも、嫌な思いをしている児童・生徒がいるかもしれないということをお忘れなくお願いしたいと思います。

次に、教室と廊下の間、または教室と教室の間がオープンスペースになっている学校がございまして。オープンスペースが開放的、教室からの出入りが容易であると、いつときはやりだったこともあって、メリットだけを考えたのか、今となっては子供たちが授業に集中できないといったデメリットが深刻化しております。

委員会が提出した要望書には、オープンスペースの改善も含まれておりますが、それについてはどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

9つの小学校のうち、オープンスペースがあるのは、菅谷、横堀、五台、木崎、瓜連の5校になります。その中で特に、隣の教室からの声や音などにより授業に集中できないといった環境にあるのは、菅谷小と横堀小学校になります。

横堀小学校につきましては、本年度、1年生が2クラスにふえたことから、教室が落ちつかないとの声が学校から出てきております。そのため、夏休み中に、教室を仕切るオープンになっている部分に壁を設置するというを考えております。

菅谷小学校につきましては、廊下側が全てオープンになっているため大規模な改修工事が必要となります。学校の実情は理解しておりますが、当面の対応が非常に難しい状況でありますので、今後、年次的な大規模改造計画の中での対応を考えているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 特に問題となっている横堀小については、この夏休みに壁を設置するということですからよかったと思いますが、菅谷小は大規模な工事になるので、当面は難しいということでもあります。

先ほどのトイレの問題と同様、今まさに起きている深刻な問題でありますから、優先してお考えいただきたいというふうに思います。10年、20年というスパンで考えるものなのかもしれませんが、10年、20年後、今の小学生たち、いません。今まさにそれが起きているということをお忘れなきよう、お願いをしたいと思います。

では、最後に、部活動についてお伺いしてまいります。

ここ最近、部活動に関する報道が新聞をはじめとして報道が飛び交っております。その中でも、皆様ご承知のとおり、日大アメフト部の悪質なタックルによる反則が大きな社会問題にもなっておりますが、それを受けて、水戸市が全小・中学校に対し、部活動におけるルール遵守の徹底など適切な指導を促す通知を出したとの記事が6月1日の茨城新聞にございました。

那珂市では、水戸市と同様何かなさいましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

特に、今回の日大アメフト部の問題を受けての対応はしてはおりません。日大の問題は、勝利至上主義に起因する、行き過ぎた指導が一端にあるものと伺っております。

中学校における部活動につきましては、技能はもとより、規範意識や社会性を育むことも重要な目的の一つであり、そのような考え方のもとで現在学校では指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） きょうは中学校の部活動について考えてまいりたいというふうに思いますが、ただいま今回の問題を受けての対応はしてはおりませんということで、つまり今回の問題は、中学校の部活動とはまた別問題であるというようなお考えなんですか。ちょっとそこだけ、もう一度お聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

中学校の部活動の中で、ここまでの厳しい指導はありませんが、議員ご指摘のとおり、ルール遵守や指導者と生徒との信頼関係の構築など適切な指導の教訓とすべき事例であるとは考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ですよ。ですから、私も中学校では、少なくとも那珂市においてはそういった指導はされていないというのは信じたい。ですけれども、じゃ絶対ないのかとか、あり得ないといったら可能性はゼロではないというふうに、私は思います。

今回の水戸市の各学校への通知の内容は、一方的な指導ではなく、生徒の考えを尊重しながら生きる力を育む部活動運営を促していく。具体的には、一人一人の個性に合った指導、人権への配慮、ルール遵守と他校生徒への敬意、規律ある行動などを挙げ、適切な指導を求めています。全く別問題ではないと思うんですね。

そういうことは、小・中学生のうちからきちんと指導しなければならないという趣旨だというふうに思います。

ただいまご答弁があったとおり、部活動が規範意識や社会性を育むことが目的の一つであるならば、だからこそ、適切な指導の徹底が必要なんではないのかなというふうに、私は思います。

では、市内各中学校の部活動の状況についてお伺いしますが、執行部に作成していただいた今年度の部活動状況の一覧表をお配りしております。資料2でございます。

今年度の状況について、まず簡単にご説明をお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

表のほうをお配りしておりますので、概要になりますが、現在の各中学校の部活動の数でございますが、那珂一中のほうは12、那珂二中は9、那珂三中は11、那珂四中は13、瓜連中は8となっている状況でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 補足になりますが、このなしと、無と書かれた部は、男女にもよりますが、その中学校にはないというようなことであると思います。

では、自分の進学する中学校に入りたい部がない場合、ほかの中学校に進学するケースもあるというふうにお聞きしておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

議員ご指摘のような事例はこれまでもございます。一例を挙げますと、昨年度バスケットボール部に入部したいということで、新1年生が学区外の中学校に進学いたしました。那珂市内での変更は指定校変更という手続となります。

また、本年度は体操部に入部するというので、水戸市の中学校に進学した生徒がおります。他市町村の学校に通学する場合は、区域外就学という手続になっております。

いずれも、保護者からの申請に基づき、その理由について、教育委員会が妥当と認めたものについて許可をしておりますが、部活動を理由とした申請は認めているところでございま

す。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 昨年度、バスケットボール部に入部したいということで、入部しなかったけれども、多分バスケットボール部がなかったんでしょう。ということで、ほかの中学校に進学したケースがあったということですが、この表によりますと、バスケットボール部がない学校はないんですけれども、どこの中学校の話ですか。今年度また復活したということですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

こちら、事例につきましては、三中のバスケット部の事例になります。三中バスケ部は部員の減少により廃部ということで、新入生の募集のほうを昨年から行っていないという状況になっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ということは、既存の2年生、3年生については、卒業するまでは活動は認めるよと。ただし、新入学の、昨年度の1年生については、もう入部させないよと。いった措置をとったということですね。わかりました。

学区外、ましてや今度は市外の学校へとなると、通学とか親御さんの送迎なんかも大変なんだと思うんですけれども、その場合に例えば、交通費の助成とかそういうものはあるんですか。あくまでも、個人の選択の問題ですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） 特に、そちらの交通費等の助成についてはしておりません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ほかの中学校に進学するには、そういった通学の問題だけではなく、友達関係、そういったことも考えるでしょう。そのスポーツを続けたいという強い意志があつてのことだと思えますが、できれば本来進学するはずの中学校にやりたい種目の部があるというのが理想ですし、ご本人はもちろん親御さんにとっても残念だったと思います。

それから、部の人数が足りずに試合をするには他校との合同チームを編成しなければならないケースもあるというふうにお伺いしておりますけれども、市内にはそのような事例はございますか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

市内でそのような合同チームの事例はございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） そのようなケースはないということなんですが、この表を見ますと、どう考えても人数が足りなくないかという、思う部があります。例えば、先ほど出ましたが、那珂三中の女子バスケット部の4名、同じく那珂三中のテニス部の4名、個人戦はできるかもしれませんが、団体戦は多分6名必要だったと思います。ということから考えて、これで試合が可能なんですか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今お話しありました三中の女子バスケット部でございますが、こちらは、中体連のほうの規定の中で他の運動部からは選手登録の関係もあり、出場できませんので、文化部である吹奏楽部のほうから生徒を助っ人として借りて出場したというのは聞いております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） そういう苦肉の策をとってでも、やはり自分の学校だけで大会に出場したいというふうに思うんだと思います。

今のところ、那珂市においてはそういうケースはないとのことでございますが、今後少子化等の影響により、本市においても、その問題にぶつかることは間違いのないというふうに私は思っております。

既に、特に過疎化で悩む地域においては、合同チームで出場するというケースが現実として多々あるようでございますし、競技人口の推移から十数年後には部活動から消滅するのではというふうに言われている種目もあるようであります。少子化によりクラスが減れば、教員の数も減る。そうすれば、部活の顧問も置けなくなるというような状況になってきます。

それから、人数が足りなければ合同チームで大会に出場すればいいというふうに簡単に口では言いますが、そう簡単にはいきません。じゃ、その合同チーム、どこで練習するか、交通手段は。そういった問題などもございます。

合同チームを編成して大会に出場するには条件があるというふうに聞いております。総体と新人戦でも違うというふうにお聞きしました。参考までにその条件というものを教えていただけますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

茨城県中学体育連盟の参加規定では、まず中学総体のほうの例で申しますと、野球、バスケットなど個人種目のない6種目におきまして、2校の合同チームとして出場できるのは、各校において競技人数を下回った場合において参加可能となるということでございます。

新人戦の場合につきましては、種目は同じでございますが、競技人口のほうが一方向のチー

ムが上回った場合でも出場は可能というふうになっておると聞いております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

総体のほうが若干条件が厳しいということですね。例えば、野球で言えば、両チームとも9名以下の人数でなければ合同チームを組んで出場はできないと。ただ、新人戦のほうは、例えば、何々中学校が10人いて、何々中学校が5人しかいなくても、その10人と5人で15人のチームをつくって出場することはできると、そういうことですね。わかりました。

ということは、例えば、総体と新人戦とでチーム編成を組み直すというんですか、総体のときはこっちと組むけれども、新人戦のときはこっちと組もうとか、そういったことも可能性としてはありますよね、出場するには。ですから、そういったこともあるんだということ、ぜひ可能であれば、中体連に那珂市からということではなくて、そういった救済措置といますかね、いずれ那珂市も必要になってくるときがくるのではないかというふうに考えるわけでありませう。

このような、まずは部活動を取り巻く状況の中、やはり6月1日の茨城新聞のこれはトップです。「運動部の朝練習禁止、中学校は週2日以上休養日」という記事が掲載されました。これトップの記事であります。

スポーツ庁が策定した指針にほぼ沿った内容で、県教育委員会が運営指針を示したものとことでもあります。県教育委員会は、市町村教育委員会は8月1日までに、各学校は10月1日までにそれぞれ活動方針を策定し、生徒や保護者、関係機関への周知徹底を求めたとも書かれておりますが、これを受けて、市では方針を策定する予定があるのか、独自に取り組むのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

本年3月にスポーツ庁において、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを策定し、それを受けて県においては、運動部活動のあり方に関する方針について策定を進めていました。今回、この方針が決定しまして、県内の各市町村教育委員会に対して活動方針の策定について先般通知があったところでございます。

本市におきましては、これに先立ちまして、昨年3月、市の校長会において独自に運営方針を決定し、平成29年4月から運用しております。内容としましては、朝練習の原則禁止、土日を含め週2日程度の休養日の設定、平日の活動終了時間の設定でございませうが、おおむね国や県から示された方針に則したものとなっております。

しかしながら、現時点では校長会の確認事項という位置づけでございませうので、今回の県の通知を踏まえて、改めて内容を精査して、教育委員会として運営方針のほうを決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 朝練習の禁止、土日を含め週2日程度の休養日の設定、平日の活動終了時間の設定と、国や県からの示されたその方針に則したものになるということでありませう。

ところで、そもそも論なんです、部活動というのは授業なんですか、お伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

部活動につきましては、教育課程に位置づけられていないことから、授業としての位置づけではありませんが、長い間、学校教育の一環として行われてきており、体力や技術向上はもとより、人間関係の構築や自己肯定感の向上など教育的意義が大きいと評価されていることから、教師にも、保護者にも部活動は学校本来の業務であるという認識が根強いのが現実でございます。

一方では、昨年12月に文部科学省において、学校における働き方改革に関する緊急対策がまとめられましたが、その中では、部活動は学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要がない業務として分類されたところではございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 授業ではないが、学校教育の一環という認識、なかなか難しい解釈だと思います。課外授業という言い方が正しいのかよくわかりませんが、そういう難しい解釈になると思います。

ただ、今ご答弁の最後にございましたけれども、文部科学省からは働き方改革の対策として、部活動は学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要がない業務として分類されたということは、私、実は初耳でありまして驚きました。

6月7日のまた茨城新聞なんです、今度は中学校に部活指導員、教員の長時間労働の抑制へと、水戸市が4月から一部の市立中学校に非常勤嘱託職員として任用し配置するという記事の掲載がございました。

これを見まして、なるほどそういうことができるんだと。つまり、教師の、今までは先生がいなければ、その部活動の練習もできないというようなことだったんですが、その方がいれば、先生はいなくてもいいんだと。確かに、先生方の負担軽減にはなるなというふうに思って、なるほどというふうに思ったんですが、本市でも、その部活指導員ではなく、これまでも外部指導員、いわゆる我々、私なんかは外部コーチと言っているんですけども、その制度は既に導入しているかと思えますけれども、外部指導員には多くの制限があるというふうに伺っております。例えば、外部指導員が練習の場においても、先ほども申しましたが、顧問である教員も必ずその場にいなければならないですとか、練習を終えて外部指導員が、例

えば、学校の施設を施錠して帰るとか、そういったことはできないなどであります。つまり、外部指導員は教員の代りにはなれないということでもあります。

これに対し、水戸市が導入しようとしている部活指導員は、ごめんなさい、多分なんです。市が採用する職員ですから、教員と同等の身分と責任があるということだと思われま。す。ですから、教員の長時間労働を抑制できる。また、文科省のいう部活動は教師が担う必要がない業務ですから、逆に言えば、部活指導員は教員に代って部活動の業務を担わせることが可能ということになり、整合性があるというようなわけであります。

那珂市では、水戸市と同様、教員の負担軽減や長時間労働抑制のために、また専門的な技能を持つ技術指導者として非常勤嘱託職員としての部活指導員を導入するお考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほどお話もありましたが、本市においては、運動部活動の外部指導者の派遣事業を実施しているところです。こちらにつきましては、昨年度と同様、柔道の指導者ということで2名を一中と四中のほうに派遣している状況でございます。

昨年度に国が示しました部活動指導員や、水戸市の事例とは身分等の位置づけは異なりますが、専門的な技術指導を担っていただくという点では、教諭の負担軽減や運営の充実という点では一定の目的は果たしているものと認識はしております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、教職員負担軽減のための非常勤の部活動指導員の導入についての必要性は認識しておりますので、今後、国や中体連等の動向を注視しながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

ここまでお聞きただけでも、現在の部活動を取り巻く環境というのは、目まぐるしく変わってきていることがわかります。生徒数が減っていく中で、授業ではないとはいえ、学校教育の一環として部活動を成立させ今後も存続していくのか、地域のスポーツクラブ等に委ねるのか、教育委員会としてはどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

部活動につきましては、少子化の影響はもとより、過重な練習による子供たちの健康への影響、さらには教職員の業務負担の要因の一つになっているなどのさまざまな観点から議論が出ているところでございます。

このような部活動を取り巻く課題に対しましては、今申し上げましたようなそれぞれの観点を踏まえ、総合的に考えていく必要があると認識しているところでございます。

教育委員会といたしましては、現時点の考え方ですが、部員数の減少等による部活動の統廃合については、学校長の裁量、マネジメントに委ねる部分であることから、その判断は尊重していきたいというふうには考えています。

しかしながら、将来を見通す中では、今後、学校教育としての部活動のあり方といった根本のところから、運営の方法として指導の担い手を地域に移行させるのか、あるいは部活動自体を生涯学習に位置づけて地域スポーツとして存続させるのかといったところまで、議論する必要があるというふうに認識しております。

その際には、教育委員会だけではなく、保護者や教職員はもとより、地域の方々との議論や調整が不可欠であり、早々に結論を出すのは難しいとは考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 活動の統廃合については、学校長の裁量に委ねるということですが、その判断によって生徒が他校に進学せざるを得ない、昨年あったように。そのような可能性があるということの現実を考えた場合、学校長の裁量はまあよしとしても、決してそれは独断ではなく、生徒やPTAとの事前協議だけは最低お願いしたいなというふうに思います。

また、最近では1つの事例でございますが、例えば、中学校の軟式野球部には入らず、地域の硬式野球クラブに入る生徒もふえてまいりました。その理由は1つではないと思いますが、多くは高校野球で即戦力となれるよう、中学校のうちから硬式のボールになれておきたい。そして、将来は強豪チームで甲子園を目指したいといった理由が考えられます。または、軟式野球でも本当はいいんだけど、進学する中学校に野球部がない。仮にあっても、人数が少なく大会に出場できないかもしれない。だったら、地域のクラブで大好きな野球を続けたいといった理由なども考えられます。もしも、今後、部活動の存続が難しくなり、地域のスポーツクラブに委ねることになった場合、課題としてはどのようなことが考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

部活動を地域スポーツに移行するとなると、生徒の安全面での配慮も含めて、考えられる課題は非常に多いというふうに認識しております。

例えば、現在学校で行っている部活動を全て地域スポーツで行うとすると、それだけのクラブが存在するのか、疑問でございます。また、既に地域にあるクラブのスポーツを受け皿にしようとするれば、生徒にとっては希望していた種目ができないといった事態も生じます。さらに、先駆的に移行しようとしても、現時点で地域のクラブで中学生の大会のほうに出場資格が担保されているのかという問題もございます。

このようなことから、まずは受け皿となる地域スポーツをいかに充実できるかが最大の課

題であり、移行の手法も含めて慎重に考えていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） そうですね。部活動に既存する、現在ある種目の受け皿となるクラブがそれだけあるのか、中体連の大会にクラブチームとして出場できるのか、どうやってまたそれを移行していくのか等々、多くの課題が考えられます。現実的には難しいと言わざるを得ません。であるならば、部活動とスポーツクラブが共存共栄していくしかないと思います。

先ほども申し上げましたとおり、既に地域のスポーツクラブに入っている生徒も少なからずいると思いますが、例えば、野球の話でまた恐縮ですが、中学校の野球部に籍を置き、平日は中学校の練習に参加し、かつスポーツクラブであるシニア、硬式野球ですね、のチームにも籍を置き、休日はそちらの試合に参加する。いわゆる二重登録のようなことは可能なんでしょうか。また二重登録ゆえ、中体連の公式戦、総体や新人戦には出場できないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今、野球の例でお話し申し上げますと、野球の場合ですと、中学校の野球部と地域の硬式等のシニアに登録している場合は、中体連のほうの大会には出場できないというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、中学校の部活には入らず、地域のクラブだけに参加した場合、部活動をしていないということで、生徒が学校の中で肩身の狭い思いをしたり、学校からの評価で不利益を受けるようなことはございませんか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

部活動に入らない場合の心理面のご心配でございますが、先ほど申し上げました指定校変更や区域外就学も同様ですが、どこで何をしたいのか、本人の明確な意思があつてのことであり、保護者も含めて十分話し合い、その結果であれば、心理的な問題はクリアできるものと考えております。

また、評価面でのご心配でございますが、例えば、内申書には学業以外の取り組みとして、特記事項に記載されますので、学校であれ、地域であれ、活動の場で優劣がつくものではないというふうと考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

私が心配するのは、部活動と地域スポーツがお互いの存続をかけて生徒の取り合いをすることなんですよ、一番心配するのは、地域スポーツを選択した生徒が学校から不利益を受けるようでは、共存共栄はもう不可能であります。一番の理想は、生徒たちが自由な意思で選択し、大好きなスポーツを続けていく、そんな環境を行政や我々大人がつくっていく、残していくということだと思います。

最後に、教育長から部活動の存続や教員の負担軽減も含めて、部活動のあり方などについてご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 今回、議員からご指摘いただきましたように、部活動に関しましては、今社会的にも大きな話題となっているところでございます。

教育を担う者といたしましては、部活動は子供たちが意欲を持って精いっぱい努力し、仲間意識や達成感、あるいは自己有用感を感じることで1人の人間として成長できる、大変貴重な機会であると、このように認識しております。今後、どのような形であれ、子供たちがスポーツをする機会は確保していかなければならない、こう思っているところでございます。

部活動の問題を、教職員の働き方改革の視点で解決しようとするれば、部活動の教育的意義、これがなおざりになるのではないのでしょうか。また、負担ばかりが強調されていますけれども、教職員の中には意欲や使命感を持って指導に当たっている者もたくさんいるのも事実でございます。

地域スポーツに移行するにしても、クラブチームのように勝つことを目的にするのか、それとも、レクリエーション的なものとして楽しむことを目的にするのか、そういった多様な志向に向けて対応できる受け皿というものが必要になってくる、このように考えているところです。

部活動をめぐる議論の基本は、本来部活動はどうあるべきものなのか、誰が担うべきものなのか、そこを明確にすることと考えております。しかしながら、これは1つの自治体で解決するものではなく、教育全体として認識を統一し、同時に社会にも理解をしていただかなければならない。そうしなければ、教職員の働き方改革、あるいは地域スポーツの推進にもつなげることはできないものではないかというふうに考えております。

現時点では、先ほど答弁をさせていただきましたように、県の方針を踏まえまして、那珂市としての運営方針を策定する中で、部活動のあり方を明らかにすることから着手してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。私もそのとおりだと思います。ぜひ子供たちのことを考え、これからもいろいろご検討をお願いをしたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告2番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時13分

再開 午後 1時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（君嶋寿男君） 通告3番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 公共下水道未整備地区の整備について。2. 太陽光発電について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

[6番 寺門 厚君 登壇]

○6番（寺門 厚君） 議席番号6番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、公共下水道未整備地区の整備についてであります。

那珂市の下水道整備については、未整備地区、これもやっと未整備地区という言葉が使われるようになりまして、ほっとしているところではございますが、この未整備地区の住民からはいつになったらできるのか、我々が存命中には整備が完了しないよね、なんで、なんとか早くして整備をしてほしいという、悲痛な声を毎年毎年お聞きしております。

私は、下水道整備促進のために平成24年から毎年一般質問を実施し、下水道整備の促進策を提案し、所属した常任委員会での調査事項としても先進の地への視察研修を進め、下水道の短期間整備手法や、経済的にも効率的で那珂市の特性に合った整備を進めるよう、提案をしてきました。また、執行部においても、昨年9月に公共下水道整備地区で未整備世帯への公共下水道について、生活排水アンケートを実施して、住民の皆様のご意見、ご要望をお伺いしております。

これらを受け、昨年11月、さらに今年の3月に公共下水道審議会が開催されまして、アンケートの結果と未整備地区の下水道の整備について審議をされました。また、2月には産業建設常任委員会からも、下水道未整備地区の整備促進について調査結果を踏まえ、市への要望書が提出されております。さらに、3月の第1回定例会では、助川議員からも下水道の整

備状況について質問がされました。しかしながら、依然としてその下水道未整備地区の整備については、具体的な整備手法とスケジュールは全く白紙であります。

今回は、市として下水道未整備地区の整備をどのように進めていくのか、方向性と考え方を、特に具体的な手法、納期についてまでお聞きをしてみたいです。

まず、公共下水道未整備地区の世帯数、これは計画に上がっている分と全く、先ほど言いましたその白紙のままの状態の未計画地区の世帯数があります。これはどれぐらいありますか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（中庭康史君） お答えいたします。

平成29年度末現在、公共下水道整備計画区域内において、未整備地区の世帯数は約1,300世帯でございます。また、現在具体的な整備計画が定まっていない未計画区域内の世帯数は約4,700世帯でございます。未計画地区における世帯数の多い地区としましては、中台地区が約800世帯、後台地区が約700世帯、飯田地区が約500世帯、菅谷地区が約450世帯、額田地区が約400世帯でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ここで議長の許可をいただきまして、皆様のお手元へ資料を配付させていただきます。

まず、資料1をごらんください。

こちらは、現在のご自宅のトイレからの水の処理方法ということで、その設問の結果、これは昨年9月に行われました市民へのアンケートの回答の結果でございます。

こちらで左側から4番目、発送数というのがありますけれども、これがイコール世帯数になっております。今、執行部から回答がありましたように、中台地区は807世帯、後台が712、飯田が532、次に450ということで、菅谷地区が多くなっているのがよくわかります。

この未整備地区というのは、これ合計4,735世帯ありますけれども、これに今、公共下水道の計画があって整備されていないところが今は1,300世帯ということであります。そのほかに、公共下水道計画内でも、まだ計画がないやつ、これがまた300世帯あります。したがって、合せて6,300世帯、現状は未整備地区があるということがわかります。

次に、未整備地区の状況についてでございますが、これは生活排水アンケート結果からお聞きしたいと思っておりますので、生活排水アンケートの結果から把握できたことはどういうことですか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（中庭康史君） お答えいたします。

アンケートの結果により、未計画地区の約68%の世帯の方が既に合併処理浄化槽を使用しております。くみ取り槽、または単独処理浄化槽を使用している世帯の方は、約25%でござ

いました。

また、今後の汚水処理の方向性については、合併処理浄化槽の維持管理経費を軽減する施策よりも、時間がかかってでも公共下水道そのものを求める意見や、合併処理浄化槽の処理水の放流先の確保を求めるご意見など、抜本的な排水先の確保を求めるご意見が約65%を占めておりました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ここで先ほどの資料1、ごらんいただきたいと思います。

今度、右端のところに、右から5行目のところです。くみ取り、単独、合併ということで選択率をあらわした表がございます。この合計を見ていただきますと、今言ったくみ取り及び単独浄化槽で25%、合併浄化槽では68%があるということがよくわかります。

続いて、裏側へいきまして、資料2をごらんください。

これは、生活排水の放流先について伺った回答です。これによりますと、敷地内は49%、側溝については34%という答えが返っております。依然として、放流先は敷地内が49%あるということは、大変困っておるという状況ではないかということがわかります。

次に、資料3をごらんください。

こちらは、各地区別のくみ取りや単独処理浄化槽からの変更の支援策、どういうものがいいますかという設問ですが、その答えについては、排水設備の整備確保や公共下水道への接続支援を望む世帯が65%、これは排水設備の欄と、それから公共継続というところを足していただくとその数字になってまいります。その声が強いということで、あと細かに見ていただくと、その地区別のそれぞれの状況がよくあらわれていると思います。

では、市としては、このアンケート結果をどう捉えてどのように対応していくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（中庭康史君） お答えいたします。

汚水処理の方法といたしましては、年月がかかってでも公共下水道での整備を求めるご意見が半数近くございました。しかしながら、今後も未計画地区内について、公共下水道で整備するとした場合には、長い年月を要することになり、その間の世帯数の減少をはじめ、経済状況の変化や国庫補助制度の改正など、収益見通しの不確定要素が多数見込まれるところでもあります。そのため、公共下水道以外の排水処理の手法といたしまして、合併処理浄化槽への転換を速やかに進める取り組みが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 冒頭申し上げましたように、公共下水道審議会にて、この下水道の未整備地区について審議をされております。こちらの答申はどのようなものでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（中庭康史君） お答えいたします。

今回の答申ですけれども、現在の事業計画区域と未計画区域における今後の整備の方向性について答申されたものでございます。

まず、第1次整備優先地区につきましては、事業期間の延長等の変更を行い、事業完成に向けて引き続き整備を行うことが適当と思われる。また、未計画地区の汚水処理につきましては、くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を速やかに進めることが必要である。その上で、未計画地区内で公共下水道の整備を行う際には、整備後も安定して汚水処理を行うことができる経営が可能かどうか十分な予想を行った上で、区域ごとに判断することが適当と思われる、との答申を受けております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 答申を受けまして、市としても明確に未整備地区の整備についての方
向性や考え方を打ち出し、具体的な整備手法やスケジュールを早期に住民に明示してほしい
と思います。

それから、議会からも下水道未整備地区の整備についての調査結果を踏まえた要望書が出
されておりますけれども、どう対応していきますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（中庭康史君） お答えいたします。

関係部局の連携をさらに強化し、より効果的な汚水処理施設の整備手法を選定することが
必要であると同時に、市として下水道整備計画に係る基本方針を定め、具体的な施策を展開
する必要があると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 関係部局との連携を強化していただいて、今後の迅速な整備促進にし
っかりと反映していただきたいと思います。

下水道整備に関する市民への情報提供について伺います。

今お聞きしましたように、生活排水アンケート結果、そして公共下水道審議会の審議結果
については、対象地区世帯へお知らせはしているのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（中庭康史君） お答えいたします。

今回のアンケート結果につきましては、調査対象となった皆様には個別のお知らせまでは
しておりませんが、平成29年11月に開催されました公共下水道事業審議会におきまして説
明をし、速やかに市のホームページにて公表をしているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ホームページや「広報なか」に掲載して回答と答弁いただきましたけれども、このホームページにつきましても、実際その下水道課から検索をしていくとなかなか下水道課を検索しても出てこない。次に、下水道審議会ですかね、これを検索してやっと出てくるということで非常にわかりづらくなっていますので、これは頭出しをしてわかりやすいようにしていただけたらというふうに思います。

こういうことでホームページや「広報なか」の紹介ということなんですが、実際にその見えていて、広報でもそうですし、なかなかこれ理解までには至りませんよね。ぜひとも地区別に説明会を開催して、市としてこう考え、こういう整備手法で進めていこうとしているということについて、十分ご理解を得る必要が急務ではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（中庭康史君） お答えいたします。

アンケートの結果や下水道事業審議会からの答申、また議会からの要望書を受けまして、市としての方向性や考え方を明確にした上で、市民の皆様に説明をしご理解を得ながら推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 地区ごとに合った整備手法や費用も含め、具体的な提案事項や市としての方向性や考え方を明確にしていくスピードをもっと上げて、ぜひとも早い時期に説明ができることを切に要望したいと思います。

次に、公共下水道未整備地区の今後の整備の進め方について、市としてどのように整備を進めていくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（中庭康史君） お答えいたします。

未計画につきましては、公共下水道による整備を基本としておりますが、結果的に長い期間を要することから、未計画地区においても可能な限り汚水処理を行うことができるよう、特にくみ取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を重点的に推進することが必要になります。

そのため、現在の汚水処理の状況の把握や課題を整理し、適切に汚水処理を行うことができるよう支援する仕組みを整備してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ここで資料4をごらんいただきたいと思います。一番最後のページになります。

こちらは、下水道課でつくられました那珂市公共下水道事業計画スケジュール（案）でご

ざいます。

これを見ますと、下水道未整備地区の計画については全く掲載されておられません。ということで、この未整備地区の整備スケジュールについてどのように考えているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（中庭康史君） お答えいたします。

公共下水道事業は、現在、平成25年度に策定しました事業計画に基づきまして整備を行っております。

しかしながら、東日本大震災の復旧工事に伴いまして、整備の遅延が生じており、現在の事業計画区域内の整備完成までにはおおむね10年程度を要する状況でございます。そのため、本年度予定しております事業計画の変更につきましては、新たな事業区域の拡大を見送り、平成35年度まで事業期間を延伸して整備を進めてまいります。

また、先ほど答弁いたしましたとおり、現在の全体計画における未計画地区全てを公共下水道での整備で行いますと、さらに長い年月を要することとなります。

以上のことから、今後の下水道計画につきましては、県流域下水道の流域総合計画の見直しに合せまして、平成33年度ごろに未計画区域の整備手法を決めた全体計画の見直し策定を予定しており、それに向けて準備を進めてまいりたいと思います。

なお、公共下水道のみならず、農業集落排水及び合併処理浄化槽を含めました持続的な汚水処理システムの構築につきましても、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。

ここで通告はしていないんですが、市長に下水道整備と未整備地区に対するこれからの整備についてご所見を伺いたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 事前に通告してくださいね。

今、下水道審議会で検討されている方式がありますので、それを見きわめて、なるべく低価格で整備ができるような形で検討していきたいというふうに思っています。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ありがとうございます。

通告していませんで、次回からは通告してからということにいたしたいと思います。

今、上下水道部長からも答弁をいただきましたけれども、33年度にどういうふうにしていくかという、その未整備地区の整備の仕方を決めると。全体計画もあわせて総合的に見直しをしていくんですよという答弁をいただきました。

33年度で見直しということになりますと、現行計画が今10年おくれで進んでいます。ということは、今、その公共下水道計画でその計画がない世帯数というのは300世帯ありまし

て、これを優先される、あと現状計画があるやつを優先される。それでもう13年ぐらいはたっちゃう。さらに、未整備地区をどこをやるかというのを決定しながらいきますと、さらに10年、15年すぐにたってしまう。結局、これで言いますと、今から20年、30年かかるわけですね。これってやっぱりどう考えてもおかしいですね。予算がない、県の計画に倣ってやるというのもわかりますけれども、なんとしてでも、そのスピードアップをぜひとも図っていただきたいというふうに思います。これは下水道課の皆さんばかりでなく、関係部署の皆さん、総力を挙げてぜひとも一日も早い、この未整備地区の整備ができるよう、総力を挙げてなんとか進めていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

以上でこの項の質問を終わります。

次に、2つ目ですが、太陽光発電についてであります。

今、那珂市内の至るところで太陽光発電施設が目立つようになりました。また、今年になって大規模太陽光発電施設計画が上がっているとも聞いております。このまま太陽光発電施設がふえていくと、本市の緑豊かな自然環境のバランスがどうなってしまうのか、災害時の対応はどうなるのか、事業終了後の撤去・廃止はどうなるのか、また投資対象の施設の転売もあり、契約事項の履行はされるのかという懸念材料が多く挙げられます。これらを払拭し、自然環境を維持保全しながら、太陽光発電を行っていくという地域での共存共栄を図る必要があります。

市としてはどのように対応し適切な管理をしていくのか、聞いてまいりたいと思います。

まず、太陽光発電施設の現状についてですけれども、市内には太陽光発電施設はどれくらいありますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

設置件数でございますが、平成30年1月1日現在、本市では全体で215件の太陽光発電施設が設置されていると把握してございます。

また、太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインが、平成28年10月に施行されてから本年5月までに63件、平成29年4月のFIT法の改正後から本年5月までには47件となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） では、平成28年10月から県のガイドラインが施行されましたので、事業計画書の提出が義務づけられています50キロワット以上の施設はどれくらいありますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

50キロワット以上では34件でございます。FIT法改正後分でございますと29件となつてご

ざいます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 昨年確認したときには137件ありましたので、今お聞きしたところによりますと215件ですから、78件、1年間でふえていると。かなりな増加数だと思います。

しかも、事業計画書等の提出が義務づけられていない50キロワット以下、これは小規模になります。この施設は181件あるということで、全体の85%を占める、かなり多くあるわけですね。要するに、計画書がないということにつきますと、どうしてもこの管理が行き届かないのではないかとこのように思います。

今後、その管理のできるような方法も研究しながら管理をしていただきたいと思います。

では、概要書を受理したが、未設置あるいは廃止となった施設はどれくらいありますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

概要書の提出がありました34件のうち、運転開始予定日未到来は7件で、廃止となった施設はございません。発電事業者が変更になったものは3件でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 運転開始日がまだ来ていないというのが7件で、廃止となった施設はないということですね。事業者が変更になったものは3件あるということですね。これは、多分投資対象の施設ではなかろうかなというふうに思われます。

昨年のFIT法改正で参入業者の選別がされております。事業継続の意思のない業者は淘汰されたはずですが、今後はFIT法にのっとり、また茨城県の太陽光発電施設の適正な設置・管理に対するガイドラインを遵守し、地域社会との共生ができる事業者かどうかというのを、これは自治体自身できちんと見ていく必要があると思います。

最近、本市においても、大規模な太陽光発電所が戸多地区に設置されるという事業計画が上がっております。戸多地区で計画されております太陽光発電施設はどれくらいの規模で、誰が運営管理していくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

提出されております事業概要書では、計画の規模につきましては、予定地面積は約67ヘクタール、総発電出力は2万5,000キロワット、約8,500世帯の電力を賄える規模となっております。

運営管理につきましては、東京のアフターフィットという会社でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 8,500世帯といたしますと、ちょうど瓜連地区丸々賄えるということになりますよね。まさに本当にメガソーラーが、発電所ができるということなわけです。

事業者はアフターフィットさんということで、この会社は新しい会社ですけども、どういう会社なのか、経営内容や資本系列などは確認されていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

大手メーカーが出資してございます会社で、現在、北海道を中心に8カ所で太陽光発電の事業を手がけておまして、また県内では、つくばみらい市で1カ所、太陽光発電の事業を行っているようでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 先日の茨城新聞でも太陽光発電の特集がありまして、太陽光発電の業者が倒産が相次いでいるという記事も載っておりました。そういうことからしますと、やっぱり会社の業績や経営内容、従業員数、資本系列等々は基本情報でありますので、しっかり把握しておいていただきたいと思います。

太陽光発電設備設置にあたりましては、市との事前協議や事業概要書の提出が必須となっております。事業計画書の提出はありましたか。また、周辺地域の影響予測、定期的な点検や維持管理の計画、廃止後の施設の撤去・廃棄計画等を盛り込んだ計画となっているのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

平成30年2月22日付で事業概要書の提出がでございます。茨城県のガイドラインに基づいた定期的な点検や維持管理の計画、廃止後の施設の撤去・廃棄計画等を盛り込んだ計画となっております。

また、周辺地域の影響予測については、環境マネジメントを取得する方向で進めていると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 必要書類は提出されているということですね。気になる周辺地域の予測については、環境マネジメントを取得するということですが、これは取得するにも準備期間で3年は優にかかる、多分ISOの14001番だと思っておりますけれども。取得しても、これはきちんと遵守をしていかないと剥奪をされるという、大変厳しいシステムであって、特に環境事業者は必須条件ではなかろうかというふうに思います。

後でこれ取得されたかどうかは、ぜひ確認をお願いしたいと思います。

太陽光発電施設設置にあたっては、地域の理解促進を図ることになっておりますが、地元住民や企業等、周辺関係者への設置計画の説明はされましたでしょうか。また、地元説明会報告書の提出は求めていますか。そして、最後ですが、現地確認はされたのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

地元説明会につきましては、平成30年3月18日に総合センターらぼーるにて昼と夜の2回開催されまして、報告書も提出されております。説明会当日は、環境課の職員も一般市民の立場で説明を聞いてございます。

また、予定地の現地確認につきましては、概要書提出後、確認をしてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 執行部としても説明会に出られて内容も聞き、加えて現地確認をしているということですね。

では、住民説明会で上がりました問題点や懸念事項はどのようなものがありましたか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

懸念事項としまして問題点、反射光や電磁波の影響、またイノシシの問題、江戸城跡の保存、雨水排水、騒音振動などの懸念事項がございました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） では、その懸念材料事項や問題点の対応、対策はどうしていくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

反射光や電磁波の影響は、民家から距離をとりまして、グリーンベルト帯の樹木で光を遮るなど助言をしております。

江戸城跡の保存については、担当部署の意見を踏まえて、太陽光パネルの設置はしないこととなっております。

また、雨水排水につきましては、関係機関の計画確認などを経て進めるようになってございます。

騒音振動につきましては、法令等を遵守し、夜間工事は実施しないなど指導してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 事業者側の対応につきましては、それぞれの事項をしっかりと対応、実施されるよう、執行部からも指導をよろしくお願ひしたいと思います。

特にその懸念材料の中に入るかもしれませんが、気になることは、周辺環境の保全や災害防止のための必要な対応策があるかということでもあります。特に太陽光発電では大量に森林を伐採する。したがって、保水力が大きく減少し、水害の発生が予想されます。

先ほど雨水排水対策は関係機関との計画を確認してというふうに答弁がありましたけれども、水害対策はどのように講じていくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

雨水排水計画につきましては、事業地内に調整池を設けまして、排水調整をする方式で、対応につきましては、関係機関と相談していると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 住民、住居はもちろん農地や道路などに被害が及ばないような安全な水害対策を講じてほしいと思います。

それから、森林伐採による生態系のバランスの崩れ、これも予想されますので、これについては、あの辺、下江戸地区はイノシシのすみかにもなっておりますので、このすみかが追われて、今度は新たな近隣あるいは周辺地域でのイノシシ被害が想定されますけれども、対策はどういうふうにしていきますか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

イノシシに対する対策でございますが、農作物の被害を防ぐため、農家の方がみずからの対策といたしまして、防護柵や電気柵を設置した場合に一定の補助を交付してございます。

また、現に被害が出ている地域、常磐道から北側全域に当る地域につきましては、捕獲隊を組織しましてイノシシの駆除を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 想定内の対策、現状やっております対策は継続していくということですが、最近のほかの自治体でも、そのイノシシによる人的被害が発生しております。そういうこともありますので、ぜひ想定外の対策もあわせて検討をお願いしたいと思います。

次に、災害時の設備機材の倒壊等や化学物質の漏えい等による対策、これについてはどうしていくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

当該計画での対策は、茨城支店にて対応を行いまして、同社の緊急連絡体制に基づき各関

係官庁へ報告を行い、災害の規模に応じて対応・体制を迅速に整え、災害の拡大を最小限にとどめるよう体制をとるものと事業概要書に記載をされております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 事業概要書に記載分を確認とありますけれども、これは机上ではなく、実際に動ける体制ができているかどうかが非常に重要なことになると思いますので、災害時及び緊急対応体制に人員が配置され、稼働が可能かどうか、今後、執行部の定期巡回の中で確認して行ってほしいなというふうに思います。

それでは、一番気になるところなんですが、廃止後の速やかな撤去・廃棄処理がされる体制が整備されているのかどうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

撤去につきましては、事業廃止後1年を目途に現状復旧をするものとして、太陽光発電設備の廃棄費用としまして建設費の5%の積み立てを行うことで事業計画がされてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 廃棄費用は建設費の5%を積み立てしていくという回答でした。大変これはいいことだと思います。当然、17年後、かなりな金額を一度に出せと言われても、それは出ないのは企業でも想定されますので、大変あらかじめ準備をしながらというのはいいことではないかなというふうに思います。

しかし、事業廃止後1年を目途に現状復帰をするということも言われておりますが、いずれにしても、積み立てをしていくということについても、将来の確約というのは必ず履行されるかどうかというのは非常に難しいところでありますので、市としても、市と事業者間でなんか約束事をしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

次に、太陽光発電施設の適切な維持管理について、市としてどのように指導管理をしていくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市の維持管理の指導につきましては、茨城県のガイドラインによる定期的な保守点検、周辺環境への対応、災害発生時の対応、緊急連絡先の表示等について指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 茨城県のガイドラインを遵守して定期的な現地確認を行いながら、適切な指導管理をしていただきたいと思います。

以上、大規模太陽光発電所について、懸念事項の対応についてお聞きしてまいりましたけ

れども、今後も太陽光発電施設の導入件数というのは増加していくと思います。

したがって、事業者間の競争激化、固定価格の引き下げ等により、太陽光発電施設設備業者の経営悪化による倒産等の急増が予想されます。そうしますと、管理されないまま放置されることが予測され、また適切な措置を行わず、土砂の流出、周辺警戒への配慮に欠ける設計変更、さらに災害時の破損した太陽電池モジュールによる感電等の問題が顕在化してきております。

このような現状の中で、太陽光発電施設が長期にわたり、安定的に発電を継続していくために、さきの諸問題に配慮し、地域と共生することが大変重要ではないかというふうに考えます。

そのためには、計画段階で事業者と設計内容や災害時及び廃止後の撤去・処分等に関する協議を行うことにより、地域環境の保全を図り、良好な住居環境を維持していくことを目的とする条例を制定していくのが必要ではないかというふうに考えます。

最近、他自治体では北茨城市、つくば市、笠間市はじめ、合わせて9自治体がこの関連する条例をもう既に制定済みであります。私は一昨年の9月の一般質問の折にも条例を制定すべきではないかというふうに提案をしましたが、そのときの回答は、今は考えていないという答弁でございました。でも、今は大変状況が変わっておりますので、今こそ条例制定をすべきと考えますが、いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

太陽光発電施設の増加している中で、大規模な計画の提出もありますので、維持管理やパネル廃棄など懸念が生じておりますことを踏まえ、条例制定について検討する時期であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 早急に制定に向けての検討を始めていただけるよう切にお願いをしておきます。

事業者側にとっても、事業廃止時に一度に多額な廃棄費用の捻出には困難が伴うと。先ほど申し上げましたけれども、これはやっぱり事業開始時から定期的な積み立てを準備をしておくという制度は必要だと考えます。

そこで、事業廃止後の撤去・廃棄処理を速やかに実施完了できるように、あらかじめ費用の積み立てをしておく制度を設けるべきだと提案しますが、いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

太陽光パネルの廃棄処理は、太陽光発電事業者が責任を持って処理することが原則でございますが、積立制度を設けることも、太陽光パネルの不法投棄などの対策として有効なもの

であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 既にアフターフィットさんも積み立てをやっていくよということ言われておりますので、これは既存事業者も含めて、全事業者が取り組めるよう制度化を推進していただきたいなというふうに思います。

さらに、適切な維持管理及び環境の保全や公害防止、災害時の対応、廃止時の措置について、きちんと履行するよう、事業者との間で太陽光発電施設の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定書を締結していくように提案をしますけれども、いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

設置から撤去までの適正な運営を求める手段としまして、先ほども申し上げましたように、協定書や条例制定について検討すべきであると考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） やはり法規制がない中、県のガイドラインとか、やはり市でもなんらかの規制が必要かと思っておりますので、ぜひとも条例に盛り込んで制定に向け努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、太陽光発電施設の地域活性化への活用策ということでございますが、太陽光発電設備につきましては、地元への貢献ということで固定資産税への貢献が挙げられます。

平成28年度は63件で2,200万円ありましたというふうに聞いています。去年はどれぐらいありましたでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

昨年度は52件の新設がありまして、土地で約300万円、償却資産で約1,500万円、合計で約1,800万円の増収となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 合計で1,800万円ということで伺いましたけれども、償却資産ですから年々減っていくわけで、いつも1,800万円という貢献があるわけではないということだと思えます。

やはりこの太陽光発電も、もっとうんか地域活性化に貢献できる材料がないかどうか、いま一度考えていただけたらなというふうに思います。

それとこの太陽光発電につきまして、地域活性化では、最近になって地元への貢献度を高めるということで、新たな取り組みとしてソーラーシェアリングの施設の展開が見られます。

このソーラーシェアリングというのは、地上は田んぼ、畑として作物を栽培して、地上高二、三メートルのところに太陽光発電パネルを設置し発電していくものです。作物の収入と売電の利益が両方確保できると、そういうシステムであります。

では、本市ではこのソーラーシェアリングの施設状況、どれぐらいあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 実君） 現在、5件ございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 5件ということですね。ということは、ソーラーシェアリングシステム、これはまだ始まったばかりということですよ。

では、作物はどういうものがつくられているのか、また栽培計画と3年ごとの収量報告はされているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 実君） お答えします。

作物としては、ジャガイモ、ソバ、ミョウガになります。

収量の報告につきましては、毎年2月までに報告することとなっておりますが、まだ収穫に至っていない施設もございます。

なお、この施設は3年ごとの一時転用許可申請が必要なため、収量等報告ですね、これを参考に許可の可否を判断いたします。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 毎年2月までの収量報告が必要だということですよ。しっかりと確認していただきたいと思います。

また、先ほどありましたジャガイモ、ソバ、ミョウガですけれども、これ太陽の光の当りぐあいでは収量がどうなるかというのが定かではありませんので、こういった作物と光の量の関係もあわせて、データということで収集を行っていただいて、今後のソーラーシェアリングの展開、そして農業の活性化の一助になればというふうにしていただきたいなと思います。

では、申請されているんですけれども、ソーラーシェアリング施設で作物の耕作がされない場合、市としてはどのような対応をしていくんですか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 実君） お答えします。

改善計画を提出させるなど、作付が確実に行われるように、必要に応じて指導を行います。以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 作付の指導ですね。行いながらということなので、農地の状況を見な

がら適切な管理指導をしっかりと行っていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

- 議長（君嶋寿男君） 以上で通告3番、寺門 厚議員の質問を終わります。
暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

- 議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 大和田 和 男 君

- 議長（君嶋寿男君） 通告4番、大和田和男議員。

質問事項 1. 雇用創出について。2. 結婚・出産支援について。3. 移住促進に向けた子育て支援・学校教育について。

大和田和男議員、登壇願います。

大和田議員。

〔1番 大和田和男君 登壇〕

- 1番（大和田和男君） 議席番号1番、いい那珂暮らし応援団、1002番、大和田和男です。
通告に従いまして一般質問を行います。

この3つの通告は、実は1つの方向に向かっています。それは移住に向けた対策ということです。

人生において移住をするポイントは5つあると思います。1つ目は大学入学、2つ目は就職、3つ目は結婚・出産、4つ目は子供の教育時、最後は定年後だと思えます。

今回はその中の移住していただき、市にとって税収増となる就職、結婚、教育の3つの人生にターニングポイントに狙いを定めて伺っていきます。

まずは、市内の雇用についてですが、那珂市や近隣市町村に就職する際、那珂市にアパートを借りて就職する若者がいるかと思えます。そこで、議場にいる皆様にも知ってもらいたく、那珂市に近年ふえているアパートの棟数と部屋数はいくつあるのか伺います。

- 議長（君嶋寿男君） 企画部長。
○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

アパートの棟数と部屋数についてでございますが、まず棟数でございます。本年の1月1日現在で520棟となっております。部屋数について正確な数字は掌握してございませんが、

1棟あたり、1棟あたり平均5部屋とした場合に約2,600部屋程度あるのではないかなと推測いたします。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） すごい数ですね。満室になって全ての方に那珂市に住民票を移してもらいたい、そういった思いです。

話を戻しまして、雇用についてですが、平成28年第3回定例会において、市長のトップセールスについて質問した内容と重複してはありますが、時間も経過していることから再度質問させていただきます。

まずは、那珂瓦斯発電所についてですが、以前億単位の税収が見込めるとの答弁がありましたが、雇用はどのくらいですか、状況を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂瓦斯発電所につきましては、昨年の7月から向山の西地区で稼働しております。今年の5月末時点の数字で雇用についてご紹介申し上げますと、現在、発電所の従業員として3名、機械の運転オペレーターとして14名、合計17名の方がそこで雇用が発生しているという状況でございます。そのうち、市内在住の方が3名、割合でいうと18%という状況でございます。

こちら立地している向山の西地区につきましては、民有地ではございますが、将来的にもほかの事業所の立地なんかも期待できます。そういったところで産業の集積によってまたさらなるその雇用の増加が図られることを我々としても期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 市内の雇用があることは大変素晴らしいことです。

今後も向山の工業専用地域西地区の開発とともに、地元採用を推し進める事業所を市でもバックアップしてあげてもらいたいものです。

次に、大型雇用についてですが、イオンやJ A本店も地元雇用には大きくつながると思います。まち執行部はそれに向けて着々と事を進めているかと思います。頑張ってくださいと思います。

ここでは、やはり気になる値下げした那珂西部工業団地の進捗状況はどうなっているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂西部工業団地についてのお尋ねでございますが、現在、1区画5ヘクタールある区画地がございまして、そちらの1区画がまだ未分譲となっております。今ご紹介にもありま

したけれども、今年2月には所有者である茨城県によって分譲価格の引き下げがなされました。これによって、平米あたりの分譲価格が従前が2万600円だったところを1万3,000円、約37%ぐらいですかね、値引きされ、今後の分譲促進が期待されるというようなところでございます。

県内のその企業さんの土地の引き合いの動向についてでございますが、圏央道の開通によるフィーバーぶりというか、それが結構大きくて、最近ではその圏央道周辺にちょっと物件が不足してきているというようなこともありまして、圏央道より外側、北側までその企業さんの目が向いてきているというような話なんかも伝わってきているところであります。

そういった状況でもございますので、我々那珂市としても、県との連携を密にし、今ある優遇制度を最大限活用しながら、企業誘致に取り組んで安定した雇用の創出、これに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） いい雰囲気ですね。部長も県なんでしょうから、連携を密にさせていただきたいなと思います。

県でも質の高い雇用創出に向けた産業育成を掲げ、企業誘致活動を強化し、これまでの製造業などの誘致に加え、AIやIoTなど新たな成長分野の誘致を促進しています。

また、那珂西部工業団地は、高度産業技術集積地域という位置づけだと思いますが、そういった企業への働きかけが必要だと思いますが、どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、那珂西部工業団地は茨城県によりまして、高度産業技術集積地域の一翼を担う工業団地と、そういう位置づけになっております。皆さんご存じのとおり、ソニーさんですとかNTTさんですとか、日本を代表するハイテク企業が立地しているところでございます。

先ほど私の答弁で、企業の動きが活発化してきたということをご紹介申し上げましたが、こういったチャンスをうまく生かすために、県とともに積極的に企業誘致を推進し働きかけていきたいと、かように考えてございます。

そのためには、市長を筆頭に職員ともども、進出立地の可能性を広く探るために、高度産業技術という特定の業種の枠にあえて捉われることはなく、広目広目にアンテナを高くして情報を収集し、企業誘致に取り組んでまいりたいと、かように考えてございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

先ほど部長から答弁あったように、市長を筆頭に情報収集というだけではなく、市長筆頭にどんどん営業をかけていただきたいと思います。

弱肉強食の時代です。草食自治体では生き残れる時代ではありません。ぜひ足で稼いでいただきたいと思います。また、那珂インターチェンジ周辺整備も雇用につながる場だと思います。

第2次総合計画には企業ニーズの把握や周辺環境の調査、準備とありますが、いまだにその段階なのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

ただいまご紹介いただいたとおり、3月に策定しました第2次那珂市総合計画、こちらにおきまして、土地利用構想の中に那珂インター周辺地区について、企業のニーズの把握やインフラを含む周辺環境の調査、課題の抽出などの準備を進め、優良企業の進出を促進するという方針を掲げてございます。

市としましては、例えば、過日、県央首長懇話会というものがございましたが、ここで茨城県の新たに総合計画をつくるというようなことで要望活動を実施しました。その際の那珂市からの要望事項として、那珂インター周辺開発への県の支援というものも盛り込んで、茨城県知事に声を届けたというところでございます。

那珂インター周辺地区は、市の中心部の交通要衝に位置し、那珂市のみならず県北地域の玄関口という位置づけもでございます。開発が実現すれば、那珂市と近隣地域、周辺市町村の活性化やにぎわいづくりに大いに寄与できる可能性を持つ地域だと考えております。

現時点においては、事業主体や開発手法等の具体化には至っておりませんが、那珂インター周辺地区における開発に適した立地場所や業種の検討、さまざまなケースを想定した調査やシミュレーションを行うなどの準備を今現在進めているところでございます。

あわせて、民間事業者の進出意欲についてアンテナを高くし、情報収集に努め、那珂市の玄関口にふさわしい地区となるよう整備を推進し、雇用の創出はもとより、地域の活性化を図っていけるよう取り組んでまいりたいと、かように考えてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 確かに首長懇話会の要望書の中の10項目めですか、那珂インター周辺の開発と菅谷飯田線の全線4車線化の要望がありました。県北、県央がそれを望んでいる。先ほども言いましたが、情報収集ではなく、こんな企業に来てほしい、こんな地域にしていきたいと、国・県、企業に積極的に営業をかけてほしいものです。手を挙げない自治体は生き残れないのが地方創生です。その意気込みを次の質問の後に市長に聞きます。

そして、現在、県では「いばらき創業10,000社プロジェクト事業」により創業講座や女性の創業支援などを行っておりますが、那珂市では操業を目指す方に対する支援はどうなっているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

操業に対する支援でございますが、市では平成28年度から企業支援コーディネーターを配置しまして、よろず相談事業を実施してございます。その中で、創業を目指す方が必要な支援が受けられるよう、創業に関する相談、また関係機関との橋渡しなどについて伴走的な支援を行っているところでございます。

また、市独自の事業ではございませんが、那珂市商工会、ひたちなか市商工会議所及び東海村商工会の3社の合同で、操業を目指す方を対象にした創業スクールというものを開催してございます。平成29年度的那珂市の受講者数は5名というふうに聞いてございます。

今後も、企業支援コーディネーターや市商工会等と連携を密にししながら、創業支援を目指す方々に対する支援を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） この事業をやっていない自治体があるとも聞いています。那珂市は人員もふやし強化しているというのを、午前中、答弁いただきました。しかし、認知度がまだまだ、PR不足は否めません。ぜひ大々的にPRしていただくとともに、先ほど古川議員が質問した補助制度を広げていただくことも雇用につながると思います。創業及び中小企業の支援をぜひぜひ応援してあげてください。よろしく申し上げます。

この雇用創出についての最後の質問となりますが、私の同級生は大分、那珂市から離れていってしまいました。総合計画には、雇用についての記載はたった数行しかありませんでした。ずっと住み続けるには、やはり雇用対策は重要です。近隣市町村に頼りきりではいけません。企業誘致しないで何やってんだと批判しているのではなく、もっと頑張れと応援しているのです。

雇用対策の市長の意気込みと今後の計画をお聞かせください。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 一般的に雇用なくして人口増なしと言われております。

第2次那珂市総合計画においては、基本計画の中に雇用対策の促進という方針を明記してあるとおり、那珂市が持つ住みよさをさらに充実したものにするためには、住環境のみならず、企業の誘致や創業の支援による働く場所や雇用の確保が大変重要だというふうに認識をしております。

これらにつきましては、先ほど部長が答弁したとおり、現在市内には、向山工業専用地域西地区や那珂西部工業団地などポテンシャルを持った現在進行形で動いている場所があります。

また、那珂インターチェンジ周辺地区への企業進出の誘導についても積極的に取り組んでいるところでございます。

さらには、企業コーディネーターによるよろず相談など、創業支援の充実も図っていると

ころであります。

法規制などでハードルが高い案件もありますけれども、まいた種できれいな花が咲き、豊かな実となるよう、歩みをとめずに前向きに着実に進み、早期に実現できるよう、精いっぱい渾身の努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 主観的には積極的かもしれませんが、客観的にはまだまだです。

また、よく大井川知事が使うまいた種というのを使っていただきました。県との連携、企業誘致の客観性のある積極的営業を強くお願いして、この項目の質問を終わりにします。

次に、移住をするターニングポイントとしての結婚・出産についてですが、子供ができ、家を建てようかというような、人生で最もハッピーなターニングポイントであり、ここをつかめば、子供の教育時と並ぶ那珂市永住確定というところでもあります。

那珂市では、結婚支援事業としてふれあいパーティー開催支援事業を行っていますが、ふれあいパーティーにおいて、交際開始というかカップリングというんですか、はこれまでに何組できましたか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

ふれあいパーティーにつきましては、平成28年度より那珂市商工会青年部に委託をしまして実施しているところでございます。

開催回数でございますが、平成28年度に3回、平成29年度に3回の合計6回を実施しておりまして、カップリングにつきましては、平成28年度が11組、平成29年度が13組で合せて24組となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 結構な数がカップリングということで、そのうち、何組が成婚となりましたか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

ふれあいパーティーにつきましては、出会いの場の提供を目的として実施している事業であることから、これまで成婚の報告は求めておらず、成婚者数は把握していないのが現状でございます。

しかしながら、事業の成果として把握することで、事業の内容の改善や見直しにもつながると考え、今年度よりカップルになられた方々には、パーティーの終了時に成婚した際にはお知らせいただけるようお願いすることで進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） また男女のことなので聞きにくいというのは非常にわかるんですけども、せっかく税金を使って出会いの場を提供したのに、成婚も、移住もわからないというのがちょっと無駄遣いと。移住していただいて、初めて那珂市としては成功と言えるものです。

このパーティーの参加者で成婚し、那珂市に移住された方に記念品などを贈るとかいうので報告にもなるし、移住促進にもなると思うのですが、どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

ふれあいパーティーでカップルとなった方には、その時点で記念品を贈っておりますので、その後、成婚に至った場合に、改めて記念品等を贈ることにつきましては、今のところ考えておりませんが、しかし、これまでもふれあいパーティーの参加者には、結婚して那珂市で生活するために必要な費用の一部を補助する、いい那珂暮らし結婚新生活支援補助金のチラシを配布し、移住促進のPRを行っているところでございまして、今後も、那珂市子育て世代住宅取得助成事業などをあわせてPRを行っていくことにより、引き続き、ふれあいパーティーから移住促進につながるよう努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） それだと、お隣の常陸太田の助成に負けてしまうと。349も4車線になり、常陸太田も住みやすくなってしまって、移住・定住促進の助成も多いということがあります。

でも、住むなら絶対に那珂市のほうがいいと思います。結婚支援についても、移住・定住政策についても、もっと特徴のある施策が必要になってきます。まずは、この支援事業の充実をお願いいたします。

次に、出産についてですが、晩婚化が進み、出産においても、さまざまなリスクが出てきています。不妊治療についても、そのうちの一つです。那珂市では、特定不妊治療に県の補助に上乗せで上限7万5,000円を補助しています。しかし、ほかの市町村は10万円など、大子町では過疎化対策として20万円補助しています。不妊治療は多額のお金もかかり、医療機関での治療は仕事を休まなくてはならない場合もあります。また、精神的負担も大きいと聞きます。

行政ができることとして、不妊治療助成の増額と特定治療以外への助成はできないか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

不妊治療には一般不妊治療と特定不妊治療がございます。

一般治療につきましては、タイミング法や人工授精など保険の適用されるものがほとんど

で、自己負担額は数千円から数万円ぐらいかかると言われております。

それに比べまして、特定不妊治療につきましては、体外受精や顕微授精などの高額治療を要するものとなっております。この治療は保険が適用されないことから、1回の治療が高く、平均30万円から50万円ぐらいいと言われておりますが、さらに何度も治療を繰り返す方は負担額がかなり高額になってまいります。

このようなことから、当市の特定不妊治療の助成につきましては、茨城県の特定不妊治療に上乘せをする形で、平成24年度から実施しております。

県内の市町村におきましては、議員おっしゃるとおり、10万円とか20万円とかありますが、上限額につきましては、確かに幅があるところでございます。当市につきましては、平成28年度に5万円から現在の7万5,000円に増額したところでありますので、今後、県やほかの市町村の動向を注視しながら勘案してまいりたいというふうに考えております。

また、特定不妊治療以外の不妊治療への助成につきましても、人口が減少し少子化が進行する中で、子供を望む夫婦への支援の拡大は、重要な施策だというふうには考えております。しかしながら、限られた財源の中では、特に金額的に大きな負担のかかる特定不妊治療を行っている夫婦の方に対しまして、費用負担の軽減はまず必要であり、現時点では特定不妊治療を行っている夫婦への助成を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。助成で大変助かっているという市民の話も聞いています。でも、お金がかかって本当に大変だとも聞いています。この治療の性質上、こういった声をなかなか上げにくいかと思えます。この切なる思いをぜひ今後勘案していただきたいと思えます。

最後の通告の移住促進に向けた子育て支援についてですが、ここをメインにして移住対策を行っている自治体が多く見受けられます。私も、前は教育厚生委員会においてさまざまな要望をしてまいりました。

まず、地域子育て支援センターつぼみについて要望があったかと思えます。つぼみでは、親子でさまざまな活動を行ったり、子供を持つ親たちが交流するためのスペースや来場者の駐車場が不足しているように思えます。施設改修についてはどのように検討されているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

地域子育てセンターには、確かに駐車場、交流スペースなどの点において、ご参加されている皆様の満足いただけるような広いスペースはないかもしれませんが、現在の建物は、平成21年に真ん中にある多目的スペースの部分の改装と、東側の和室スペース部分の改装を行っております。サークル会員の方などにつきましては、この和室をお貸ししまして交流スぺ

ースとして利用していただいております、駐車場につきましても、子育てフェスタのようなイベント等のときには、近くにある菅谷保育所の駐車場を利用していただいております。

また、現在の場所は、子育て世代の方に来ていただくのに大変便利な場所と思っております。そのため、利用者につきましても、数年前から比べるとふえている状況でございます。

このようなことから、すぐに建てかえや移転といったことは難しいと考えておりますが、部屋のスペースにつきましても、狭いといった声は特に出ていない状況ですので、いましばらくはこの場所で事業継続をしてまいりたいというふうに考えております。

支援の事業内容につきましても、今後も利用者の要望を聞きながら取り組んでまいり所存です。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 私には狭いというか、勝手が悪いとかいう話が聞こえてきました。ですが、利用者がふえているということは、センターの活動がよいということでしょう。もっともっと利用者の声を吸収し反映させていってください。

また、3月定例会の小宅議員の一般質問においても、旧JA常陸東部支店の跡地利用について提案が出ていたと思うのですが、宮の池公園とも含めて、子育て支援センターも備えたような3世代、4世代交流の場としての活用や、また民間委託なども考えられるのではないかと思います。いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

JA常陸東部支店の土地につきましては、市と賃貸借契約が平成31年3月31日までの期間で結ばれております。

契約上は、賃貸借計画を解除する場合には、原状に復して返還されることになっており、原則、建物を撤去の上、更地にして返還されることになっております。

なお、世代間交流につきましては、現在、菅谷保育所で年7回ほど開催し、那珂市在住の高齢者の方たちと保育所の子供たちが一緒に楽しんでいただけるような事業を実施しております。内容的には夏祭りや運動会、生活発表などを楽しんでもらったり、高齢者から畑づくりやうどんづくり、繭玉づくりなど伝統的な遊びを子供たちに教えていただいたりしているということから、今後も菅谷保育所において、この事業を継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。返還の際はさまざまな角度からのご検討をお願いします。

核家族が進む昨今です。世代間交流は大切ですので、今後も継続していってください。

また、市内子育て世代については、病気にかかっている児童に保育と看護を行う病児保育や、回復期には入っているが、ほかの児童と一緒に保育ができない児童をお預かりする病後児保育が大変必要となっています。

現在は、病児・病後児保育として、対象が生後8週間のゼロ歳児から小学校3年生までとなっているイオンの東側にあります那珂キッズクリニックに隣接した認可外保育園の中で「しろやぎさんのポシェット」しかありません。那珂キッズに頼りきりという感じでしょうか。足りないという声が私のもとには聞こえてきています。第2次基本計画にも病児保育、病後児保育について記載されています。

今後はそのニーズに応え、どのように広げていくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、市では現在、病児・病後児保育を那珂キッズクリニックの「しろやぎさんのポシェット」で実施しているところでございます。

ここは隣接する認可外保育所の中に設置してある病児・病後児保育室でお預かりしているほか、水ぼうそうやインフルエンザなど、他のお子さんに移りやすい病気のときは、より医療スタッフが近くで見たほうが良いというような場合には、クリニック2階の病児保育室でお預かりしているところでございます。

病児保育事業の実施にあたりましては、専用スペースが必要であり、看護師等の配置も必要となりますので、なかなかすぐに各保育園で取り入れるということは難しい面があるかと思われまます。

今後も引き続き、「しろやぎさんのポシェット」で実施をしていくとともに、利用者の状況等の推移を踏まえて、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） インフルエンザとかという流行時などでは、未就学児以外に小学生低学年も大変なようです。那珂キッズさんとも連携して適切に対応してください。

ここまで子育て中のママさんの負担軽減を取り上げてきましたが、こうした施策の中、働くお母さんがふえ、それにより子供たちの孤独感が増しています。この子供の孤独感は、ユニセフの調査では日本はOECD加盟国の中で断トツのワーストワン、お母さん支援も大切ですが、子供の心のケアも必要です。学校における子供の心のケアは現在どのようにしているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子供の孤独感でございますが、議員のほうからユニセフの報告書によると、先進国の中でワーストワンということで、私もこの数字には驚いているところでございます。

市内小・中学校における心のケアでございますが、担任や養護教諭等の教職員が対応に当たるとともに、スクールカウンセラーや心の教室相談員を学校内に配置するほか、県の派遣事業を活用し、随時カウンセラーを派遣してもらうとともに、各種の施策により、相談支援体制の充実を図っているところでございます。

また、市の教育支援センターでは、教育相談員のほか、カウンセラーや臨床心理士を配置して教育相談を行っておりますが、来所や電話相談等のほか、学校における訪問相談を行っている状況でございます。

相談の内容としましては、勉強や進学、友人関係といった学校生活に関することはもとより、家庭生活における悩みや世間話など多岐にわたりますが、話を聞くことによって、子供たちの気持ちに寄り添う中で、孤独感が解消される場面は多々あるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりましたが、ケア不足は否めません。

今後、そのワーストワン脱却に向けて那珂市はどのような対応をしていくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子供たちが孤独感を感じている場合、その原因が友人関係であれば、先ほどお答えしたような相談支援体制の中で解決を図ることは可能だと考えております。

しかしながら、家庭に起因する場合、慎重に対応しなければならないと認識しております。例えば、保護者がいつも仕事でいない、あるいは育児放棄やネグレクトなどにあっていることなどにより、十分な保護や愛情が与えられていないケースなどが考えられます。

教育委員会としましては、教育支援センターの相談員やカウンセラーが家庭訪問を通して、対象の児童・生徒を含め、家族全体を支援するといった対応を行っているところでございます。

しかしながら、相談につながっていない潜在的な対象を把握し、子供の孤独感の原因を探り、適切に対応するためには、やはり学校教育だけでなく分野を超えた包括的な支援が必要と考えております。

これまでも、市の保健福祉部門の各担当課とは、情報を共有し連携しながら、児童・生徒のみならず家族を含めたさまざまなケースに対応してきております。今後ともこの体制を継続し、さらに連携を緊密にして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 部や課を超えた課題だと思います。

答弁にもあったとおり、潜在的な対象をどのように把握していくのが非常に重要です。愛情の欠如した子供は、大人になっても愛情は与えられません。負のスパイラルが続くわけ

です。子育て支援は親支援だけではなく、親子支援になることが重要であることを認識していただきたいと思います。

さて、次は学校教育についてですが、ここも移住する方にとっては大変興味があるところでもあります。我が子を那珂市ではどのように見てくれるのか、子育て上手で売るのもよいですが、つくばのように教育で売るのもよいでしょう。那珂市には量子科学研究所という国際的な研究機関もあることから、教育日本一を目指すのもよいのではないのでしょうか。しかし、まずは現状を聞いていきたいと思います。

1つ目は、瓜連のコミュニティスクールについてです。

コミュニティスクールの学校運営協議会は、教員の任用に意見ができるといったさまざまな権限を持っています。実情はどうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

那珂市学校運営協議会規則におきましては、大きく分けて4つの権限が定められております。規則第9条では、学校運営に関する基本的な方針の承認、第10条では、学校運営に関する意見の申し出、第11条では、学校運営等に関する評価及び住民参加の促進等、第12条においては、協議会活動の情報提供をすることができるものと定められております。

現状といたしましては、教育目標及び学校経営計画に関することを学校運営協議会において協議し、承認を行っているという状況でございます。

また、協議会の活動組織としては、地域教育、評価、広報、コーディネートの3部会があり、防災体験や学校評価アンケートの実施、放課後学習支援などの活動を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。指定から2年がたち、さまざまな課題が見えてきたかと思います。コミュニティスクールもまだ道半ばといった感じですか。今後の展望はどうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

学校運営協議会は昨年4月1日現在でございますが、全国1,718市町村のうち、一部実施を含めて363市町村に設置されているところです。県内では那珂市を含めて3市に設置しており、まだまだ全国的には設置が進んでいないという状況となっております。

市では、白鳥学園が先行しまして、コミュニティスクールに指定され、2年が経過し、学校に対する保護者や地域の理解が深まり、支援活動がかなり活発化してきておりますが、さらに、複数校設置するには、規則の改正、各学校との調整は当然ながら、コーディネーターとなる人材の継続的な確保などの課題も見えてきているところでございます。

今後も、国や近隣の動向を注視しながら、学校や地域の実情に応じた導入に向けた調査・検証は行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 全国的には余りふえていないのが実情なのでしょうか。学校運営ですから、継続的に進めてもらわなければならないと思います。

また、せっかく地域の方々が学校運営に協力しているのに、その姿が見えないのも課題なのではないでしょうか。それを言うと、小中一貫も同様なことが言えるでしょう。この小中一貫教育もまだまだといった感じです。今後の展望はどうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

小中一貫教育につきましては、毎年11月に小中一貫教育の日を設け取り組みを行っているところでございますが、それ以外におきましても、年間を通して各学園でそれぞれに創意工夫して交流活動に取り組んでいるところでございます。

具体的交流の例としましては、児童・生徒間の交流では、小学生が中学校の体育祭種目への参加や、中学生による小学生の陸上指導、小学生が中学校でのお茶摘み集会への参加などがございます。また、教職員と児童・生徒の交流では、小学校教員による中学生への学習支援や中学校体育科教員による小学校陸上競技の指導などの出前講座がございます。その他学園全体でのフォーラム開催や合同挨拶運動などさまざまな活動を行っているところでございます。

今後の取り組みでございますが、平成32年度実施の新学習指導要領の実施に向けまして、市で作成しております学びのデザインや学習の手引を活用し、学び方の共有をさらに深めるとともに、那珂市独自の教育課程の編成や授業スタイルの構築を進めていきたいというふうに考えております。

また、各学園における小中一貫教育の取り組み状況について、他の学園の保護者や地域の方々に十分伝わっていない現状もございますので、昨年からはじめました小中一貫教育発表会をはじめ、小中一貫の日の地域への公開やホームページでの活動の紹介など、外部へ取り組み状況の情報発信を積極的に努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 少しずつですが、中学校教員の出前授業など学園によって進めているようです。

また、せっかくやっているのに、それが市民に全く見えない、効果がどうあるのかがわからないというのが課題だと思います。

私は分離型の小中一貫には異を唱えませんが、教育課程の一貫性こそが真の一貫教育だと

思います。教員の皆様には大変負担かと思いますが、教育課程の一貫性においてさまざまな施策に取り組んでいただき、大々的にPRをしていただきたいと思います。

そして、情報教育についてですが、文科省では情報教育の推進を図っています。那珂市の現状と今後はどうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

情報教育の推進につきましては、市内全ての小・中学校にタブレット端末を整備いたしまして、情報端末を活用した教科教育の充実に努めているところでございます。

今年度は、新学習指導要領に盛り込まれますプログラミング教育の効果的な推進に向けまして、相互関係・協力の協定を締結しております日本大学と連携しまして、児童・生徒及び教師を対象とした研修会を実施し、情報教育をさらに推進していくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 話題の日大ですね、甘いんですけれども。

その情報教育の中身に情報モラル教育や情報リテラシー教育がありますがどうしているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

情報モラル教育につきましては、市内小・中学校の全校におきまして、外部指導者による情報モラル教室を開催し、児童・生徒及び保護者への情報端末機器の健全利用に向けた啓発活動を推進しているところでございます。

また、情報リテラシー教育につきましては、各校におきまして、情報教育全体計画等を作成し、学年や発達段階に応じた資質、能力を明確にして、知識やスキルの習得を図っているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） その情報モラル教室をやっているのは知っていますし、行ったこともあるという感じなんですけれども。しかし、この情報社会の中、子供たちやその保護者の方々は、それらの啓発活動を聞いたその日ぐらいは、そういったのを実行をして、効果がないというのも実情です。モラル低下も著しく感じます。リテラシーについても、学年や発達段階などお構いなしのようにも感じます。

そこで、市内小・中学生のスマホ所持率と1日の利用時間はどのようになっているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

平成28年12月に県教育委員会が県内の小・中学校、高校等を対象に携帯電話やインターネット利用に関する調査を実施しております。それによりますと、本市の小学生の4・5・6年生の携帯電話所持率は35.3%、そのうちスマホの所持率は約半分となっております。中学生の所持率は48.1%、そのうち95.2%がスマホとなっております。

利用時間でございますが、こちらはスマホの利用時間ではなくて、インターネットの利用時間となりますが、平日の利用は小学生では1時間未満との回答が45.6%と最も多く、中学生は一、二時間で36.0%となっております。休日になりますと、中学生等につきましては、平日より若干長くなる二、三時間が多く26.2%という結果が出ております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 多分ですが、多分持っている所持率というような数字は適格だと思うんですけども、私も実は中学生を見ると荒野行動という、はやっているなんかアプリがあって、1日中やっているような、利用時間はもっと多分長いと思います。

ちなみに、高校生はどうなっているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

こちら先ほどの調査結果によりますと、携帯電話所持率97.6%、そのうちスマホの所持率は96.8%ということで、ほとんどの高校生は持っているということでございます。

利用時間でございますが、平日で最も多いのが二、三時間で23.1%、休日になりますと5時間以上の利用が最も多く21.8%と、調査ではなっております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） こちらも高い所持率ということで、このような現状の中、親もスマホ世代になっています。そして、保護者もお子さんを育てる機会が減り、仕事仕事になっています。多分、執行部の皆さんもお孫さんがいる方ならわかるかと思うんですけども、二、三歳で上手にスマホやタブレットを使いこなせているという、こういうご時世です。このままでは、家庭のルールだの、学校のルールだのと言っていられないのが現状です。

そこで、行政が旗を振って夜9時以降は保護者が預かる、使用は1日1時間といったスマホ対策条例の制定をお願いしたい。全国で賛否がある、この内容ですが、那珂市のお母さんたちはとても喜ぶと思います。県内初の試みでもありますし、いじめも、薬物乱用も、学力低下も、このスマホ1台が入り口です。スマホ対策条例制定はどうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

確かに、スマホは、特に若い世代では、既に生活の一部となっており、便利な反面、使い方によっては心身への影響や犯罪に巻き込まれるなど、さまざまな弊害があることが指摘さ

れてはおります。

情報を選別し管理する力とともに、自分自身の感情や欲求をコントロールする力がますます必要になってきております。教育委員会といたしましては、児童・生徒に対しては学校教育の場において指導を継続するとともに、保護者や地域に対しましては、青少年健全育成活動の一環として、家庭教育学級等を活用しながら、情報の正しい理解について啓発を行っているところでございます。

議員ご提案のとおり、スマホを含め、インターネットを利用する際の共通ルールとして条例を制定することは、市民全体に対し、情報に対する正しい理解を促すとともに、青少年健全育成の一助になるという認識はございます。

しかしながら、実効性のある条例とするためには、市民、特に子育て世代において、子供たちの心身とともに健康な成長のためには、いかに情報教育が重要であるか、理解と危機感を持っていただくことが必要であると考えております。まずは、家庭教育学級の取り組みを充実し、そこから機運を醸成してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 認識はあるということで、危機感を持って啓発をもっともってしていってほしいものです。私も、この機運醸成には力を入れていこうと思います。

ここまで那珂市の現状と今後の施策について伺ってきました。常陸太田市は、先日の茨城新聞で住みたい田舎日本一というような一面で記事が載っておりました。子育て上手といった、これぞというキャッチフレーズをもとに施策を実施しています。

今質問したように、那珂市もコミュニティスクール、小中一貫など、今実際やっている施策のPRが不足していることが問題であると思います。また、親子支援や先ほどのスマホ条例のような特徴のある行政運営が移住促進につながると思うのですが、市の考えを伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今、議員からご紹介いただきました常陸太田のランキングでございます。常陸太田市、私がやっぱり今まで見てきた中でも非常に一生懸命、その子育て支援の施策の充実並びにPRについても、非常に積極的に取り組んできたなという印象はあります。記憶の中で答えられるだけでも、例えば、県庁舎の中に有料広告を掲出したりとか、あと水戸駅の改札前のデジタルサイネージ、あれを使って、元モーニング娘のそのタレントなんかを起用した動画を流したりとか、あとはゲームアプリの開発とか、いろいろその先取の明があっているいろいろな取り組みがなされてきた、その結果なのかなというふうに感じております。

お隣にこういった自治体があるということは、我々にとっても、当然励みにもなりますし、ある意味脅威でもあるというふうに感じているところでございます。

那珂市においても、当然その我々が移住促進を進めるにあたって、ターゲットになるのは

当然子育て世代、これ以外にないと考えております。そこに向けて、その自治体間競争、これからますます激しさを増しておりますが、その中でさらなる施策なり、PRを今後も充実していく必要はあると考えております。

施策を充実しても、やはり今お話しあったそのPR、この部分がやっぱり重要だというふうに考えております。要は策があっても、それが知られなければ、結局宝の持ち腐れというようなことにもなりかねないと思っております。いろいろないい制度があっても使われてなげぼだというようなところでございます。

これらのPR、これも今、我々その「いい那珂暮らし」ということをコンセプトにシティプロモーションやらせていただいています。大和田議員にも筆頭になっていただいて、応援団、いろいろフェイスブックの投稿なんかもしていただいておりますが、どういったところにやるかというようなところも含めて、我々もちょっと工夫しながらやらせていただいております。

要は、その我々はそのターゲットとするにふさわしいエリア、例えば、子育て世代の住宅取得助成、我々が実施しております。昨年度の実績なんかを見ますと、市外から転入してくるところの、その転入元の市、例えば、その中で水戸市とひたちなか市、この2市だけで7割を超えているというような状況がございます。そうすると、おそらくその我々が転入者を求めるにあたって、要はその響きやすいエリアというか、そういったものが見えてくるのかなというふうに感じておりますので、例えば、その今、FMばるるんなんかでCMを流しております。水郡線の中でも広告の掲出なんかは今始めております。そういったところで、我々のそのマーケットとしてどこら辺が有効なのか、ここら辺をしっかりと見きわめながら、PRも一生懸命頑張っって、那珂市の移住促進、徹底的にやっていきたいと、以上に考えております。

○議長（君嶋寿男君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 市長、だそうです。市長、そうだそうなので、よろしく願います。答弁要らない、よろしく願います。

PR不足というのは、茨城県の県民性というところなんでしょうか。魅力度ランキング47位というのを脱却というのをこの那珂市から発信していただきたいと思えます。

この人生における3つのターニングポイントに狙いを定めて、全庁一丸となって特徴のある行政運営とともに、移住者獲得に向けて力を入れていただくことを強くお願いいたします、私の一般質問を終わりにします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告4番、大和田和男議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（君嶋寿男君） 通告5番、花島 進議員。

質問事項 1. 大規模ソーラー発電について。2. 不動産遺産の相続に関する市の事務的対応について。3. 那珂市の施設の職員用駐車場について。4. 市の施設の車椅子への配慮について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 通告の順番に沿って質問いたします。

まず、大規模ソーラー発電についてです。

この件については、全般的な問題点を先ほど寺門議員のほうから質問、そして執行部のほうからの答弁がありました。

私は1点だけ、お話ししたいと思います。

今は茨城県、もちろん那珂市にもですが、ソーラー発電施設が多く建設されています。自然エネルギーの利用がふえるのは好ましいのですが、一方で、施設と周辺環境の保全に配慮がなければ、いろいろな問題が生じます。建設に関しては、県のガイドラインに沿って、那珂市も指導をしているという話は以前より聞いております。ですが、建設以後も課題があります。それは、先ほど寺門議員もお話ししていました。施設の管理、寿命が尽きた機器の後始末など、きちんと実施してもらわないとなりません。その点では、建設あるいは管理運営する業者が責任を持って事業を進めるかどうか気がなります。

今、市内で非常に大きな太陽光発電所が建設されようとしています。それを実施しているアフターフィットという会社なんですけれども、その施設に関して、用地の取得にかかわる業務を行ったんだけど、建設の業者から正当な報酬が支払われていないという訴えがありました。私も1時間半ぐらい当人から話を聞いていろいろな資料も見せていただきました。契約不履行あるいはパワハラ、その両方みたいな感じなんです。実際に不当なことかどうかは、それはちょっと正直わかりません。ですが、仮にそういうことがあるとすると、そのような約束事をちゃんと守らない業者が、事業を運営していくことに対して非常に不安があるわけです。その争いそのもの自体は民間同士のことですし、市が直接かかわるものではないのは理解しています。

ですが、そのようなちゃんとした約束事を守らない業者等の建設について懸念があるということについて、そういういかなる業者でもちゃんと建設してもらった限りは全うしてもらおうということに対して、どのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

その件につきましては、公益社団法人全国中小企業取引振興協会下請適正取引推進センターを通じまして係争中であるとのことをございますので、市は民事不介入の原則によりまして直接関与できないものと考えます。なお、両者から事情は聞いてございます。

また、環境配慮、維持管理、廃止措置に対しましては、寺門議員への答弁でも申し上げましたとおり、設置から撤去までの適正な運営を求めるための手段としまして、協定書や条例制定を検討すべきであると考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 寺門議員の質問への回答でもありましたように、条例の制定等を検討中ということでした。ぜひいろいろなことを総合的に考えて、よい条例をつくっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

皆さんもご存じのように、今、市議会では菅谷地内の廃ビル関連調査が進められています。その中で遺産の相続、特に不動産の相続に関連して、法律と実務のつながりに課題がある。そして問題が生じることがあることに気がつきました。人が亡くなると、その人の資産は相続権者に引き継がれるのが基本ですが、まず問題なのは相続したくない場合は、相続するものがあるとわかってから3カ月以内に手続きをしなければならないということです。3カ月は大変短い。一方、相続権者が複数の場合、相続の分担割合などはすぐに決めなくてもよいということで、ゆっくり決めればよいようなんですが、迅速な事務的な手続きを妨げることになることもあるのかなと思っています。

そこで、相続税の実務についてまず伺います。

遺産相続を考えると、相続者が相続遺産の内容を把握したら相続税を払うことになると思うのですが、故人の死亡届との関連の実務はどうなっていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

相続税でございますけれども、相続税は国税でございます、税務署の所管となっております。

しかしながら、市で相続税の納税相談を受けた場合には、国から発行されておりますパンフレットなどをもとに概要の説明をしております。その中で、相続税算定の資料となる市税の証明書が必要な場合は証明書の交付の申請をしていただいておりますのでござい

す。

なお、先ほど申し上げましたとおり、直接の所管が税務署となりますので、最終的な申告、納税相談につきましては、税務署で行っていただくようご案内をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） それは、相続税は国ということなのですが、一方で相続した後の不動産の固定資産税は市が扱うわけですね。

そこでお伺いします。

不動産の登記と固定資産税課税の実務についてです。

不動産には固定資産税がかけられますが、持ち主が死去した場合、どのように実務が進みますでしょうか。遺産の相続割合が確定していない、あるいは相続しても登記内容の変更しない例があることを考慮の上、ご答弁をお願いしたい。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

不動産を所有している方につきましては、不動産登記法に基づきまして、当該不動産について法務局へ登記申請をしなければならないということになっております。固定資産税の課税につきましては、この制度を活用し、原則、登記名義人を納税義務者として課税を行っております。

したがって、登記名義人が死亡した場合には、法務局におきまして、所有権移転登記の手続きをしていただきますことで、固定資産税の納税義務者についても変更されるということになります。この手続きを当年中に行っていただければ、次年度から新たな名義人を納税義務者として固定資産税が課税されるということでございます。

なお、所有権移転登記が完了するまでの納税義務者につきましては、法定相続人の中から被相続人の固定資産税に関する書類を受け取っていただく代表者を指定する届け出、いわゆる相続人代表者指定届でございますけれども、こちらを提出していただき対応をしております。

また、那珂市外に住所を有する納税者につきましては、納税義務者が死亡した場合には、相続人などから連絡がなければ、死亡情報を得ることが大変難しく、結果として死亡者に課税となってしまう状況がございます。

さらに、戸籍をくまなく調査し、相続関係図を作成して相続人を特定するためには、多大な労力と時間が必要になっているという現状もございますが、課税の現場では相続人の把握に努めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 固定資産税を払うのは所有者の義務なんですけど、誰がどう所有することになるのかははっきりしない場合は、なかなかうまくいかない。それと、所有しているはずの人が一応、登記する義務はあるけれども、必ずしもしてくれるとは限らないということで混乱を生じているかなと思います。

関連して、もう一つ聞きます。

固定資産税を払うのは、先ほど言いましたように、所有者の義務ですけども、収入が少ない場合は義務を果たせません。例えば、生活保護になっているということですね。こういう場合の対応はどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

固定資産を相続した相続人が生活保護受給者である場合につきましては、市税条例第71条の規定によりまして、申告に基づき減免の措置をしているというところがございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） これは確認ですが、減免という言葉は留保ではないので、その課税された期間、それに対して減免されるということですから、後日、十分な収入を得るようになったとしても、その減免を受けたものについて支払う義務はないということでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます。生活保護受給者が十分な収入を得られるようになり、生活保護が解消された場合、その解消後の固定資産税については支払う義務が発生するというところがございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 相続に限らず、不動産を持っていると固定資産税がかかるがわけです。居住にするものでない場合ですが、課税されるのはそれなりの経済的な価値があるから課税されるという考えもあるんですけども、実際はそうではないんです。要するに、土地家屋の評価額というもので基準になっているということなんですけど、その点を簡単にご説明ください。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず、土地の評価の基準でございますけれども、総務大臣が定めました固定資産評価基準に基づきまして、売買実例価格をもとに算定しました正常売買価格を基準として、地目別に定められた評価方法により評価をいたします。

宅地の評価につきましては、公的土地評価の均衡化、適正化を推進するため、標準宅地の適正な時価を求めるにあたっては、地価公示価格、都道府県地価調査価格及び不動産鑑定士による鑑定評価から求めた価格の7割を目途として評価をしているところというところです。

続いて、家屋の評価でございますが、こちらは固定資産評価基準により再建築価格を基準とする方法によって求めるというふうにされております。再建築価格と申しますのは、評価対象となった家屋と同一のものを、評価時点において新築するとした場合に必要とされる建築費のことでございます。家屋の現況に変化がない場合には、3年ごとの基準年度に、経年による劣化、物価水準等を考慮いたしまして評価の見直しを行っているというところでございます。

なお、家屋が居住または使用のための効力を発揮している限り、評価額がゼロになるということではなく、その最低限度の価格を再建築価格の20%にしているというところでございます。以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 土地を売ろうとすると考えたときに、建物なんかがあるとかえって売りにくい場合が多々あります。特に今の土地をめぐる商慣行では更地にしてというのが1つの基準になっているわけです。そうすると、家があれば使うんだったら、それは有効でしょうが、そうでない場合はかえってマイナスになる例が出てくるかなと思います。そういう場合に、固定資産税の減額は今の基準からいうとないということになるんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。固定資産の家屋分の課税につきましては、家屋要件を満たしているもの、ある一定の評価額以上のものに対しまして課税をするものでございますので、当然ながら処理費用を加味するというものではございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 税の理屈というのか、それがいま一つ、私には理解できていないんです。おっしゃる話はわかりました。何か持っていて利益なりがあって税がある、あるいは給与だったらそれなりの収入があって、そのある割合を税として納めるというのでわかりやすいんですけども、土地というのはちょっとなんかそうではないので難しいなと思いました。

実際に今のような考え方で課税をし、市が徴収するというのに、やはりいろいろな問題があるなと思います。

先ほどそちらからの答弁にありましたように、市内の方が亡くなった場合は、それでもって登記された名目の方が亡くなったということが把握できるけれども、市内に土地はあるけれども、よそ、ほかの市とかほかの県、ひょっとしたら外国ということもあるわけですので、

そういうときは何もつながりがないわけですね、登記をしてくれるまで。そういうところが制度的に改善されれば、円滑な課税とそれから徴税、そして土地の有効利用がさらに進むように思います。

私も、市内だけでなく、ほかのいろいろな機会に、国政等にも働きかけていきたいと思いますが、市のほうとしても最低限死亡届を受け取る窓口などの対応で円滑な手続を促すようにしてください。

あと最近、新聞なんかちっちゃな記事を見まして、土地が要らなくなった方が手放す制度を国が考えているということで、非常に短い記事だったので内容がわからなかったんですが、それに関連して状況をつかんでいることがあればお話しいたきたい。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

相続が生じてても登記がされないことなどが原因で生じました所有者不明土地というものが年々増加して、今回ご質問の固定資産税の課税にとどまらず、開発事業がおくれる、あるいは震災の復興事業が進まないなど大きな社会問題になっているというような状況でございます。

このような状況を踏まえまして、つい先日、今月1日ですけれども、法務省の研究会におきまして中間報告、そして関係閣僚会議におきましても、基本方針を定めたということでございます。

内容を具体的に言いますと、管理できない土地の所有権を所有者が放棄できる制度の創出を検討するといったもの、それから相続登記の義務化などの権利関係を正確に登記に反映する仕組みをつくるために、2020年度、2年後ですけれども、までに不動産登記法や民法などの関連法を改正する方針ということで、先日新聞でも発表になったところでございます。

さらに、制度システム面では登記と戸籍の情報を連携させ、所有者の情報を調べるシステムづくり、それからマイナンバーへのひもづけも検討する内容となっております。

これによりまして、自治体が把握できる所有者の死亡情報と、国が管理する登記情報を結びつけることが可能となるということで、不動産の現在の持ち主を迅速に調べられるようになるということでございます。

このような法整備が進むことによりまして、相続の原因となる課税の課題解決が進み、より適正かつ公平な固定資産税の課税につながるものというふうに考えられますことから、一日も早い実現に期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） なんか今の情報処理が発達している中で、こういう状況だったという話、全然知らなかったです。ただ、ある面でも無理もないと思います。登記情報というのは物すごい膨大だし、一方で今、那珂市でもやっていますが地籍調査なんかのやり直しをして

いるくらいで、できれば早くこういうことが円滑にできるようになるといいと思います。

マイナンバー自身については、私はちょっとかなり疑問を持っているんですが、使う以上はやはり正しい使い方っていうんですかね、されてほしいと思います。

次の質問に移ります。

私は額田地区に住んでいるんですけども、額田地区にある那珂二中で職員の駐車場があるんですが、砂利敷きの部分があります。話に聞くと、市内の学校ではアスファルトのように平滑な駐車場とそうでない駐車場があるということです。

それでちょっと驚いたのは、それでいろいろ駐車場の条件が違うにもかかわらず、職員から同じ額の駐車料を徴収しているというんです。市の施設では、本庁、瓜連支所、あるいは各地のふれあいセンター等は基本的には平滑なことになっています。平滑でない舗装が残って、駐車場が残っているのは学校だけでしょうか。学校も全てではないと聞いているんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

ご存じのように、市には学校を含めまして多くの施設がございます。現在、市の職員のほとんどが車通勤をしております、駐車場を利用しなければならないというような状況となっております。

ご指摘のように、学校だけでなく施設によって職員用駐車場の形態や状況がさまざまでありまして、一部には未舗装となっているところもございます。

現時点では、駐車場の改善要望等は受けてはおりませんが、使用に支障を来すような状況となった場合には、できるだけ改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 使えないとかいうことを言っているんじゃないんです。実際、私の家自身も砂利敷きです。その前の道は砂利が敷いてあるけれども半分泥で、結構でこぼこなんです。だから、そのこと自体はいけないということじゃないんですが、今の平均的な状況というんですかね、いろいろな施設は基本的に泥とか余り大きなでこぼこがない駐車場が普通なんですよね。だから、学校の職員の駐車場についても同じように配慮がいただきたいということです。

特に、私が強調したいのは、これは学校の施設の問題ということではなくて、職員の処遇の問題なんです。だから、駐車料金もある程度取っている以上は、それに見合ったほかの施設と対等な条件にしていきたいというのが私の要望です。ぜひご検討ください。

最後にいいですか。

次に、車椅子への配慮についてです。

本庁舎のその障害者用の専用の駐車ゾーンから市庁舎へ入るまでの動線の現状を把握し

て、今後のことについて検討してほしいということです。

直接、人に聞いた話じゃなくて、間接で聞いて、自分が見て質問しているんですが、見てみるとスロープはありますが、かなり何回も回って遠回りになっている。それから、行く道が目の不自由な方へのブロックになっていてかなりでこぼこになっているという状況があります。一方で、車の通り道を通れば、遠回りして円滑に行かれるんですけども、多くの方は車が怖くてなかなかそっちの遠回りをする気にはならないというふうに私は思いました。あと私自身、普通に歩いて通ろうとするときに、市庁舎と駐車スペースの間に生垣みたいな、ちょっと高くしたところがあるんですが、あれがあるために、なんかこう通りづらいというんですかね、あそこの道を。なんか暗い感じとかいうのか、圧迫されるような感じだし、市庁舎に近過ぎて、そういうことが気になって通路としてなんか非常に有効度が下がっていると思うんです。

その一つは、木が大きく茂っちゃって暗くなったせいとかいろいろな条件があると思うんです。

そういうことで状態を見て改善していただきたい、というか、改善を考えるなり何かしていただきたいということです。どうでしょう。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

今、議員のほうからご指摘、ご提案がございました件でございますけれども、現在、庁舎に入るためには、正面玄関のポスト付近の通路ですけれども、こちらは勾配を緩やかにする構造上、3回ほど曲がるというようなことになっておりまして、またATMのほうからの通路につきましては、正面玄関まで50メートルほどですか、移動距離が必要となっているという状況でございます。なお、どちらも屋根がないというような状況でございます。

現状におきまして、歩行や車椅子で歩行することは可能ではあるとは考えておりますが、庁舎が建設されてから約30年が経過した中で、建設当時とは障害者に対する通路の設計の考え方も大きく変わってきておるのが現状でございます。

また、先ほどお話がありましたとおり、正面玄関前の樹木もかなり大きくなっているということで、本当に状況が大きく変化しているのは事実でございます。

このようなことから、来庁される方々に対しましては、少々ご不便をおかけしていることは認識はしている次第でございます。

市といたしましては、これまでも少しでも不便を解消しようと、その都度、修繕をし対応をしてきたところでございますが、身障者駐車場から庁舎への動線につきましては、これらを解消しようとしますと、正面玄関付近の大きな改修が必要になるというふうに考えております。

大規模な改修が必要となった場合には、計画的に行う必要がございますので、今後、市役所本庁舎の改修が必要となった際に、あわせて見直しを図ってまいりたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 実際に通ってみて調べてみたというのは存じております。

言いたいのは1つで、例えば、スロープがある、一応の設備はある。だから、それでいいんだと、それで終わりにしないで、どれだけ有効なのか、改善すべき点があるのではないかな等を、毎日とは言いませんが、時折考えて、それで利用者の声を聞きながら改善を図ってください。

大改修といいまして、次の庁舎をつくり直すときなんていうんじゃなくて、検討していただくことをお願いしたいと思います。特に、実際に体の不自由な方とかの話聞いて改善のプランを考えていただきたいと思います。いいですね。

じゃ、以上で私の質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告5番、花島 進議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は明日6月13日水曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時29分

平成30年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号（6月13日）

平成30年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年6月13日(水曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第 3号 平成29年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6号 平成29年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 7号 平成29年度那珂市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 8号 平成29年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 議案第40号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第41号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第42号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第43号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第44号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第46号 物品売買契約の締結について
- 日程第 3 議案等の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君

11番 萩谷俊行君
13番 中崎政長君
15番 助川則夫君
17番 福田耕四郎君

12番 勝村晃夫君
14番 笹島猛君
16番 遠藤実君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	企画部長	今泉達夫君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	小橋洋司君
保健福祉部長	加藤裕一君	産業部長	篠原英二君
建設部長	玉川秀利君	上下水道部長	中庭康史君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	飛田裕二君
会計管理者	小澤祐一君	行財政改革推進室長	平松良一君
農業委員会 農事局長	根本実君	総務課長	渡邊荘一君

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	書記	小田部信人君
書記	小泉隼君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人6分となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様に申し上げます。

会議中は静粛をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードにしてくださいますようお願いをいたします。

ご協力よろしくをお願いいたします。

◇ 福 田 耕 四 郎 君

○議長（君嶋寿男君） 通告6番、福田耕四郎議員。

質問事項 1. 公用車にドライブレコーダーを。2. 耕作放棄地対策について。

福田耕四郎議員、登壇願います。

〔17番 福田耕四郎君 登壇〕

○17番（福田耕四郎君） おはようございます。

通告に従って順次質問を進めてまいりたいと思います。

17番、福田耕四郎でございます。よろしく願いをいたします。

昨日はトランプ大統領の本当にニュースが、どのチャンネルを回してもこの首脳会談、こういうことで、けさもやはりそういう報道が、皆さんもテレビ等で見えてきたかなと思います。

まず冒頭、今定例会、報告事項で公用車の事故がなかったな、今回はなかったということが、何か非常に私はよかったなということは感じられました。まず、事故ということ、あるいは事件ということが本当に頻繁に多発している、これは皆さんご承知であろうと思います。

また、執行部におかれましても、昨日も話があったかと思うんですが、不祥事が4件続いたと。全てやはり確認ということをしていて、これが大きな原因だろうと。いわゆる今パソコンで能率アップが図られる、そういうことで、いわゆるパソコンなんていうのは応用性が全くありません。やはり人間の目で確認をする、確認というのは仕事の一つですよ。大事な仕事ですよ、これ。そういう本当にちょっとしたことが大きなこういう不祥事につながるということを肝に銘じて、今後職員の皆さん、頑張ってくださいたいなど。朝からこういうことで恐縮とは存じますが、切にお願いを申し上げたいと思います。

それでは、通告1番目の公用車にドライブレコーダーを、皆さん、ドライブレコーダーはご存じだろうと思います。職員の皆さんできょう出席している中で、ドライブレコーダー、マイカーについている方はいらっしゃいますか。

4人いましたね。どうですか、つけて。それから、つける前とつけた後の運転というのはどうですか、市民生活部長、ドライブレコーダーについているということですから。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） 率直な話し申し上げますと、やはりつけたことによって、運転がこう慎重ではないんですが、やはり安全運転を心がけるようにさらになってございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） やはり運転意識が変わる、これは皆さん誰も同じだろうと思います。私も商売柄、ドライブレコーダー、これはもうちゃんとつけています。それで、私の感想から言うと、やはりつけることによって運転意識というのが変わります。なぜかといえば、常に見られている、記録が残る、これですよ。先ほどちょっとお話ししましたけれども、今回報告がなかったということ、これは結構な話なんです。やはりつけることによって運転意識が変わる。

しかも行政は、那珂市の場合は、各地域に防犯を、各自治会にお願いをしているんじゃないですか。例えば子供の通学、それから朝晩の交通事故の防止あるいは防犯、そういうことで各自治会にお願いをしている立場、やはり行政がみずからそういう交通事故防止、あるいは防犯対策に役立つのが、今回、私が取り上げたこのドライブレコーダー。しかも本市においては、ライブカメラというんですか、設置された防犯カメラ、これも設置されているようでございますが、あれは固定されているものですよ。今回のこのドライブレコーダーとい

うのは動くカメラですよ。これは皆さんご承知だろうと思います。

最近では、新潟県の小学2年生が下校時に連れ去られた、しかも線路に放置された、あの殺人事件、あの事件のときに各メディアは、我々が目にしたのは、他車のドライブレコーダーで、犯人の車がどこどこ地区を何時何分に通過している、そういう映像が放映されましたね。あるいは、もう一つ取り上げてみれば、東名高速道路であおり運転、しかも走行車線にとめさせられて2の方が亡くなっている、これも記録が鮮明に残っている。そういう貴重なこのドライブレコーダー、私はそういうふうに思っております。

きょうもニュースで、あるいはパソコンに出ていましたけれども、九州熊本市役所の職員が、59歳の方があおり運転をやって、しかも暴力事件を起こした、逮捕された。皆さんのパソコンに出ていますよ。この方は、おそらく防犯カメラがどうだったのかということまでは、私はまだ見ていないんですが、そういう事件が非常に多発している。そういう意味で、今回、私はこれを通告させていただいた。ご理解を賜りたいと思います。

そこでまず最初の質問ですが、公用車の現状について、まずお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在、ご質問は、おそらく台数をお答えするようなご質問かと思っておりますけれども、公用車の台数でございますが、特殊作業車、それから消防車両を除きました台数となりますけれども、現在、合計で114台を所有しているということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 今114台あるということですが、1日にはどれぐらい稼働は、何台ぐらいするんですか。その日によって違うだろうと思うんですが、かなりの台数が稼働していると思うんですが、どうなんですか、その辺は。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

今、手元にちょっと資料がございませんけれども、全部を集中管理しているわけではございませんが、1階のところで集中管理をしております、ほぼ半分から3分の2ぐらいは稼働しているのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） そうしますと、かなりの台数が毎日稼働しているということですから、それもいろんな方面に稼働しているわけですから、そういう公用車にドライブレコーダーということは、大いに効果を発揮するんじゃないかなと、私はそう思うんですよ。そういう中でこのドライブレコーダーの効果ということについては、総務部長は認識されていますか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

私のほうの認識でございますけれども、設置することによりまして、先ほどもお話がありましたとおり、まず自分の運転が常に見られているというように意識することによりまして、安全運転意識が向上すると。結果、交通事故防止につながるというふうに考えるところでございます。

あわせて、運転状況の監視、確認もできるということで、総務課のほうでも、そういった職員の安全運転指導にも役に立つということでございます。また、万が一事故に遭ったとき、映像が残ると、先ほどもありましたけれども、状況が把握できるということから、事故の早急な解決が図られるということで、以上のようなことから、ドライブレコーダーの設置にはより大きな効果があるというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 今答弁されたように、もういろんな面で効果があると、こういうことですよ。それでちなみに、当然これ114台所有しているわけですから、本市では義務づけられている運行管理者ですか、運行管理者というのは誰が本市ではやっているんですか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

運行管理につきましては財政課長がやっております、また安全運転管理者につきましては、総務課長が役を担っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 運行管理者、安全管理者、いわゆるそういう方というのは、年に1回の講習、あるいはそういうもろもろの指導等を受けていると思うんですよ。そういう中で、このドライブレコーダーの普及あるいは促進、こういうこともおそらくこの講習会では進められていると思うんですね。ドライブレコーダーの行政あるいは一般、一般はかなり進んでいると思います。特に事業所、事業所はかなり進んでいます。

今、これ質問とはちょっとかけ離れるかと思うんですが、事業所は一括集中管理ができる。例えば20台の車を所有している事業所は、設備をすることによって、どの車が、何号車がどこを走っている、しかも速度は何キロで走っている、あるいはB車は今渋滞にはまっている、一括してGPSからちゃんと衛星で受けて、それが一括集中管理ができる、そういうシステムまで今普及されている。これがなぜそうかということ、それがいわゆる安全運転、いわゆる事故防止に大いに役立っている。

特に、事故が大分ありました、痛ましい事故があったあのバス会社ですか、こういうところというのは、ほとんどのところがその一括集中管理をしている。そういう、もうそこまで

進んでいるんですよ。ですから、少なくともやはり行政、この近隣の市町村では、公用車に取りつけているところというのはありますか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

公用車への普及率という部分では、まだ国や県のほうでは公表されているわけではございませんけれども、今回、近隣の市に設置状況をお尋ねしましたところ、水戸市は、集中管理の部分では全車ついていると。その他近隣の市町村では、取りつけることを検討しているというような意見とございますか、お話を聞いているというところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） やはり検討しているところもあるということですから、いち早く本市のほうでも検討をして、そして交通事故防止、それから防犯に大いに役立つ、こういうドライブレコーダーの普及を切にお願いを申し上げたいと思います。

また、効果については、今、総務部長のほうから答弁をいただきました。それだけの効果があるということ、これは評価をしたいと思います。

次に、先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、防犯対策について、これもかなりの効果があると思うんですよ。どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、防犯にもかなり効果があるというふうに私どもでも考えておるところでございます。公用車が通常走行している際に、今、事故や事件などの現場に遭遇した場合、映像が残るということによりまして、現場の状況の情報提供ができる場合があると。また、先ほどの新潟の事件もそうでしたけれども、偶然にも不審者等の映像が残って、その犯罪捜査に寄与できるという副次的な効果が得られるというようなことでございます。また、多くの自動車にドライブレコーダーが設置され、それが認識されるということになれば、大いに犯罪の抑止につながるというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） そのようないろんな面で効果があるということ、ぜひ進めていただきたいと。

ただ、これは費用のかかることもあると思います。これは今ネットでもありますけれども、安いものからかなり高価なものまで、一般的には1万5,000円か2万円ぐらいじゃないですか、と思うんですよ。ただ、余り安いものというのは、やはりカメラのレンズが余りよくないみたいですね。ですから、鮮明に画像が記録される、ちょっと遠いところの場合はちょっとぼける。ですから、金額によって差はあると思います。また、記録が、映像が、いわゆる

1週間残る、保存できるもの、あるいは10日間保存できるもの、それはやっぱり機種によって異なるということ、ですから、そういうことをいろいろ調査をして、検討をして、そして購入するといいいのかなど、私はそう思います。

それと、やはりドライブレコーダーも幅広いわけですね。いわゆる前方だけが映像に映るカメラ、機種、それから、前方、後方、前後、これが記録に残るもの、あるいは前後左右、前後左右になるとGPSから受けている。ですから、車両の前後左右が全部映るもの、いろいろあるようです。ですから、そういうことも検討をされて、そしていち早い整備を切にお願いをいたします。

また、本市では、防犯対策として防犯カメラを設置しているようですが、どのような状況なのかお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市内の防犯カメラの設置状況でございますが、本年4月1日現在で学校などの施設管理のための防犯カメラを含めまして、50カ所で208台となっております。本年度におきましても、現在のところ2カ所設置をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 200台からのカメラが稼働している。その設置されたカメラなんですが、この記録というのはどれぐらい保存できるんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

録画機能ですが、やはり保存期間はまちまちで、1週間から1カ月、長いもので3カ月ほど録画の保存ができる機種となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） そういうふうに防犯面でも、あれは結構高いと思うんですよね。1基当たりどれぐらいするんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小橋洋司君） お答え申し上げます。

やはり先ほどのドライブレコーダーと同じように、設置カメラ、その保存期間等にもよります。機種さまざまで、高額なもの、安価なもの等ございます。本年度設置予定でございます。防災課のほうで設置を予定しています防犯カメラにつきましては、約60万円前後の価格となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 1基で60万円、これは大変だと思いますよね。ドライブレコーダーはそんなにしませんから、それが幅広く、効率よく、しかも動く、こういうカメラですからどうぞ、費用もかかることですか、そんなにかかるものでもないと思います。

次に、やはり今回これ取り上げているというのは、やっぱり安心・安全、交通事故防止、特に防犯、これなんです。ですから、ぜひ進めていただきたいなど、こういうふうに思います。

最後の質問になりますけれども、本市としては、このドライブレコーダー、あるいは防犯カメラの対策について、メリッ的なことはもう先ほどもちょっとお伺いしましたけれども、再度総務部長、これを設置することによってこういうふうになりますよということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

何度も繰り返すようになってしまいますけれども、ドライブレコーダーを設置することによりまして、安全運転意識の向上、それから交通事故防止のみならず、先ほどからいくつか防犯上のそういったメリットを挙げたところでございますが、そういった防犯対策にも十分活用できるというふうに考えられますことから、市といたしましては、早期に設置をしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） つけ加えますと、例えば偶然にもこの不審者なんかがあった場合には、やはりそういうことが映像に残る、あるいは犯罪が起きた場合の捜査にも、警察ですか、捜査にも協力ができる。いろんな面でこの効果があらわれるということですから、いち早い設置をお願いを申し上げまして、このドライブレコーダーに関しまして終了させていただきますが、副市長、どうですか。このドライブレコーダー、ついていないということですが、今答弁を聞いてどういうふう感じたか、この感想をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（君嶋寿男君） 副市長。

○副市長（宮本俊美君） お答えいたします。

ドライブレコーダーにつきましては、我々も必要性は十分感じておりまして、私個人的にも必要だと思っていたところでございます。質問的には非常にタイムリーな質問だったかと思えます。そういう意味で、先ほど総務部長からもお話がありましたように、いろんな効果があるということでございますので、そういう意味では、なるべく早い機会に公用車に取り入れていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 市長もついていないようですけれども、どうですか。何か三役が

全部、教育長はついていましたね。市長はついていないということですが、市長、どうですか。余り乗る機会ないからかな。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 結構、公用車を余り使わないで自分で運転しているんですけども、確かに効能があれですから、今後、議会が終わってボーナスでも出ましたら取りつけようと思っております。

この件につきましては、やはりるるお話がございましたけれども、防犯対策として移動防犯カメラというような感じでお話がありました。新潟の女兒、女性ですか、女の子の殺害事件等を見ましても、本当に異例の速さでスピード解決しておりますので、那珂署とは、うちで公共施設に設置している防犯カメラの場所を全部提出してあります。ですから、いざ犯罪がその近くで起きた場合は、防犯カメラの映像の記録を提出するというをやっておりますので、これからも引き続き防犯カメラを計画的に配置して、安心・安全なまちを構築していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） よろしく願いをいたします。

それでは、続きまして、通告2番目の耕作放棄地対策についてを進めてまいりたいと思います。

まず最初に、本市においての生産農家の推移をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

農林水産省関東農政局による統計データでございますが、基幹的農業従事者数、販売農家でございますが、2010年が2,259人、2015年では1,665人と594人ほど減少してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） まず、那珂市においては、農業というのは基幹産業であると、これは海野市長をはじめ、行政サイドにおいてもそのような認識のもと、農業政策に日々努められているだろうと、こういうふうに思うわけでございます。私もそのように、同様に思っている次第でございます。特に那珂市で生産される米、特に田んぼですが、これは本当に味もほかの産地とは比較して劣らないというのは、これは行政サイドでもご承知だろうと思えます。

また、那珂市の農業は基幹産業であると思っただけでは何も意味がないわけです。ですから、そういう面では、やはりこの基幹産業と位置づけをしている中で、課題あるいは問題点をこれからどうしていくのかということの一つ一つ質問をさせていただきたいなと思うわけでございます。

今、推移をお聞きいたしました、かなり減少している、こういうことですね。この要因というのは何なんですか、産業部長。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） どの市町村でもそうだと思うんですが、やはり一般的には高齢化による減少が一番大きいんだと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） これはやはり高齢化とかいろいろ問題があると思います。今の答弁でも、5年前になりますか、2015年、それから2010年、いわゆる5年間で約26%ぐらいが減少していると。そうするとこれから、2015年からこの30年まででどれぐらいの推移があるか、これも一つ問題ですね。どのぐらい進んでいるのか。さあ、これに対してどういう歯どめをかけていくのかということが課題だろうと思います。

それで、那珂市の農地面積、それで、この中で耕作がされていない農地というのはどれぐらいありますか。

○議長（君嶋寿男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 実君） お答えいたします。

昨年度に実施しました農地パトロールの利用状況調査によりますと、市内の農地面積は4,471ヘクタールで、このうち遊休農地は154ヘクタールになります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 154ヘクタールが放棄地になっている、遊休農地ですか。この遊休農地、この辺が非常にわかりづらいんですよ。我々農業従事者でも、遊休農地、それから3段階ぐらいに農業委員会ではこう分けているみたいですけども、資料もお配りしましたように、荒廃農地というのは遊休農地となりますと。それで、もう一つ、不作付地、これは遊休農地ではないと。この区別がなかなかややこしいんです。この不作付というのは、具体的には多年草、いわゆる雑草が生えていて、農家が例えばそれをトラクター等で耕せば農地に可能になるところがこれですね。

それで、もう一つ、荒廃農地というのは、これは雑草だけじゃなくて、もう地木が、木が、いわゆる木まで生えちゃっているようなところ、こういうことが荒廃農地、これが遊休農地なんだよということですね。どうもやっぱりこの辺の見きわめというのが我々ちょっとこうぴんとこないんですよ。

そこで、耕作放棄地とどのような違いがあるのか、これは用語の定義についてお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 実君） お答えします。

耕作放棄地とは、農林業センサスにおきまして、以前耕作地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地と定義されている統計上の用語になります。

一方、遊休農地は、農地法において定義されている法律上の用語で、言葉の意味としては、ほとんど違いはございません。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） おっしゃるとおり言葉の意味ではほとんど変わらない。これ農家の皆さん、これは認識していないですよ。ほとんどの方がわかっていないと、その区別が。これは専門家であるからこういうことで、この用語の定義なんていうことを、こういうことというのはなかなか農家にとっては難しい問題ですよ、これ。これ見た目での判断、こういうことがあると思うんです。

そこで、こういう、我々一般的には放棄地、耕作放棄地とよく言いますよね。これは通常会話の中で出てくる言葉だろうと思うんです。用語だろうと思うんですよ。本市では、今この耕作放棄地、今言ったこの荒廃農地、あるいは不作付農地ですか、こういうことに対してどういう解消策をしているのか伺いたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

耕作放棄地を借り受けた農業者が、その荒れた農地を再生作業や土壌改良をする場合におきまして、10アール当たり5万円を交付する耕作放棄地再生利用緊急対策交付金というものを活用しまして対策のほうを支援してまいりました。

これまでの実績でございますが、解消しました面積につきましては、平成23年度から12件ございまして、約23ヘクタールほどでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） これ今答弁の中で、23年度から現在までで12件で23ヘクタール、これ進んでいないですよ。これ進むわけじゃないですよ。なぜならば、10アール、1反歩ですね、1反歩当たり5万円の交付をしているということですが、この荒れた土地をどういう機械で耕しているのか、耕して解消したのか、ちょっと私、わかりませんが、一般的な例えばトラクターぐらいでは、なかなかこれは難しい。しかも普通のトラクター、かなり大型のトラクターであればまた違うと思いますが、普通のトラクターでは、これは難しいと思いますよ。

これは余り私は、これは再生利用緊急対策交付金ということですから、出していただいていることについては、これは評価しますよ。ただ、この5万円ぐらいの金額でそういう土地を復帰するということは非常に難しい。しかも、それなりの機械を持っていなければできな

い。

先ほどの話になりますけれども、この荒廃農地というのは、これは適用されるんですか。この交付金というのは適用されるんですか、荒廃農地なんかに対しては。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

荒廃農地も含まれるということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） なおさらこういう荒廃農地なんかには、トラクターとかそういうものではとても復帰できないですよ。ですから、こういうことも農業委員会と密にしながら検討を重ねていただきたいなど、こういうふうに感じましたね。

次になりますけれども、この耕作放棄地対策をきちんとしていかなければならないと感じておりますか。あるいはどのように進めていくのか、あるいは進めているのか伺いたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 市におきましては、ソフト面並びにハード面の両面から支援をしてございます。

まず、ソフト面でございますが、多面的機能支払交付金につきましては、活動エリア内にある耕作放棄地の除草を行うことで、鳥獣害による農作物被害の防止や不法投棄場所を未然に防ぐよう、地域の皆様のご協力のもと行っているところでございます。

また、基盤整備につきましては、担い手と呼ばれる那珂市認定農業者への集積・集約化が進むことで、高齢化や後継者不足による耕作放棄地にならないような対策を講じているところでございます。

さらに、さまざまな理由があり自分で耕作できなくなった場合、農地の所有者に対しまして、農地中間管理事業の利用を進めているところでございます。これは耕作意欲のある農業者に農地中間管理機構が仲介いたしまして、農地を紹介する制度となっております。

市としましては、これら3つの事業を今後も継続して、耕作放棄地対策にならないよう未然に防ぐという対策を講じていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 今の答弁の中で、いろんな施策を講じて、いわゆる放棄地をふやさないようにするという、これはよくわかったんですが、なかなか見えてきていない、現実には見えてきていないですよ。いわゆる担い手と言われる認定農業者への集約あるいは集積、こういうことが余り農家の方には見えてきていないんですよ。こういうことが大きな課題だろうと思うんです。

ですから、そこで私は、本市には開発公社はありますよね、開発公社。あるでしょう。総務部長、開発公社というのはあるんですか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） 土地開発公社がございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） いわゆる土地開発公社なんかは、今、休眠状態ですか。何か全然こう、議会にも余り聞かされないですよ、土地開発公社。私は休眠しているのかなと思っています。でも、やっぱりそういうのを活用する、これはどうですか、産業部長。この辺との、これは産業部長、農業委員会、あるいは産業部の中にある農政課だけでは、なかなかこういう問題というのは進まないですよ。そのためにこれ、土地開発公社というのはあるのと違いますか。そういうところと協力し合う、いわゆる連携をとりながらこういう問題点に取り組んでいく、これが必要なんじゃないですか。私はそう思うんですよ。ですから、そういうことをもうちょっとやっぱり積極的に、名前があっても全然休眠状態では意味がないですよ。大いに活用することを切に市長、お願いを申し上げますよ。

これ各議員、土地開発公社、議会で取り上げられたこと、余り聞いたことないでしょう。それだけ眠っていますよ、これ。活用してください、これ。市長、どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 眠っていません。元気に活動しています。ただ、細かい報告というのはしていないのかな。

（「している」と呼ぶ者あり）

○市長（海野 徹君） しているということでございますので、理事長が……、副市長のほうで……。

○議長（君嶋寿男君） 副市長。

○副市長（宮本俊美君） 開発公社につきましてお話しします。

開発公社につきましては、いわゆる道路の先買いということで、道路を整備するときに先に買って、それから市で買い戻して整備をするということでございます。今お話し、福田議員からありました農地につきましては、開発公社では農地は持てないことになっておりますので、この開発公社では、この農地をどうにかするという話は基本的にできないことになっておりますので、新たな公社をつくるしか方法はないかと思えます。

今の土地開発公社につきましては、先ほど言いましたように、きちっと動いておりまして、健全経営をしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 余り見えてこないですね。名前が出てこないですよ。今言った

のもよくわかります。でも、ハード面で考えてくださいよ、ハード面で。

それと、やはり産業部長、これは基盤整備が必要なんですよ、基盤整備。いわゆる面積の少ないところ、そういうところが放棄地につながってきている。あるいは谷津田なんていうのは、これはまた那珂市、本市ではごく一部だろうと思うんですが、いわゆる面積の少ないところ、これは例えば認定農家の方にお問い合わせしたってやってくれないですよ。ですから、そういう面では、今後の課題としてはやはり基盤整備を促進する、進めていく、これ大事だろうと思いますよ。どうですか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

基盤整備につきましては、現在、水田のほうで2地区、新木崎地区、それから額田北郷地区、合わせまして約233ヘクタールほど整備を今現在進めているというところでございます。

また、畑総としましてもやはり2地区、寄居地区、それから辻鴻巣地区のほうで整備のほうを順次進めているというところでございます。こちら59ヘクタールでございます。

議員ご指摘のとおり、農家の経営所得安定のためにも基盤整備は必要な事業であると考えてございますので、今後もこういった整備を進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 本市では余り直接の関連というか、関連はあると思うんですが、那珂川統合、ここが管轄している各地域ございますね。本市の場合というと那珂中部、これが大半だろうと。一部瓜連地区は小場江になるのかな。その中で、非常にこれは那珂川統合さんのほうも困っているのは、いわゆる滞納者が多い、水利費の滞納。税金の滞納じゃないですよ。使用料の滞納が多い。これちなみに私がお聞きしたところ、那珂中部管内だけですよ、数字的には。550万円近くある、今までの中で。一番多いんですよ。こういうことも課題なんです。それはやはり放棄地、そういうのが多いから、やっぱりそういうことに結びついちゃうんです。

それで、那珂川統合管轄で、例えば各地域に理事さんいらっしゃるでしょう。それから、水利関係でいわゆる維持管理をしている、そういう方というのは、毎朝早く起きて水回ししてくれています。本当に頭が下がる。今年は那珂市でも水の問題というのは余りないですね。順調に水利は来ている、流れている。これが水不足なんていうと、本当にけんか騒ぎになるんですから。

ですから、そういうことで、やはり那珂川統合、あるいは本市、各市町村が連携を密にしながら、この放棄地についても、あるいは水利の問題についても、今後ひとつ連携を図りながらの強化を切にお願いを、私からも農業者の一人としてお願いを申し上げます。本当に水利費まで払えないということは、いわゆる耕作ができない、担い手がない、あるいは、中には私の代は払いますよと、作物はつくっていないけれども払いますよ、ただし、次の代

はだめですよと、もうそういう問題が現に出てきているんです。そういうことを言葉に聞いているんです。

ですから、これからは大変ですよ。ですから、そういう面に、今後の対応として、ひとつしっかりとした、これは那珂市に限らずどこの市町村もそうだろうと思います。特に那珂市の場合には、基幹産業と位置づけをしている関係上、私は声を大にして切にお願いを申し上げます、私の一般質問、これで終了させていただきます。ひとつ建設的な、そういう考えのもとで行政を進めていくことを切にお願いを申し上げます。それは福祉の向上にもつながるわけでございますので、よろしくお願いを申し上げて終了とさせていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 傍聴者に注意させていただきます。

拍手等は控えていただきたいと思います。

以上で通告6番、福田耕四郎議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（君嶋寿男君） 通告7番、小宅清史議員。

質問事項 1. 通学路を考える。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔7番 小宅清史君 登壇〕

○7番（小宅清史君） 議席番号7番、小宅清史でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

今回、通学路について考えるというテーマ1つでございます。

先ほど、市長、福田議員からもございましたが、先日、新潟県におきまして女兒が下校途中に誘拐されるという凄惨な事件が起きました。まず、ご冥福をお祈りいたしますとともに、今後こういう事故が起きないように祈るばかりでございます。

今回外にも一般質問でテーマ上げさせていただこうかと思ったんですが、この通学路について考えるということになりますと、それだけで時間がいっぱいかなと思いましたので、今

回このテーマ1つに絞らせていただきました。

30年前と今というところで質問の通告に最初書かせていただきましたが、今の小学生、中学生を取り巻く状況と昔と今を検証しながら、そして今の現状把握と、そして今後どうしていくべきかというところを考えていきたいというふうに思います。

まず、30年前と今をいろいろと考えていきたいといます。那珂市も、菅谷地区を中心に新しく流入してきた方々もたくさんいらっしゃいまして、自治体の加入率も低くなっているというようなことが示すとおり、地域と子供たちの関係というのもだんだん薄れてきている、その父兄たちとの関係も薄れてきているという現状がございます。そして、車を運転するドライバーも、昔若かった団塊の世代の方たちが今は65を超しまして、非常に高齢ドライバーもふえてきているというところであります。

少子化、30年前は第2次ベビーブームの最後のころかなというふうに思いますけれども、子供たちも今大変減ってきておりまして、登校が1人になってしまう、下校が1人になってしまうという状況もあるかと思えます。そして通学、下校におきまして、今は昔と違いまして、温暖化の影響もありまして非常に夏は暑い状況になると。そして道なんかも、私たちが子供のころは寄り道しながら、山で木の実をとりながら、用水路で遊びながらという状況もありましたが、今は道もきれいに舗装されまして、車がびゅんびゅん走っていくという中で帰らなきゃいけないというような状況もあります。

そして、車自体も性能が上がりまして、安全性能は上がっているんですけども、車そのもののスピードも上がって、加速度も上がっていますので、子供たちやお年寄りなどが接触事故になってしまった場合には、非常に大きな事故になってしまうというようなことも考えられます。

そして、私もちょっと気づかなかったんですけども、今、小学生のランドセルが昔よりも大きくなっているというような事実があるそうでございます。これ、何で大きくなったかということをご存じの方はいらっしゃいますか。実は2002年にゆとり教育というのが始まりまして、教育内容が3割減になって、それに伴いまして文字や絵が見やすいようにということで、教科書そのものが大きくなったということでございます。

配付させていただきました資料を見ていただきますと、ボールペンで赤い線が引いてあるかと思うんです。これ手書きで引いたんですけども、これがB5、昔の教科書のサイズであります。そして、皆さんにお配りしていますこの紙のサイズがA4でございまして、今の教科書のサイズだそうでございます。

それで、ところが2011年にゆとりはだめだということで、脱ゆとりというふうになりまして、ページ数が倍になったということでございまして、教科書は大きくなってページ数が倍になったということで、重さが小学生によっては10キロ以上の教材を持って通学しなければいけないというような状況もあるそうでございます。これは、確かに今ランドセルもカラーになりまして、しよいやすいようないろいろな工夫がされているんですけども、やは

り小学生の体で毎日重い荷物をしょいながら遠い通学路を通学するというのは、二宮金次郎のまきじゃないんですからという感じになっちゃうんですけれども、本当に大変なことだなというふうに思うわけです。

そして、ヘルメット、那珂市は非常にヘルメットの普及率が高いと思います。これは後に、また後から述べますけれども、ヘルメット、やはり子供を守るプロテクターの一つとしてヘルメット、そしてランドセルも、後ろから倒れたときには防御になるという意味では、一つのプロテクターと言えるんだと思います。

では、質問に入っていきたいと思いますが、まず全体の児童数でございます。30年前と今と比べまして、どのぐらいの増減があるのかというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

児童、生徒数の推移でございますが、30年前の平成元年と今年度を比べてみますと、小学校の児童数は4,236人から2,722人と1,500人余りの減少、率にして35.7%の減となっております。地区によりまして減少の割合は差がありますが、50%以上の減となっておりますのは、横堀、額田、芳野、木崎となります。一番減少率が低いところは、菅谷西小の1.4%の減となっております。

中学校の生徒数は2,540人から1,387人と1,100人余り、45.4%の減となっております。小中学校を合わせますと、30年前と比較しまして2,600人、39.4%の減となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 今、答弁いただきましたとおり、小学生、中学生も非常に減っています。そして、中学生は自転車で通学という子も多いと思うんですけれども、小学生に関しましては、ほとんどバスか徒歩かということになるかと思います。そうなりますと、横堀、額田、芳野、そして木崎ですか、この辺の減少率が高いところは、今後集団下校や集団登校、そして学童なんかの維持が難しくなってくることも考えられるんじゃないかと思います。この辺に関しましては、今後どうなんでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、児童数の減少が顕著な地区につきましては、現状でも集団登下校が難しくなってきております。今のところは何とか維持できている地区でも、今後難しくなることが危惧される地区もございます。学童保育につきましては、児童数が減少しても、お預かりする児童がいる限りは継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） お配りした資料の3ページ目を見ていただきますと、小学校の区割り

図のほうを添付させていただきました。丸い青マークが小学校を示しています。三角の赤が中学校でございます。

こう見ますと、芳野小学校ですとか五台小学校なんかは、非常に学区が広いなというふうに感じるわけでございます。両端に斜線を引いた部分があるかと思うんですが、ここは現在バス通学というふうになっている箇所だということでございます。

菅谷は、エリア的にはほかから比べると狭いんですけども、新しく移住してきた方も多く、地元の結びつきは比較的弱い地域と言っているのかと思います。それは自治会加入率にも反映されておりますし、ここも今後違う意味での懸念がされる場所だと思えます。

いろいろと住宅地なんかも意外に死角が多くて、目が行き届きづらい場所、そして、ふだんは気づかないけれども、子供目線に立ってみると、意外にここは危ないんだというような場所もある。これは菅谷だけに限らないと思えますけれども、そういった中で、各自治体、学校などで防犯危険箇所マップというのをつくっていらっしゃるのと伺っております。これはどのように活用されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

多くの学校では、その危険マップを校内に掲示し、児童への注意喚起を図るとともに、安全指導や教職員やPTAなどの巡回、通学路の安全点検などに活用しているところでございます。また、自治会と一緒にマップを作成するなど、地域と情報を共有している学校もございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） やはり地元の方々の協力なくして子供たちの安全は守れないということもありますので、ぜひ地元の方々と協力しながら、この辺の危険マップをより充実させていっていただいて、子供たちへの喚起というものを図っていただきたいというふうに思います。

先ほど申しました斜線の部分のバス通学の部分なんですけれども、現在、芳野小学校の一部、横堀小学校の一部の児童がバス通学というふうに伺っております。こちら運用が始まってまだ二、三年かと思いますが、児童や父兄の方々からの感想などは出ていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

ご意見といたしまして、小学校のほうには、夏休みの統計や自由研究などで登校する際にも利用できないか、バス停がもうちょっと自宅寄りにならないかといった個別の相談が寄せられたということは伺っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） バス通学で、遠いんで学校まで通うのにバスを利用できるというのはメリットでもあります。今伺ったように、好きなときに行けないというようなデメリットもあるのかなというふうに今感じました。これは通学バス1台運用させるのに、経費としてはどのぐらいかかっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

芳野小学校、横堀小学校ともにそれぞれ2ルート、2台ずつで合計4台で運行しております。1台当たりの年間委託料でございますが、芳野小学校区、戸多地区になります、528万3,000円、横堀小学校区の本米崎地区の場合が542万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） それは1台当たりですか、1台当たり。そうすると2台で、4台ですので、合わせて2,000万円ちょっと、2,100万円がかかっているということでございますね。

バス通学とはいいいましても、やはり停留所まではこれ、子供たちは歩かなきゃいけないという状況あると思うんです。ちょっとどういうふうな停留所の配置になっているかまでは私も把握はしていないんですけれども、お子さんによっては停留所まで相当歩かなきゃいけないというケースもあるのではないかなというふうに危惧するんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在、バス停から自宅までの最大距離は1キロ程度となっております。バス停から自宅までは、お話しありましたとおり、基本的には徒歩通学とはなりますが、低中学年児童については、保護者がバス停に迎えに来ていることが多い状況となっております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 保護者の方がバス停に迎えに来るとなると、例えばそのバスに乗っていなかったとか、乗りおくれちゃったとかという場合には、親御さんは非常に心配するかと思うんですけれども、そういったケースというのは余りないんですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

バスの時間について、事前に保護者のほうには連絡してございますので、緊急時、例えば早退等につきましては、また別個保護者のほうに連絡ということで、乗っていないくて、迎えに来ていなかったというケースはない状態になっています。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 学校と密に連絡をとりながらバスに乗るといふ、そういうことなんですね。なるほど、わかりました。

バス通学って都会では結構聞くんですけども、なかなか那珂市では始まったばかりで、なじみがいまいないなというところで、そういうふうに関連がうまくとれていくことが何よりも大事だと思いますので、ぜひその辺をもっと密にしていっていただければというふうに思います。

そして、その防災マップのところからまたいきますと、不審者情報というの、これあるかと思うんです。私も小学生の子供を持っておりますので、時折、学校のほうから不審者情報などがメール配信されてきたりします。中には猿だったりとか熊だったりなんていうのもあるんですけども、あくまで不審者というところでいきますと、どのぐらい昨年は不審者情報ありましたでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

昨年度、平成29年度1年間の本市における不審者の情報の数でございますが、27件となっております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 那珂市内だけで27人も不審者が出ているというのは、これ結構すごい数字だなというふうに思ったんです。どこからが不審者というか、またこれは人の判断によるところもあるかとは思いますが、明らかに不審者だと思わなければ、なかなか通報まではいかないと思うんですね。

不審者と思われる人が27人いるということは、そのうち本当の不審者、本当の不審者というのとはおかしいですけども、犯罪者になってしまうという可能性も、これは中にはあるんじゃないかなというふうにやっぱり危惧せざるを得ないわけです。そうすると、やっぱり不審者情報、もちろん警察のほうでも巡回、情報が出ればしてくれるんだとは思いますが、子供たちが自分で身を守らなければいけないという時代にもう入ってきているのかなというふうに思います。

先ほど福田議員からドライブレコーダーの有効性というのがありましたけれども、本当に防犯カメラですとかドライブレコーダー、こういったものを、防犯が起きてからの検証にもなりますけれども、そういうものが抑止力にもなりますので、本当にこういったものは、今現代社会においては有効だなというふうに思います。なので、防犯カメラとかドライブレコーダーをむしろ見えるところに置いてほしい、公用車に先ほどつけるという話もありましたが、ドライブレコーダー作動中と、こうシールを張っていただきたいぐらいな、本当にそのぐらいの、それが発することによってやっぱり抑止力になると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

市内の小学生に今、常陽銀行さんから防犯ブザーというのが全員に配られていると思います。低学年の子供たち、よく帰りに鳴らしてぴーぴー遊んでいるのも見かけるんですけど、でも高学年になると、何かランドセルに下がっていないなというのが見られたりもするんです。これ、果たしてちゃんと卒業まで壊さずに、なくさずに持っているものなのかなというような疑問をちょっと持ってしまったんですけども、これ卒業まで持っている子供たちというのは、どのぐらいの確率かわかりますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

正確な所持率はわからないところでありますが、6年生までの所有につきましては、ほぼ全員持っている学校もある一方、高学年になりますと、男子児童など持っていない児童もあり、六、七割程度、中には破損で買いかえ等するケースもあるとは聞いております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 子供たちを守る防犯というところで考えると、本当になかなか思いつくのがなくて、防犯ブザー、それからGPS、あとは本当に物理的なもので何か子供たちを守れるかという、不審者に襲われた場合、守れるものってほかに何かあるというふうにちょっと思いつかないんです。あとは地域の方々の目と色々な防犯グッズと、防犯の地域の見守りに頼るしかないなというふうに思うわけでございます。

一方で、交通事故から守るというところで考えますと、先ほども出ましたヘルメット、それからランドセル、それから低学年、高学年でもしている子はいるのかもしれないですけども、入学時にランドセルカバー、あの黄色いやつですね、視認性がよくなるやつです。あれをつけている子たちもいます。あとは、究極で言うとエアバッグ付きのベストというものもあるんですけども、これは多分着ている子供はいないと思いますので、そういった中で、水戸市を見ますと、「みとちゃんピカベスト」というのが配られたというのを新聞で拝見しました。

これは市内のお母さんから、ぜひ那珂市もこういうのが欲しいというような声もいただきましたので、この6ページ目、6枚目の紙に写真を添付させていただきました。みとちゃんがこれ着ていますけれども、特別サイズだと思いますね、みとちゃんのは。こういう一発で視認性がよくなるような、これ水戸市では民間企業から提供していただいて配布したということでございますが、こういうのを本市においても検討されてはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子供たちの安全確保には確かに有効な手だてとは思いますが、水戸市の事例では、議員おっしゃるとおり、民間からの寄附ということもあり活用しているものでございます。これを

受けまして、市のほうで直ちに予算づけをして導入ということは、今のところはちょっと考えておりません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 防犯灯の数も那珂市はいつも、一般質問でも何回も出ていますけれども、防犯灯の設置が足りない、足りないという中で、防犯灯がつけられないなら子供たちを光らすしかないだろうという考えもあるんですけども、配布するのが予算的に難しいということでございましたらば、例えば課外活動ですとか、あとは運動などで遅くなる生徒に貸し出すという形で、各校に何十枚かずつストックしておくというような形をとってみてもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

まず、課外活動の現状でございますが、五台小学校と菅谷東小学校におきましては、金管バンドの練習を放課後に行っております。五台小では終了時間が午後6時と遅いため、必ず保護者が迎えに来ることとなっております。菅谷東小学校につきましては、終了時間が午後4時45分となっておりますので、各方面別に集団下校させておりますが、冬季は日が短いというせいもあり、学校で購入した反射材つきの安全たすきを貸与して下校させている状況でございます。

各小学校では、下校時刻をおおむね午後4時と定めており、日暮れより早い時間に帰宅させておりますので、現時点ではこのような対応を継続していく考えではございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 暗くなってからももちろんそうなんですけれども、車を皆さん運転しているとおわかりかと思うんですが、やっぱり夕方也非常に夕日のせいで人が見つけにくいとか、気づくのがおくれるといったようなことがあります。やはりこのぐらいぴかぴかしていれば、やはり夕方でも視認性がよく把握できると思うんですね。やはりたすき1本ではちょっと不安かなというふうに感じざるを得ません。ですので、みとちゃんベスト、ピカベスト、いくらするかちょっとわかりませんが、水戸市と一度お話をさせていただいて、那珂市にも譲ってもらえないかなというような話をしてもらえるといいなというふうに思います。

先ほど来話しておりますヘルメットでございます。ヘルメットは大分浸透してきたと思います。当初、旧那珂町ではヘルメットはかぶってはいなかったと思うんです。旧瓜連町のほうでヘルメットのほうを導入しております、合併時に、当時のおそらく先崎議員だと思うんですけども、ヘルメットを全校にということで力強く力説されていたのを記憶しております。

そういった中で、今は半分負担、小学生のヘルメットに関しましては、半分、保護者負担で、半分は市が負担というふうになっているかと思うんですけれども、合併した当初はなかなか、特に旧那珂町の子供たちは余りかぶっていなかったというのが現状だと思います。正直、うちの子供は、入学したとき、買いはしましたけれども、1年生のときだけかぶって、2年生になってからは、みんなが帽子だからということで帽子で登校をしていました。

ところが、例の3.11の震災が起きまして、あのときにヘルメットの重要性というのが子供も父兄も非常に鮮明に焼きつきまして、それからほぼ皆さんヘルメットをかぶっての通学というふうになったと思います。防犯でも交通でもなく、災害に対してのヘルメットだったという、ちょっと意外な展開にはなったんですけれども、2枚目に添付させていただきました、その震災の後の購入率でございます。

23年は、まだそういうわけで、震災の直後だったと思うんですけれども、100%にはなっていないんですが、その次の年から、もうほぼ100%に近い数字でヘルメットの購入というふうになっていると思います。子供たちも、今ヘルメットをかぶるのは当たり前で通学しておりますので、私も朝、子供たちを見送りながら、非常にヘルメットをかぶっていてもらったほうが親としては安心だなというのを感じるわけであります。

このヘルメットは、ガードレールがないところなんかありますので、ヘルメットをかぶっているか、かぶっていないかで、もし車と接触してしまったときに、打ちどころ、頭をもし打ってしまった場合、ヘルメットをかぶっているか、かぶっていないかってやっぱり大きな違いだと思うんです。ですので、非常に重要なプロテクターの一つだと思います。

プロテクターの一つでありますけれども、ヘルメットといえば、もう一つ大事なものがついていていいんじゃないかなと。それはヘッドライトでございます。ヘルメットにヘッドライトがついている、こうすると、夜道も明るく足元が照らせるようになるんじゃないかなと思うんです。やはり田んぼ道なんか、本当に街灯もないところを歩く子供たちもいますので、これ、ヘッドライトを、ヘルメットに装着できるヘッドライト、これも販売してみてもどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

確かにヘッドライト、防犯、災害時に活用は考えられますが、そちらヘッドライトのほうを学校で販売しますと、保護者にとりましても半強制的な意識を持たれる懸念があり、金銭的な負担も伴うことから、現時点では実施は考えてはおりません。

また、児童用のヘルメットのほう、反射材が添付してございます。また、特に下校が遅い中学生のヘルメットにつきましては、平成29年度の入学分から両脇に添付する反射材、そちらの大きさを2倍にするなど、安全を配慮した改善を行っているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ヘッドライトは非常に便利なんです。両手が自由に使えますし、自分の視線のほうにやっぱりライトが明るくなりますので、これ何で学校で買うように推奨したほうが良いと私が言っているかといいますと、自分で買ってきてつけるのは恥ずかしくてできないですよ、これは。自分でホームセンターへ行ってヘッドライトを買ってきて、こうヘルメットにつけて行っていたら、おまえ何だと、これおかしくなっちゃいますので、学校のほうで一回一括でそういうふうに推奨してもらえると、ああ、これは恥ずかしくないものなんだということがわかりますので、買う買わないは、もちろんそれは本人のあれだと思えます。私は遅くならないから、今まで困っていないから要らないよという子も当然いると思いますし、そういう親御さんもいらっしゃると思います。ただ、少し遅くなる時があるからあると安心だねということで買う、選択肢の一つとして、そのヘッドライトというものをアイテムの一つとして、オプションの一つとして考えていただけるといいなというふうに思います。

先ほど教科書の話しました。今、副読本ですとかノートですとか、そういったものも非常に多くなりまして、これ中学校も同じなんです。中学生を見ていると、スポーツバッグなんです。私たちのころは、革の学生かばんだったんですけども、多分今はそれじゃおさまらないので、そういうさっき言ったように教科書とか資料の量が多くて、なので、今スポーツバッグを自転車の荷台に結わいて、ゴムひもで結わいて通学しているんですけども、それが外れてギアに挟まって、タイヤに挟まって動けなくなっている中学生を年に何回か見かけるんです。

見かけると、プライヤーでゴムを抜いてあげて助けてあげたりもするんですけども、これやはりゴムで結わえるのに、安定性の悪いスポーツバッグに教科書を詰め込んでゴムで結わえるというのは、これ余り合理的じゃないと思うんです。もったきちとした形で、もう自転車で通うというのはわかっているわけですから、きちとした形で教科書なりノートがおさまるボックスみたいなものを自転車にちゃんと結わえられるようにすれば、そんなゴムが外れたりとかということはないんだと思うんですけども、あと、もしくはこれをリュックにするとか、しょって行く形ですね、非常に今のスポーツバッグにゴムひもという体制は余り合理的と思えないんですが、これはいかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

通学用のバッグでございますが、現実的には教育委員会のほうで指定しているのではなく、各学校が決定して採用している状況です。現状ではリュック型のバッグを採用しているのは、二中、三中、四中で、補助的にスポーツバッグのほうを使用しているという状況です。スポーツバッグのみというのは一中と瓜連中となっております。

リュック型のバッグにつきましては、担いだ状態で自転車に乗るとバランスが悪く危険であることから、荷台に載せるよう指導しているところでございます。

なお、自転車の荷台の結わえ方でございますが、1年生ですね、中学1年生に対して、4月の第1週に必ず実地で指導しており、同時に自転車の乗り方につきましても、グラウンドや、また実際に道路を使うなどして指導し、安全意識を徹底しているところでございます。

入学当初のほうは、なれないせいでひもが外れるということも考えられるところでございますが、学校からも保護者のほうへ協力をお願いし、安全面の配慮を徹底しているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） すみません、確認なんですけれども、リュック型のバッグを荷台に載せてゴムで縛っているという、そういうことなんですか。

それは、余りそれも合理的じゃないなと思ってしまうんですけれども、リュックならリュックで、しょうためにあるわけですから、何でじゃ、それをゴムひもで結わえるのにリュックを採用しているのかなというのも疑問でありますし、そもそも今のリュックにしるスポーツバッグにしる、今の通学体制には合わないんじゃないかなというふうに私は思います。

一度そういう検討もしていただければというふうに思います。各学校に任せているということですので、各学校のほうで意見も聞きながら、生徒さんが果たして本当にそれで満足しているのかどうか、ちょっと疑問でございます。

自転車で、4枚目の資料です。中学校の学区割があります。三角のマークが、先ほど言いましたように、赤い三角が中学校の場所です。那珂三中、下江戸のほうから来る子供たちは本当に遠いなと改めて思うわけでございますけれども、これをやはり少しでも負担を軽くしてあげなきゃかわいそうじゃないかなと。昔から行っているんだと言われればそうなのかもしれないんですけれども、さっき言いましたように、昔と今ではやっぱり状況も違いますし、教材も重くなっていますし、本当に大変なことだと思います。

やはり毎日自転車に乗るということですので、これはやはり事故のリスクもどんどん高まっていくんだと思うんです。中学生、今、自転車の重大事故というのがたびたび報道されます。人をはねてしまった場合とか、あと逆に自転車に乗っている人が大けがを負ってしまった場合というのがニュースでも流れるんですね。毎日自転車に乗っている中学生は、事故に遭う確率はもっと高いと思うんです。そうすると、万が一があったときに相手への賠償ですとか、けがの補償ですとか、そういったものって保険に入っていないと大変だということも考えられると思うんですけれども、市内の中学校で自転車の保険というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

一部の学校では、全員に保険加入を義務的にお願いしておりますが、多くの学校、ほかの学校では加入の推奨という形をとっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 全員加入にしているところはどこですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） 全員加入にしている学校は、第四中学校でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 全員加入は、本当に万が一のときには、学校で一括管理していれば、この保険でこういうふうにというふうにすることができると思います。自転車保険という保険は実際にはないので、いわゆる傷害保険と個人賠償責任保険の組み合わせだと思うんですけども、個人賠償責任保険については、親御さんの自動車保険に付帯されていたりする場合もあるので、それでカバーできるという考え方もあるんですけども、ただ、自分の保険、うちの保険がそこまでカバーできるとわからない人達もやっぱりいると思うんです。そういったときに、やはり学校で一元管理していることによって、こういった手続でこういうふうにできますよというのは非常に安心だと思うんです。

傷害と賠償なんで、多分そんなに高い保険料じゃないと思うんです。できれば、子供たちを守る意味では全員加入を義務づける、保険料なので、やはりこれは受益者負担だとは思いますが、予算を市で出す必要はないと思いますけれども、でも、子供たちの安全・安心のためには保険の重要性ももっと考えて、できれば全員加入という形で一元管理できれば、なお安心かというふうに思います。

道路事情が今変わってきたということで、最近は自転車が歩道を走っているのか、車道を走っているのかわからないというような話も聞きます。調べますと、道路交通法では、自転車は軽車両とみなされて、車道を走らなければならないということだそうです。しかし、路側帯がある場合は路側帯を走ることができる、通学路においては、2車線でありながらも路側帯がない道路もあります。逆にガードレールの内側を走らないと、もう現実的に道幅が狭くて、とても自転車が走れないというような場所もあるかと思います。

これらへの、こういうところを走るときの指導というか、車道を走っているんだか、歩道を走っているんだか、路側帯を走っているんだかわからないというような子供たちも当然いると思うんですけども、その辺の指導というのはどのように行っているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

通学路につきましては、地区により道路状況が異なっておりますが、各学校におきましては、その地域の状況に応じた指導を行っているところでございます。基本的には、路側帯がある道路につきましては路側帯を走行する、歩道がある場合には、歩道内を歩行者優先かつ車道寄りに走行するように指導はしているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 大人の方でも自転車がふらふら、ちょっとどっちを走っているんだろうというような方も見受けられますし、そもそも右走なのか、左走なのかみたいなところから始まる話もあるかと思うんです。中学生は毎日自転車で通うということで、自転車と毎日向き合っているわけですので、その辺が曖昧にならないようにはっきりした指導を、教育をしていていただきたいというふうに思います。

小学校、中学校問わず、交通危険箇所、そして死角になって不審者に襲われても助けを求めづらい場所などがあると思います。先ほど言いましたようにGPSですとか、あとは着用エアバッグなんていう究極の手段もあるにはあるんですけども、こういったものは非常に高価でございますし、なかなかすぐ導入ということもできないと思います。やはり非常に重要なのは、地域での見守りということだと思っております。

このお配りした資料の最後のページに、防犯ステッカーというのを載せさせていただきました。これはよく運送会社さんのトラックですとか、軽貨物便なんかの後ろに張ってあったり、あとバイクの貨物の部分の後ろに張ってあったりするのを見かけたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり人間、人の目というのを非常に意識するらしいんですよ。こういうのが走っていると非常に抑止力になるということで、都内などではいっぱい張って歩いてもらっているというようなことでございます。

昨日、遠藤議員から子どもの駆け込み110番の家の掲示もありましたけれども、ああいったものも非常に、ああいうのがあるということが有効だと思いますので、本当はああいうもので犯罪を抑止できるようにしていくということがまず大事だと思います。それから、やはり何とんでも地域との結びつきだと思いますので、一番大事なのは挨拶だと思います。ふだん道で会えば、こんにちは、朝通学のときには、おはようございますというのをふだんからしていれば、ああ、誰誰ちゃん、どこどこの誰誰ちゃんというのが毎日通っていた、どこどこを歩いていたよというのがやっぱりわかるというのは、非常に大事なことだと思います。

ですので、その辺を、ぜひ地域の結びつきを大事にしていただいて、それをもっと助長させていくために、わんちゃん警備隊と、要は犬を散歩する人達に見守りをしてもらうというような手段でございます。手法としましては、犬の予防接種の際に、「まちなか警備中」と書かれた反射のたすきを飼い主に贈呈しまして、散歩時にはこれをかけて歩いてくださいねと。そうしますと、散歩する方も、暗いときでも車のヘッドライトに照らされ目立ちますし、それも抑止力になると。散歩時総監視人制度というのは、私が勝手に名づけたんですけども、できるかなと思うんですが、こういったものを実践していくのはいかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

ただいまのお話でございますが、一部自治会では、犬の散歩を子供たちの登下校に合わせて行うよう地域に呼びかけてくださっているという話も聞いており、犯罪の抑止力として大変有効な取り組みであると考えております。

議員からのご提案の趣旨にも合致していると思っておりますので、このような先進的な事例をぜひ市全体に広めたいところでございます。今後は、各地区での呼びかけがされますよう関係課と協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） よろしく願いいたします。

朝の通学なんか見ていると、子供たちが集団登校している脇を車がびゅーっと結構なスピードで抜かしていったりとか、すれ違っていったりというのを見かけるんです。ここは通学路なんだと、声に出して言いたいんですけども、声に出しても車のドライバーには聞こえません。どうやったら減速してもらえるかなというのをやはり考えていかなきゃいけないんだと思うんです。運転する側の意識、子供たちがどんなに注意していても運転する側の意識が、それが低いと事故にはつながりかねないというふうに思います。

そういった中で、通学路だということを認識させるために、特に飛ばしやすいところですね、いわゆる2車線道路とかじゃなく、中央線がないんだけど通学路になっているというようなところは、非常にスピードを出す車が多いので、そういったところにハンプ、さっき資料の一番後ろにつけさせていただきましたが、こういうぼこぼこことというような、こういったもので減速を喚起するというようなことも検討していただきたいと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

こちら資料にもあるハンプでございますが、凹凸がありスピードを抑制するもので、住宅街や駐車場などに設置されておるものでございます。

通学路につきましては、一般道路でございますので、ハンプ設置による騒音の発生やスピードによっては運転操作を誤るなどの危険が生じることもございますので、設置場所については慎重にすべきものと考えております。

また、道路への着色でございますが、現在でもグリーンベルトとして路側帯の色づけを行っているところもございます。今後も危険箇所につきましては関係機関と協議をしまして、グリーンベルト等の施工を進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） グリーンベルト、いただきました、今ね。5枚目でございますね。グリーンベルトの設置箇所というのを市のほうからいただきました。

やはり通学路になっていて、車の危険性があるけれども、ガードレールはつけられないというような場所にグリーンベルトを引いていただいているんだと思いますが、グリーンベルト、もちろん引いていただくのでありがたいんですけども、やはりいまいち効果としてどの程度なのかなというふうに思わざるを得ないときもあります。そのグリーンベルトの脇を車がびゅーっと走っていくという光景もよく見かけますので。そこの6枚目、先ほどハンプはちょっと危険もあるということでしたので、イメージハンプというのがあるそうでございます。

道路に目の錯覚を利用して凹凸があるように見せる、これで減速を促すというようなものがあるそうでございます、これはどういうふうな施工をするのかとかは、ちょっと私はわかりませんが、こういったものも通学路には検討していただけると注意喚起になるんじゃないかなというふうに思います。

そして続きまして、市内の線路についてです。やはり那珂市真ん中からYの字に水郡線、太田線走っております。ですので、当然線路をまたがなければ通学できないという子供たちがたくさんいるわけでありまして。市内に踏切の数というのはいくつぐらいありますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在の踏切の数でございますが、全部で52カ所ございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 52カ所、駅が9つというのは知っていましたが、踏切が52カ所というのはちょっと知りませんでした。

そのうち遮断機がない踏切というのがありますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

遮断機のない踏切につきましては、現在4カ所となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） じゃ、その4カ所を通過していく子供たちへの対策等はどうなりますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在残っております遮断機のない踏切は、幅員が非常に狭く、一般の通行も少ないところで、通学路としては使われておりません。それによりまして、現在のところ対策のほうは特には考えていない状況でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 通学には使われていないということでちょっと安心しましたけれども、例えば友達のうちに遊びに行くのにそこを通らなきゃいけないとか、近道だとかというようなケースも考えられなくはないので、ぜひそういうところも学校で注意喚起していただいて、その踏切はなるべく通らないようにするとか、通るときにはよほど気をつけるとか、そういったことも喚起していただきたいと思いますというふうに思います。

それから、今、議会のほうでも何度か話は聞いていますけれども、県と調整しながらの原子力災害時の避難計画というのを策定中かと思います。これも原子力災害の避難計画というのを、計画伺っていますけれども、あくまで家で被災した場合というような想定が原則のかなと。

そういった中、宮城県の石巻市の大川小学校でもありましたように、子供たちが学校で被災してしまうというようなケースも多々考えられるわけでありまして。子供たちが学校にいた間にも原子力災害が起きたとか、そういったときの対策というのは検討に上がっているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現段階での学校の対応につきましては、学校保健安全法により学校安全計画を策定しており、その中で原子力災害を想定した屋内避難訓練の実施を明記するとともに、学校ごとに策定する危機管理マニュアルにも原子力災害発生時の対応を定めているところでございます。

児童生徒に対しましては、発生が在校時であれば校舎内に、登下校中であれば、学校か自宅のいずれか近いほうへ避難するように指導をしているところでございます。

そのほか内部被曝を防ぐためマスクをしたり、ハンカチなどで口や鼻を覆う、あるいは動揺を最小限に抑えるため、教師も含めて原子力に関する知識を得ておくなど、訓練等の機会の中で指導することとしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 原子力は見えないので、子供たちが下校途中にも事故が起きても、子供たちは何が起きているか、携帯電話も持っていませんし、起きているかわからないというような状況になってはいますが、その辺も今策定中でございますので、ぜひ子供たちをまず主眼に置いてというような計画を立てていただきたいというふうに思います。

それでは次に、今度は、物理的に一緒に帰る友達がいなくて、要は自宅がちょっと離れている、近くに友達がいなくてというようなケースがあると思うんです。そういった孤独下校というのは、市のほうでは把握されていますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

各学校におきましては、低学年は集団下校や、高学年であっても複数での下校を呼びかけ

るなどをしておりますが、対人関係、うまく築けないということで、1人で下校している児童は一部の学校にごぞいます。そのようなケースの場合は、保護者が送迎することが多いのですが、徒歩での下校となる日もあるという状況は聞いております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 人間関係が原因で1人で下校している子がいるということなんですか。それはどこの学校ですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

個人的な情報になりますので、一応菅谷地区内の学校ということでごぞいます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） それはそれでまた違った問題になってしまうかと思うんですが、またそれも、これから改めて検討したいというふうに思います。

あと、これは物理的に1人になってしまう子、こちらはバス通学にしてほしいという声は市のほうにも寄せられているかと思ひます。冒頭もありましたように、現在、本米崎小学校と戸多小学校の一部でバス通学ということになってはいますが、先ほどの小学校のエリアを見ていただいても、五台ですとか、あとは、こちらは瓜連の一部なども非常に遠いところから通っているというふうに聞きます。

スクールバス、そんな大型のバスである必要はないと思うんですけども、そういういわゆる一人世帯、一人世帯と言わない、1世帯になって世帯が孤立してしまうような子供たちに対してのバス通学への支援というのを検討してみてもどうかと思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほどもお話がありましたが、現在、スクールバスで通学をしているところは、学校が統合により廃校となりました旧戸多小及び本米崎小の学区となっています。従前より、通学の距離が遠い地区についてのスクールバスの必要のご意見はごぞいますが、なかなか距離による線引きは難しいところがあるため、現段階では考えていない状況となっています。

以上でごぞいます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 小型バスが難しいということであれば、じゃ、どうすればいいかなというのをちょっと考えたんですけども、朝学童というのをやったらどうか。いわゆる共働き世代の方々を、朝早く子供を学校で預かってくれる制度があれば、出勤前にお子さんを学校に送ってから通勤することができるわけです。そのための朝学童という制度を、これどこの自治体がやっているか知りません。私が勝手に考えました。こういった制度もやれば、

遠距離で通っている子供たちへの守りにもなるんじゃないかなと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、働く親御さんにとりましては、朝の通学時間と通勤時間の関係は大きな悩みの一つかとは考えております。しかしながら、学校の開校時間を早めるということは、教職員の勤務時間を早めることにつながります。近年は、学校に求められる役割の拡大、多様化による教職員の多忙化が指摘されておりますので、学校における働き方改革が進められている現状を鑑みますと、実現にはちょっと課題が多いかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 朝預かるのは教職員である必要はないんだと思うんです。お子さんたちが来るのを迎えて、教室に入れてあげれば良いということでございますので、以前何かでお話もありましたが、用務員制度でもありますし、あと民間というか地元の方のボランティア、自治会長さんたちに相談されてもいいかと思っております。その辺いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

確かにご指摘のとおりとは思いますが、先ほども申し上げたとおり、教職員の働き方改革におきましては、各教育委員会においても適切な取り組みが求められており、業務のあり方につきましても、学校や教師が担うべき業務の範囲を明確化する傾向にはなってきております。

今回のご提案で、教職員以外の方が仮に担うとしても、教室を朝学童というサービスの場として提供すれば、管理的な業務が発生し、教職員の業務の拡大につながる懸念もあります。教育委員会としましては、現時点で対応は難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） なかなか難しいという答えでございましたので、今後、那珂市で子育てするにはこれがあるというように選ばれるような政策の一つになるんじゃないかなと、やり方によってはですけども、思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

お配りした資料4ページ目の市内中学校の学区割を見ていただきますと、赤い三角の一番下が那珂一中でございます。那珂第一中学校です。ご存じのとおり、四中学区とほぼかぶっております。非常に、昔からですけども、那珂一中を眺めながら那珂四中に通うというような生徒たちがいるわけでありまして。

今は小中一貫ということで、学園制というのをとっていますけれども、わかすぎ学園とばら野学園は一緒にしちゃうべきだというのが私の主張でございますので、それで両校交流すれ

ば、小中学校に進むときには好きなほう、第一か那珂四か、近いほう、好きなほうを選べばいいんじゃないかというのが私の持論でございます。

文科省のほうも、学校選択制等就学校指定に係る弾力化というものを今提言しておりますので、ここじゃなきゃいけない、昨日、古川議員の質問でもありましたが、ここの学校に行かなきゃいけないというよりは、弾力的に対応しますということでございますので、この辺ももう長年の菅谷の課題でございますが、解決に向けてこういうことも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

学区外の学校に児童生徒を就学させるにあたりましては、市内の学校であれば、指定校変更の手続、他市町村の学校であれば、区域外就学の手続が必要となります。

教育委員会では、児童生徒等の就学に関する規則の中で相当と認める理由を定めておりますが、通学距離を理由とする変更は現在認めていない状況です。しかしながら、これまでも距離が近いほうに就学したいといった相談が寄せられたことは実際にありました。

就学する学校の変更を認めるのは教育委員会でもありますが、弾力化を認める、進める国の方針の中でも、通学の利便性などの地理的条件は認められるものとして明示されていることも踏まえ、今回議員の提言の受け、相当と認める理由について、見直しを含め精査していきたいとは考えております。

学校選択制につきましては、現段階ではまだ想定はしておりません。まずは指定校変更の制度により、児童生徒や保護者の要望に対応できるような体制のほうを整えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ぜひこれに関しては柔軟に検討していただきたいというふうに思います。

もうきょうは通学路についていろいろ見てきたわけでございますけれども、諸問題を解決していくためには、やはりこれからのI o T化、I T化というのはやはりますます必要になってくるのかな、解決する唯一の手段かなというふうに思わざるを得ない部分もあります。例えば教科書が重いという部分も、タブレット一枚に全部教材がおさまるとい時代もやってくるわけですし、通信付きのタブレットであれば、GPS機能も当然ついております。インターネットもできますので、遠くてちょっと天気が悪くて学校に行くのが困難だというときには、学校の授業をオンラインで、タブレットで受けることもできるというような時代もこれからやってくると思います。

これはもう間違いなくやってくることだと思えます。あとは、どのタイミングで、那珂市がやるかということだと思えます。他市の動向を見きわめてとか、国の動きを見てからと

かいうのではなく、ぜひ先進的にこういったものに取り組んでいていただいで、今の小学生、中学生を取り巻く諸問題をいち早く解決していただいでようお願いするとともに、事故のない平和な那珂市であることを祈りまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告7番、小宅清史議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第3号から議案第46号まで、以上13件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、遠藤 実議員、発言を許します。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） 通告をさせていただきました。内容は、報告第7号 平成29年度那珂市一般会計事故繰越し繰越し計算書についてでございます。この内容はどのようなものかをお伺いしますというふうな通告をさせていただきました。ただ、何点かお伺いをしようと思っておりますけれども、質疑は3回までということなので、区切りながら質問をしたいと思っております。

まず、この事故繰越し繰越し計算書というこの名称でございますけれども、余り聞いたことがない言葉でございますので、この言葉の意味合いをお聞きしたいということと、この事故繰越し繰越し計算書、この内容に関しましては、ちょっとその後、執行部の方にお聞きしましたら、これは例の橋本ビルの足場を組んだ養生に必要なだった経費だというふうな意味合いをちょっとお聞きをいたしました。ここに出ている金額のご説明をいただきたいということと、それから、この契約の相手側のことですが、これは宮原工務店さんということで、あそこに看板も出ておりますけれども、ここに決まった経緯というものをお聞きしたい、この合わせて3点まとめてお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず1つ目のご質問でございますが、事故繰越し繰越し計算書の意味合いはというご質問でございます。こちらにつきましては、繰越し明許費として繰り越した予算について、再度繰り越す場合には事故繰越しになるということでございます。今回の予算につきましては、平成28年度から繰越し明許費として繰り越してございまして、再度の繰り越しであるため、事故繰越

しとなったということでございます。

続きまして、2つ目の質問ですけれども、この繰越計算書の金額の説明をというご質問でございます。その金額につきましては、菅谷地内旧歯科ビルの仮囲いの賃借料でございます。平成29年度における支出額、こちらが192万2,400円、平成30年度への繰越額は217万9,915円でございます。

続きまして、3つ目の質問でございますが、宮原工務店に決まったその経緯をということでございます。こちらにつきましては、業者選定でございますけれども、こちらにつきましては指名競争入札により行いまして、宮原工務店が落札したということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。

指名競争入札で決まったということでございますけれども、入札でございますから、何社かかかっているわけでございますが、宮原工務店さんの外に何社あったのかということと、この中に那珂市内の業者、やっぱり行政は地元の産業育成と業者を育成するというふうな意味合いがございますから、那珂市内の業者さんはあったのか、なければその理由でございます。また、入札なので、この落札率、これもよく我々議員に契約の結果ということで報告いただきますけれども、この落札率はいくらだったのかというのを伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず1つ目のご質問で、指名業者数は何社あったかということでございます。こちらにつきましては、宮原工務店のほか7社、計8社を指名しております。

続きまして、2つ目の質問で、那珂市内の業者はあったのか、なければその理由をというご質問です。指名業者でございますけれども、この8者の中には那珂市内の業者はございませんでした。理由といたしましては、指名にあたりましては、過去10年間において、とび・土工の工種で那珂市での公共工事の受注実績がある事業所を指名したということでございます。那珂市内の業者におきましては、実績がなかったということでございます。

3番目の質問ですけれども、落札率はどうなのかということでございます。こちらにつきましては、こちらの仮囲いにつきましては賃借料になっておりまして、賃借料に関する契約の落札率は公表をしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、今の答弁の内容は、那珂市の業者が入っていないと、理由は、とび・土工工事業というのがあるわけですね。建設業にはいろんな種類の工事業がございます。そのとび・土工工事業の許可を持っている那珂市内の建設業者さんのうち、那珂市が発注する公共工事のとび・土工工事業を受注した実績のある業者がいなかったということ

すね。

今回指名した8社というのは、那珂市内の公共工事において、とび・土工工事業を受注した実績があったからというふうなご答弁だというふうに思いますけれども、とび・土工工事業というのは結構幅が広いんです。これが県でつくっている、土木部管理課でつくっている建設業許可の手引きでございます。これ、私も行政書士としてこういう許可申請をよくやるわけでございますが、いろんな工事業があるんですよ。

土木一式工事とか建築一式工事、大工工事、左官工事、鉄筋工事、いろんな工事がありまして、ご案内のとおり、ご承知のとおりだと思いますが、その中にとび・土工・コンクリート工事業と言われるものがあるわけです。それがいわゆるとび・土工工事業でして、その工事の内容は、足場の組み立てとか、くい打ちとか、土砂の掘削とか、そういったものをやるのがとび・土工工事業なんですけれども、これかなり幅が広いものですから、このとび・土工工事業の許可を持っている建設業者さんというのは相当いらっしゃるはずなんですよ。とび・土工を持っている建設業者さんは相当いらっしゃるはずなんですよ。というか、ほとんど持っていられるんじゃないかと思われるんです、私、市内の業者さんならば。

このとび・土工の内容、これだけのものでありますが、むしろ今回の橋本ビルの養生に関しては、足場を組んで養生するという内容であれば、これはむしろ建築一式工事業を持っている業者でも当然できる内容なのではないかというふうに考えます。当然新築、建物をつくる建築一式なんで、足場を組んで建築するので、今回の養生するだけの内容であれば、建築一式工事業の許可を持っている業者、市内業者でも十分できる内容なのではないかというふうに思うんですね。その建築一式工事業の許可を持っている業者に何で発注できなかったのかなど、単純に素朴に思うわけでありまして。

もう一度繰り返しますが、行政は地元の業者の育成、大変大きなものがございます。ただ、そういった意味があっても、やっぱり市外の業者に発注しなければならないとなれば、それなりの理由、もしくは特殊な工事なので、これはほかの、ここにしか発注できないというものがなければならないのではないかなど。

我々議員も何人かで建物の中に入れていただいて見ましたけれども、あれは通常の養生なのではないかなというふうに思うんです。ですから、市内で建築一式工事業の許可を持っている業者さんに何で指名をしていないのか、もしくは1社も入っていないというのはちょっと不自然な感じがするんです。

ただ、このとび・土工というのは、今は違いますよ。今は、2年前から解体工事業は別になりましたけれども、以前はとび・土工は解体も入っていました。解体もするんだったらとび・土工の許可をとっていないといけないんですけれども、このただ単に足場を組むだけ、養生するだけであれば、おそらく建築一式工事の許可業者でも十分なんだろうと思いますが、その後、解体まで想定するとなると、これは建築一式工事だけじゃだめなんです、だめなんです。これはとび・土工でなければならないんです。そういう意味では、この工事とい

うのは、足場を組んで養生するだけじゃなくて、その後の解体まで想定をした業者選定だったのではないかなとも、私個人には単純に推測をされますが、そこらがどうであったのか。

いずれにしましても、この8社ということですが、過去この8社は那珂市内において、ではどのような工事で実績があったのか。特に、今回受注をされました宮原工務店さんの実績はどうだったのかなというのをお聞きするわけですが、ただ、この意味合いは、これは既に過去、平成28年9月の第3回定例会で、我々でちょっと問題になりまして、早く足場を組んで養生してくれと議会のほうでも提案をして、平成28年10月で専決をされて、平成28年12月の定例会で報告をされたという時系列の内容になっているわけです。

ですから、平成28年10月で専決されているわけですから、この時点で工務店さんというのは決めているわけですが、ということはそれ以前に、平成28年10月以前に那珂市内でこういう足場を組んだ実績のある業者だけを指名したという意味合いになるんだろうというふうに思いますが、過去、その8社はどういう実績があったか、特に今回受注された宮原工務店さんの実績はということであると、どういう工事をされたのか、それはいつ、何年何月に受注された実績があるのかを教えてください。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

とび・土工の工種で過去10年の実績で申し上げますと、主に公営住宅、それから幼稚園、学校といった施設や設備の解体、そういったものをやっていたというところでございます。

宮原工務店の那珂市における実績といたしましては、事前に概略を議員のほうにご説明したところではございますが、事務方のほうでちょっと書類を見誤った部分もございましたので、ここで話しいたしますと、平成19年度、それから平成20年度1月に茨野住宅解体工事の第1期ということで、その工事を受注しているということで、10年さかのぼっての実績ということで、今年から10年さかのぼってしまったということで、実際には橋本ビル発注時から10年さかのぼった、その実績を見るのにその部分がちょっと漏れてしまったので、事前に概略をご説明していたのはちょっと違いますけれども、そういった実績があったということでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告1番、遠藤 実議員の質疑を終結いたします。

以上で通告によります議案等の質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第3号から報告第5号までの以上3件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第6号については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告第7号については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告第8号については、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による報告事項となっておりますので、以上6件は報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第40号から議案第46号までの以上7件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

この後、午後1時30分から広報編集委員会を開催いたしますので、関係者は第2委員会室にご参集をお願いいたします。

散会 午後 零時26分

平成30年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号（6月27日）

平成30年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年6月27日(水曜日)

- 日程第 1 議案第40号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
議案第41号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第42号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第43号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
議案第44号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第45号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
議案第46号 物品売買契約の締結について
- 日程第 2 報告第 9号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第 3 議案第47号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第48号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	中 崎 政 長 君	14番	笹 島 猛 君
15番	助 川 則 夫 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	企画部長	今泉達夫君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	小橋洋司君
保健福祉部長	加藤裕一君	産業部長	篠原英二君
建設部長	玉川秀利君	上下水道部長	中庭康史君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	飛田裕二君
会計管理者	小澤祐一君	行財政改革推進室長	平松良一君
農業委員会 事務局 会長	根本実君	総務課長	渡邊莊一君

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	書記	小田部信人君
書記	小泉隼君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。

◎議案第40号～議案第46号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、議案第40号から議案第46号までの以上7件を一括して議
題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 改めておはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。議案第40号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）の外4件です。

次に、結果でございます。議案第40号、第41号は、全会一致で承認すべきものとなりました。

議案第43号、第45号、第46号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。議案第40号、第41号は、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、那珂市税条例及び那珂市都市計画税条例の一部を改正し、平成30年4月1日より施行したものです。

議案第43号は、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正し、平成30年10月1日から施行するものです。

議案第45号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第46号は、東消防署配備の救急自動車の更新を行うため、地方自治法及び条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、報告申し上げます。

○議長（君嶋寿男君） 続きまして、教育厚生常任委員会、筒井かよ子委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 筒井かよ子君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（筒井かよ子君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。議案第42号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の外2件でございます。

次に、結果でございます。議案第42号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第44号及び第45号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。議案第42号は、地方税法施行令の一部改正等により、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額引き上げ及び国民健康保険税の減額を適用する際の控除額を拡大するもので、加えてマイナンバーによる情報連携で雇用保険受給者資格証の内容把握ができる場合は、同証明書の提出を省略できるものです。

議案第44号は、小児マル福制度において、茨城県が入院に係る医療福祉費の受給対象者を拡大することに伴い、市条例における小児の定義を15歳から18歳に拡大するとともに、入院に係る医療福祉費の受給対象者を18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者まで拡大するものです。

議案第45号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告申し上げます。

○議長（君嶋寿男君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は一人3回までとします。

質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第40号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、議案第41号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第42

号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第42号までの以上3件は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第43号 那珂市税条例等の一部を改正する条例、議案第44号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第45号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第1号）、議案第46号 物品売買契約の締結について、以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第46号までの以上4件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、報告第9号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

概要でございます。平成30年3月2日に誤って差し押さえを執行した件について、賠償額が決定し、和解したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

なお、報告第9号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、議案第47号 那珂市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案書の2ページになります。

議案第47号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）が平成30年5月23日に公布され、平成30年6月6日に施行されたことに伴い、那珂市税条例（昭和33年那珂町条例第1号）について所要の改正をし、法施行の日から適用するものでございます。

主な改正内容は、生産性向上特別措置法の規定により、市が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税軽減の特別措置を講ずるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第4、議案第48号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案書の7ページになります。

議案第48号 人権擁護委員の推薦について。

提案理由でございます。人権擁護委員の藤田美和子委員が平成30年9月30日をもって任期満了となることに伴い、水戸地方法務局長から候補者の推薦について依頼があったことから、引き続き同委員を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（君嶋寿男君） 日程第5、各委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。
会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本会議に付託された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成30年第2回市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、那珂市税条例の一部を改正する条例をはじめとする16件の議案等につきまして、慎重なるご審議の上、いずれも原案どおりご決議いただきまして、まことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、平成30年度一般会計補正予算をはじめとする議案等につきまして、熱心にご審議いただき、あわせて貴重なご意見を多数ちょうだいすることができました。

今定例会における審議を通しまして皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的、効率的な行政運営を図ってまいります。

結びになりますが、議員各位におかれましては、市民が主役の市政運営に格段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、住民福利の向上と那珂市政進展のためにご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

20日間ご苦勞さまでした。そして、ありがとうございました。第3定例会までご健勝にてお過ごしください。

○議長（君嶋寿男君） これにて平成30年第2回那珂市議会定例会を閉会といたします。

20日間ご苦勞さまでした。

この後、広報編集委員会を開催いたしますので、関係者は直ちに第2委員会室にご参集を

お願いいたします。

閉会 午前10時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 君 嶋 寿 男

那珂市議会副議長 古 川 洋 一

那珂市議会議員 萩 谷 俊 行

那珂市議会議員 勝 村 晃 夫